



福岡県中間市
第4次総合計画

福岡県 中間市

中間市第4次総合計画・後期基本計画の発刊にあたって



中間市市民憲章

わたしたち中間市民は、相互の信頼と協力をもとにして調和のとれたまちづくりをめざします。

わたしたち中間市民は、限りない明日への躍進を願い、ここに“憲章”を定め、わたしたちの心がけとします

このたび、平成22年度をもちまして、中間市第4次総合計画・前期基本計画の目標年次を迎えました。平成18年度からのこの5年間は、政権交代や経済、雇用不安などが発生し、また引き続き深刻な少子高齢化や、環境問題など重要視される課題も多く、我々にとって大きな変革の時代となりました。

このような状況の中、中間市では、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを目指し、この第4次総合計画の基本構想のキーワードであります「元気な風がふくまちなかま」を実現できるよう、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間を対象とし、第4次総合計画・後期基本計画を策定いたしました。

今後は、この将来像に向け、第4次総合計画の集大成として、市民の皆様のお力添えを賜りながら、推進していくことを考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

平成23年4月

中間市長 松下俊男

一、 きまりを守り

平和で安全なまちをつくります。

一、 しごとに励み

活気にみちたまちをつくります。

一、 人をだいじにし、

心ゆたかなまちをつくります。

一、若い力を育て

スポーツと文化のまちをつくります。

一、自然を守り、

美しいみどりのまちをつくります。



目次

中間市第3次総合計画 後期基本計画の策定

序章

第1節 後期基本計画の背景	2
第2節 後期基本計画設定の方針	2
都市づくりのビジョンと施策の体系	4

後期基本計画 平成23年度～平成27年度

第1章 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

第1節 都市計画	6
第2節 土地利用	8
第3節 水利用	10
第4節 道路・橋りょう	12
第5節 住宅	14

第2章 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

第1節 保健・医療	16
第2節 福祉	21
第3節 社会の保障	35

第3章 豊かな生活環境の創造

第1節 上水道	39
第2節 下水道	42
第3節 消防・防災	45
第4節 交通安全	50
第5節 情報化	52
第6節 環境衛生	53

第4章 新世紀に適応した産業の振興

第1節 農業	59
第2節 商業	61
第3節 工業	64
第4節 雇用	66
第5節 観光	70

第5章 次世代を担う教育の充実

第1節 学校教育	71
第2節 社会教育	75
第3節 文化的振興	80
第4節 生涯学習	83

第6章 市民との協働・交流による

開かれたまちづくり

第1節 人権	85
第2節 住民サービス	88
第3節 男女共同参画	89
第4節 国際交流	92
第5節 広報・広聴	93
第6節 行財政計画	95
第7節 広域行政	98





中間市第4次総合計画 後期基本計画

2011年度（平成23年度）～
2015年度（平成27年度）

序章

第1節 後期基本計画の背景

本市は、昭和33年に市制を施行し、平成20年に、市制施行50周年を迎えた。

また、総合計画については、昭和50年に第1次総合計画を策定して以来、現在までに4次の総合計画を策定し、現在、計画を推進しているところである。

中間市では、これまで産炭地の後遺症からの脱却や、平成2年のバブル経済崩壊などの経済基盤の不安定な中、住みよいまちづくりを進めていくことを目標に総合計画の策定がされてきた。

しかも、第4次総合計画中には、政権交代や雇用問題など大きな状況の変化があり、こうした流れの中で、「元気な風がふくまちなかま」のキーワードを都市像に掲げ、第4次総合計画の前期基本計画推進し、最終年度を迎えた。

よって今回は、前期5力年の施策の見直しを行い、社会情勢の変化に対応できる新しいまちづくりを実現することを目指し、ここに第4次総合計画・後期基本計画を策定した。

第2節 後期基本計画設定の方針

1、快適な暮らしを支える社会基盤の整備

土地を有効に利用するためには、住居・商業地・工場・農用地・公園緑地とを区分し、それぞれの状態を適切に配置し、活用することが必要である。また、道路や橋りょうについても、市民の安全と安心を生むために円滑に経済・生活道路を結んでいき、人と車だけではなく、上・下水道、電気、ガス、電話といった市民生活を支えるライフルラインの連絡ルートである。また、市を東西に

～未来へとつなぐ都市づくり～

分けている遠賀川は、途絶えることなく生活用水、農業用水を供給し、市民生活と農業、産業を将来にわたり支えている。都市設計は、快適な暮らしを支えるうえで、計画的な整備が必要である。

そうしたなかでは限られた広さではあるが、緑地を維持しながら、良好な住環境の構築、農業、産業の振興に対応できる社会基盤の整備が必要である。

～元気の輪が広がる都市づくり～

すべての市民が、市と連携し自己の健康管理を行うシステムづくりを図っていきながら、保健・医療・福祉が一体となって、相互支援体制の構築に向かって明日への安心づくりを進めていくものである。

2、生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

すべての人びとが精神的、肉体的に健康で安心できる生活が継続され、そのことが市民の生活に真の幸福をもたらす地域社会づくりが必要である。自ら健康づくりに目覚めた市民一人ひとりの健康管理のあり方が地域社会に波及し、まち全体が『元気』になることが肝要である。そのため

～みんなで築く環境都市づくり～

人びとが生活していくなかでは、いつでも、ど

こでも、だれもが、快適性、利便性、安全性が確

保される生活環境が保持されなければならない。

くわえて、災害に負けない地域社会の構築とともに、自然環境との調和が図られる環境づくりによって市民が普段の生活のなかでごく普通に喜びを感じることができるまちづくりが求められ

ている。

少子・高齢社会が速い速度で進行する今日、子どもや青年、中高年すべてが、住みよい環境の中で、明るく『元気』になるまちづくりに努めていかなければならない。

4、新世紀に適応した産業の振興 ～ 活力と賑わいのある都市づくり ～

市民が欲する様々なニーズに的確に対応するためには、社会動向や環境の変化に対応した独自の魅力を持たなければならない。

そのようなまちを目指すためには、住む人びとが市内で満足する商業集積や、若者が定住できる就業の場の確保に向けた企業誘致、付加価値の高い農産品の生産による安定した就農基盤の整備

によるやりがいのある農業環境の整備といった、各種の産業経済の振興を図ることである。

そして、中間市の3大祭りなどの活性化をはかり、若者を中心とした特色のある伝統的な「まつり」へと一層成長させ、心のゆとりが振舞えるまちをつくることが必要である。

5、次世代を担う教育の充実 ～ 人を育むスポーツと文化の都市づくり ～

子供たちが、心身ともに健全な発達を促し、将来を力強く生きていける力を身につけるには、日常から、地域や学校でのゆとりと充実した教育とともに、多種多様な文化に触れ、スポーツやレジャーを満喫することである。

そのためには、大人たちが体験してきた技能や技、考える力を、地域の文化、遊び、スポーツを

通じて継承していかなければならない。

家庭、学校、社会が一体となり、またあるときは地域それぞれの特性を活かした活動のなかで正しい知識と教養を培っていきながら、それを生涯学習として捉え、自分たちが住んでいるまちが輝くものにしていかなければならないのである。

6、市民との協働・交流による開かれたまちづくり

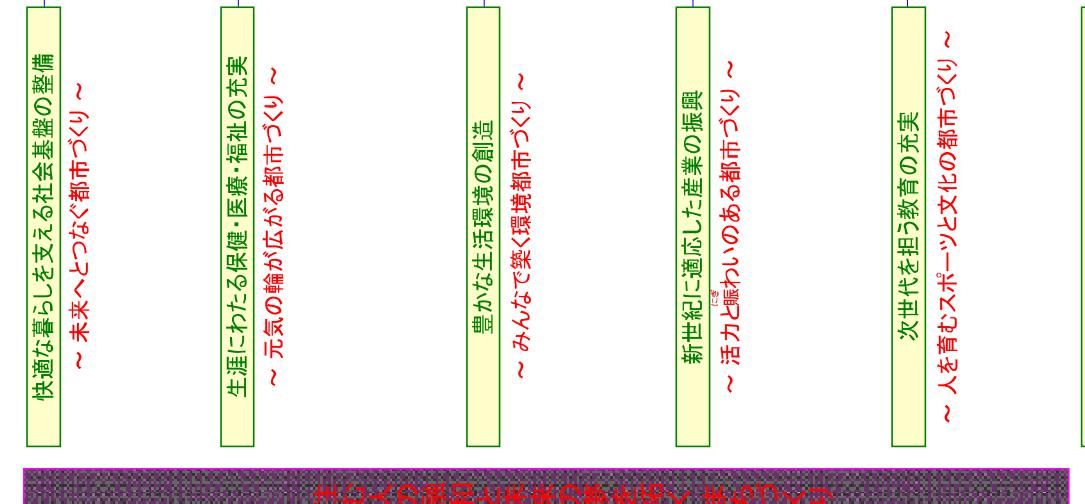
～ 人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり ～

情報化の急速な進展は、経済社会に新たな産業構造の変化をもたらすばかりではなく、一人ひとりを取り巻く環境の変化をも自在にできる可能性をもたらすことが証明されつつある。

また、社会構造が変化していくなかで、地方運営にあたっては一層の行財政改革が求められるが、都市相互間のネットワークの形成などにより、広域的な都市圏として周辺市町村との連携や協調が、ますます重要な位置づけとなる。

すでに市民の生活においては、行政区域に捉われることなく、広域経済圏や文化圏内において活発な活動が展開されており、情報化の進展も活動の幅の広がりに拍車をかけている。こうした状況を踏まえ、本市にあっても、将来的な視野にたって広域的行政の構築を視野にいれ、柔軟な対応が図られる体制づくりも必要であるが、そうしたなかでは市民主体、市民との協働・交流を基本とした開かれたまちづくりが求められる。

都市づくりのビジョンと施策の体系



住む人の融和と未来の夢を拓くまちづくり

元気のある自立した都市づくり

市民の元気がまちの元気

元気な風がふくまちなかま

後期基本計画

第1章 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
～未来へとつなぐ都市づくり～

第1節 都市計画

【現状と課題】

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。民間の開発許可申請に対し、その開発が中間市にとって有効かつ利便性の高い物となるよう指導を行い土地の有効利用を図った。地区計画については既存計画の変更は行ったが新規計画の策定は行っていない。今後は未利用地の活用や周辺道路との一体的な計画など地域の特性を生かした土地利用を促進する。

また、都市計画道路については中心市街地に影響の大きい3km弱の整備区間が延長され

た。これにより商業地域の交通機能が向上した。

公園緑地については既存施設の経年劣化が激しいため公園機能の回復に重点をおいて遊具の修繕、撤去を実施。都市公園では垣生公園のバリアフリー化に着手している。

次に、公共下水道の普及率は、平成17年度末現在37%であったが、平成21年度末現在では138haの整備増となったことにより、普及率も53.8%までなった。今後も毎年36haを目標に整備を進めて行く。

【施策の基本方向】

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分及び用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図る。また、土地利用の形態の変化など、時代のニーズに応じた地区計画を検討する。

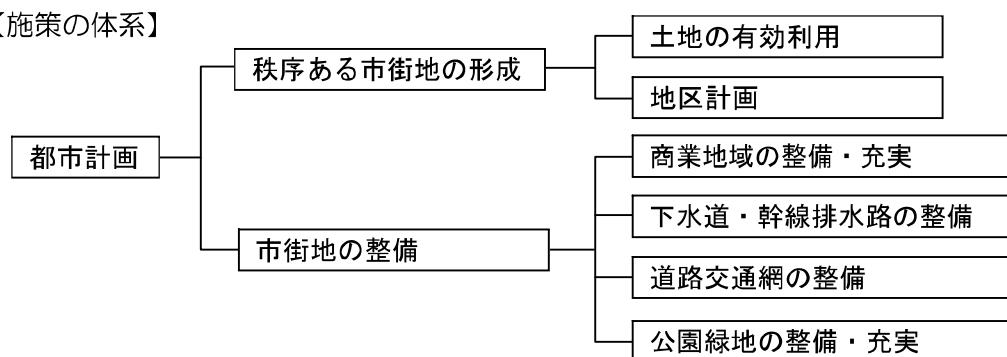
都市計画道路については、社会状況の変化

と道路整備プログラムとの整合を追及し、順次整備を図る。

公園緑地、児童遊園については、長期にわたる計画的な維持管理・整備が必要である。

また、都市公園においてはバリアフリー化を促進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 秩序ある市街地の形成

(1) 土地の有効利用

引き続き利便性の高い土地利用を促進するため道路等の都市施設と併せた計画的な土地利用を行う。

(2) 地区計画

今後も地区レベルの計画を促進し、土地所有者等の意見を十分に反映させたうえで、地区特性に合わせた土地利用を検討する。

2. 市街地の整備

(1) 商業地域の整備・充実

総合的土地利用の観点から今後も商業地域の整備については周辺道路との一体的な計画により充実を図る。

(2) 下水道・幹線排水路の整備

公共下水道については、平成21年度末までの普及率は53.8%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために、毎年36haを目標に整備する。

(3) 道路交通網の整備

都市計画道路の未整備路線に関しては今後も国、県と連携しながら早期の整備を目指す。また、地域の活性化及び土地の有効利用等、将来を見据えた新規路線の決定も重要となる。

(4) 公園緑地の整備・充実

公園施設の長寿命化を図り、長期計画による施設管理が行える体制を整える。



第2節 土地利用

【現状と課題】

平成18年実施の第5回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しにおいて、行政界の変更に伴い第一種住居地域と準工業地域の編入を行ったが商業系地域の

編入は行っていない。

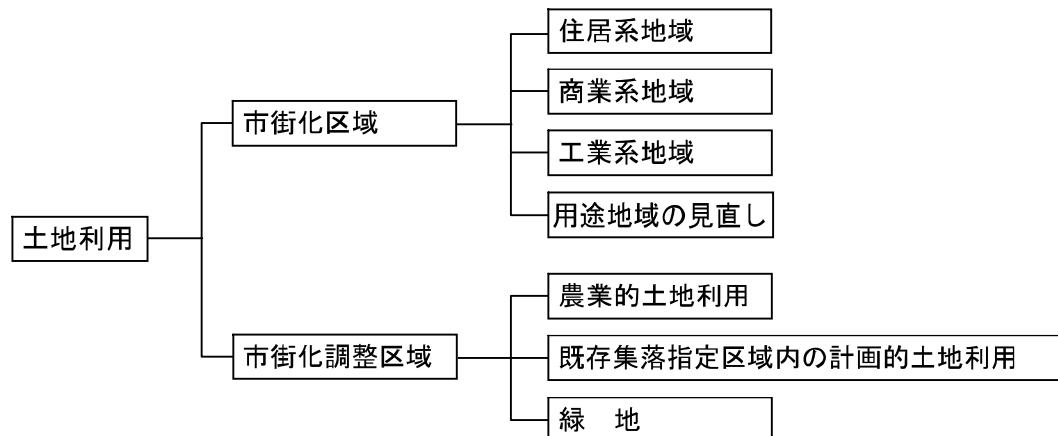
また、平成21年度に中間市都市計画マスターPLANの変更を行い将来的土地利用の方向性を示す。

【施策の基本方向】

国、県をはじめとした関係機関との調整を十分に図り、地域住民と密に接し、相互理解と協力のもとに適正な土地利用を図る。

都市計画道路の整備を行った地区の沿道利用に関して、現在の用途地域を検討し、より地域の特性に即した土地利用を促す。

【施策の体系】



【計画】

1. 市街化区域

(1) 住居系地域

住みないと感じる、住み続けられる都市づくりを目指し、基盤整備の充実や安全・安心の住まい環境づくりに向けて適正な土地利用の規制・誘導を進める。

(2) 商業系地域

都市活力の維持や新たな賑わい創出などの都市の魅力づくりを目指し、既存商店街や拠点地区周辺における機能集積及び都市環境の整備に基づき適正な土地利用の規制・誘導を進める。

(3) 工業系地域

就業の場の確保、都市活力の維持など、都市の魅力づくりと、工業機能の更なる集積を目指して、既存の工業団地周辺への機能集積や企業誘致を検討する。

(4) 用途地域の見直し

今後も地区の特性に合わせて用途地域を適正に配置するため必要な見直しを検討する。

2. 市街化調整区域

(1) 農業的土地区域

今後も農業基盤の充実と食料基地としての営農環境の維持を図る。

(2) 既存集落指定区域内の計画的土地区域

前回実施地区以外に条件に該当する地区はないため中止。

(3) 緑地

遠賀川とその河川敷及び垣生公園周辺などの緑地について、県や国土交通省と調整を図り、必要な景観形成と緑の保全を促進する。



第3節 水利用

【現状と課題】

本市水道事業は、給水人口82,400人を設定し、一日最大給水量は32,600m³（唐戸浄水場・19,700m³、西部浄水場・12,900m³）を確保し、平成29年までは水需要に十分対応できることとしている。

また、将来の水需要の増加に備え、水資源として昭和55年に完成した遠賀川河口堰から中間市・遠賀町分として14,660m³を確保するとともに、遠賀川河口堰からの分水のための配水池用地を遠賀町内に確保している。

近年、主水源としている遠賀川流域の都市化が進み、生活雑排水や畜産排水・農業排水などに起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されている。

遠賀川ではアンモニア性窒素やBOD値の増加、浮州池では富栄養化から藻類の繁殖による異臭味障害などが、年間を通じて発生している。加えて近年環境ホルモンなどの各種化学物質やクリプトスピリジウムなどで水道水に対する安全性、信頼性が問われていることから、福岡県や流域市町村との一体的な浄化対策を強化・促進しなければならない。

給配水施設では、さらなる水の安定供給のために経年老朽管の新管への切り替え事業を推進するとともに、漏水防止対策を充実させなければならない。

また、地震に強い水道を目指して、これまで以上に水道施設の耐震化を促進しなければならない。

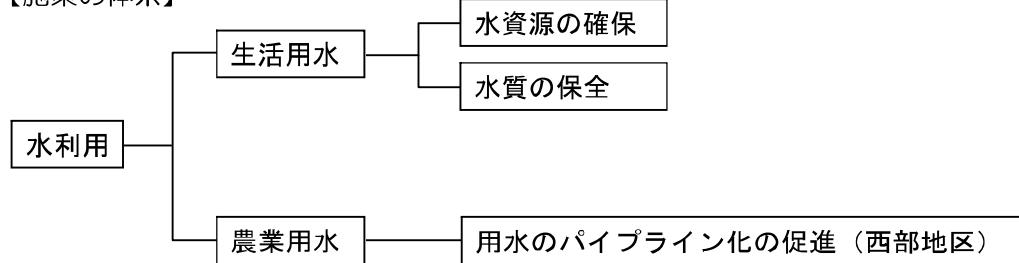
【施策の基本方向】

生活用水の需要の増加を的確に把握し、水資源の確保に努め、飲料水の安定供給を維持する。

また、水資源の水質確保を図るため、水質

汚濁の防止に必要な浄化対策を積極的に推進する。本市では、より一層安心して飲めるおいしい水づくりを目指すため、西部浄水場の改修を図る。

【施策の体系】



【計画】

1. 生活用水

(1) 水資源の確保

今後とも、水需要の増加を見据えた水資源の確保が必要である。

平成6年、異常渇水により、九州北西部、特に福岡県は、福岡市を中心とした福岡都市圏の市町村で、時間給水や夜間断水が行われた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

これらのことと踏まえて、一日も欠くことのできない生活用水を安定して給水するため、配水池の建設や幹線配水管網の整備を中心とした第10次拡張事業を推進する。

(2) 水質の保全

近年、周辺各地で住宅化が進み、生活排水に起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されてきている。

水源となっている遠賀川や浮洲池においても、アンモニア性窒素やBOD値の増加、藻類の繁殖による臭気が増加の傾向にある。安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりを目指して、水質基準の改正に伴う検査体制の充実を図るとともに、国土交通省、福岡県や流域市町との一体的な浄化対策を強化・推進する。

(3) 農業用水

本市の農業振興地域の要となる西部地域は山田川から用水を確保しているが、用排水路が分離されていないことから家庭排水による汚濁化や富栄養化などの問題が生じている。用水の確保と省力化を図るため、農業用水のパイプライン化を推進して用排水の分離を行い、二毛作が可能な乾田化を促し、農業の生産性向上を図る。

《用語解説》

- ◎アンモニア性窒素 下水、し尿、工場排水などに由来するたんぱく質や有機窒素化合物が腐敗、分解する過程で発生したもので、検査場所に近い地点での汚染を示す有力な指標となる。
- ◎BOD値 水の中の有機物を微生物が分解するのに使われた酸素量のこととで、有機物による水の汚れを示す代表的な指標。
- ◎環境ホルモン 「外因性内分泌搅乱物質」と呼ばれ、生命体の外から進入して「ホルモン」のような働きをし、本来のホルモン分泌の作用を乱してしまう。そのため、体に異変がおきることが指摘されている。ダイオキシン類、農薬とその他の化学物質に分類される。
- ◎クリプト クリプトスピリジウム症を起こす胞子虫類に属する原虫の名前。
- スピリジウム 牛、豚、犬、猫、ねずみなどの腸管内寄生原虫。人への感染は1976年に初めての報告がある。

第4節 道路・橋りょう

【現状と課題】

県事業によりJR筑豊本線と平面交差している県道中間宮田線を立体交差化。

県道中間水巻線の未整備部分の整備を進め、都市計画道路についても4路線の整備を進め

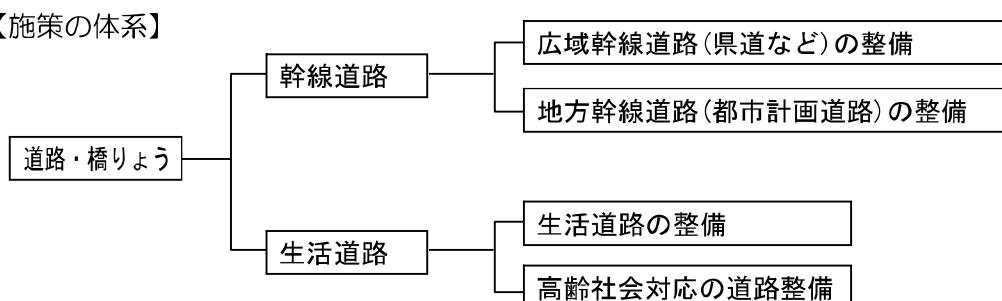
た。また、(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路について都市計画決定を踏まえた警察協議を行うなど、計画決定に向けての条件整備を進めた。

【施策の基本方向】

幹線道路である県道や主要な市道については、朝夕の慢性的な交通渋滞の解消が急務となっており、生活道路との面的な繋がりを勘案しながら整備を図る。また、道路網の充実に向け、(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路の新設を進める。

生活道路については、狭小道路の解消や災害時の非難道路の整備を図る必要がある。特に高齢者や身障者に対応できる歩行空間の機能面の向上を図り、市民各層が親しみやすい安全な道路整備を進める。

【施策の体系】



【計画】

1. 幹線道路

(1) 広域幹線道路網(県道など)の整備

主要道路に関しては今後も市役所前交差点から蓮花寺交差点の4車線化を含め、都市内の連携・交流を強化する機能の充実に向け健全な道路網の中核構築を目指す。

(2) 地方幹線道路(都市計画道路)の整備

都市計画道路については今後も引き続き(仮称)蓮花寺ぼた山縦貫道路の都市計画決定と塘ノ内砂山線跨線橋の整備に向け県等の関係機関との協議を進める。

2. 生活道路

(1) 生活道路の整備

日常生活に密着した生活道路については、交通量など利用状況を十分に配慮したうえで、道路改良や歩道、側溝などの整備を進める。

また、火災などの災害の際に緊急車両の通行できない道路の調査や整備を進め、住民が安心で安全な通行の道路整備を進める。

(2) 高齢社会対応の道路整備

急速に進む高齢社会で、高齢者や身障者の移動の円滑化を図るために、歩道の段差解消や、勾配のある道路や階段に手すりなどを設置し、歩行補助機能の整備を図る。



第5節 住宅

【現状と課題】

市営住宅については、昭和の時代に建設された建物が大多数であり、そのことが建物の老朽化、周辺地域の環境の低下、維持コストの上昇を招いている。現在は中間市公営住宅ストック総合活用計画により建替え、改善を行っているが、住宅政策の変更により、新た

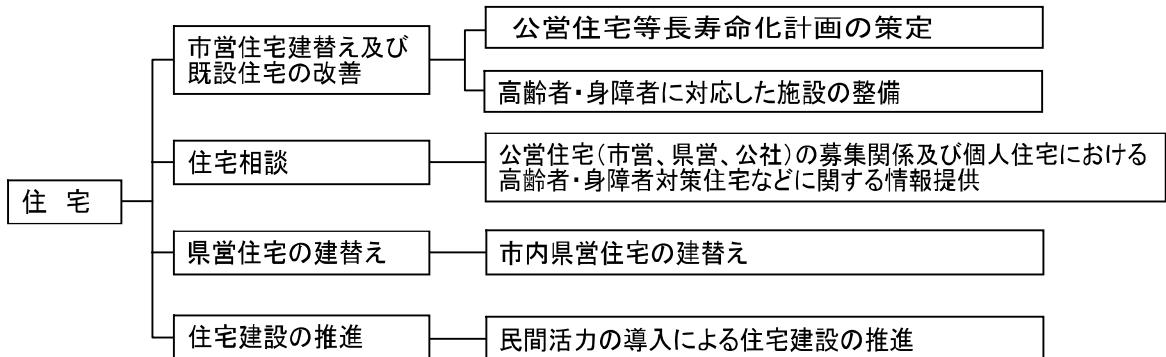
に総合住宅政策の基本として公営住宅等長寿命化計画の策定が必須となり、今後長寿命化計画を策定し、これに基づき財政状況や社会状況などを勘案しながら、建替え、改善、補修など計画的に進める。

【施策の基本方向】

平成26年度以降公営住宅等長寿命化計画の策定が公的交付金を受けるための必須条件

になるので、今後の事業を進めるため公営住宅等長寿命化計画の策定を図る。

【施策の体系】



表：住宅の所有関係別世帯数

年 次	総 数	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り
昭和55年	14,564	9,857	2,140	2,206	270	91
昭和60年	15,657	10,600	2,424	2,342	178	113
平成2年	16,068	11,323	2,309	2,164	132	140
平成7年	16,888	11,999	2,289	2,271	150	179
平成12年	17,513	12,433	2,410	2,412	147	111
平成17年	17,807	12,299	2,483	2,794	111	120

資料：国勢調査

【計画】

1. 市営住宅建替え及び既設住宅の改善

(1) 公営住宅等長寿命化計画の策定

ストック総合活用計画に代わる公営住宅等長寿命化計画を策定して計画的に市営住宅の建替え、改善、補修を行っていく。

(2) 高齢者・身障者に対応した施設の整備

建替え及び改善事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザインを基調とした高齢者、身障者にやさしい施設づくりを推進する。

2. 住宅相談

市営、県営、県公社などの公的住宅の募集関係の情報提供を行う。

また、高齢者、身障者などに配慮した住宅に改善する場合、「すみよか事業」などの補助制度の周知徹底を強化し、利用促進を図る。

一般の住宅相談については、相談内容により的確に対応し、市民サービスの充実を図る。

3. 県営住宅の建替え

老朽化した県営住宅の建替えを要望していく。

4. 住宅建設の推進

民間活力が展開できるよう道路整備をはじめとした社会インフラを整備した地区を中心に計画的な住宅開発の促進を図る。

《用語解説》

◎ユニバーサルデザイン 高齢者や障害者などの利用に限定せず、すべての人が利用できる製品や機能などのデザインのこと。

◎インフラ 産業基盤、経済基盤、社会的生産基盤、都市活動を支える骨格となる施設の総称。狭い意味では道路、鉄道、上下水道など。

広い意味では学校、病院、福祉施設などを指す。



第2章 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
～元気の輪が広がる都市づくり～

第1節 保健・医療

1、保健・予防の充実

【現状と課題】

全国的な少子・高齢化の傾向は、本市も同様であり、壮年期・高齢期を中心に生活習慣の変化が要因である。がん、心臓病、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にある。市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人ひとりが毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められている。

本市においては、平成20年度から実施された特定健康診査やがん検診の受診率が低いこと、特に40代～50代の受診率が低いことにより予防の観点から成・壮年期への事業展開は必ずしも十分とは言えず、今後はさらに『予防』の視点を強化した各種保健事業の推進が必要である。

また、健康診査については、今後も積極的

な広報活動及び受診に向けた取り組みを強化しなければならない。

平成12年度に介護保険制度が導入され、保健事業と介護保険給付との内容の重複サービスについて見直しを行い、平成14年度から介護予防の観点から支援が必要な高齢者及び介護に携わる家族に対し、介護予防を目的とした健康教育、訪問指導を重点的に取り組んできたが、まだまだ実態把握は十分とはいえない、各関係機関との連携あるいは、共同実施という視点も取り入れ、事業の展開を図る必要がある。

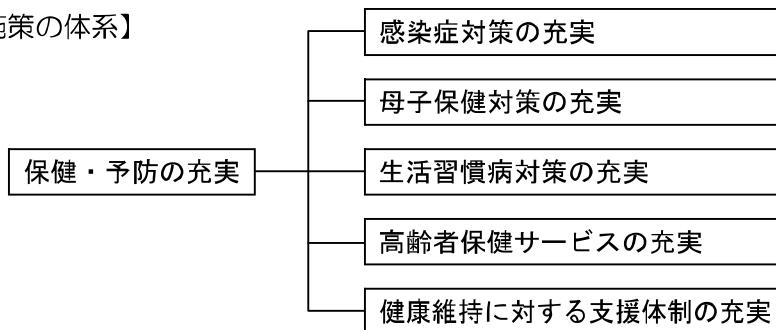
各種事業及びその内容や適正活用について市民への周知を図り、生涯を通じて継続的に支援していくための管理システムを構築し、市民一人ひとりのライフステージと個人の状態に合わせた保健事業を図る必要がある。

【施策の基本方向】

健康管理システムの導入により、データを一元化し、個人及び世帯単位で生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備する。母子に対しては、育児支援をキーワードとし、成・壮年に対しては疾病予防を、高齢者に対しては

介護予防をキーワードとした事業を推進し、介護保険制度と有機的な連携を保ちながら、新たな事業のあり方について検討する必要がある。

【施策の体系】



表：死因別死亡数

(単位：人)

年次	総数	脳血管疾患	悪性新生物(がん)	心疾患	老衰	不慮の事故	肺炎及び気管支炎	結核	その他
平成14年	419	59	150	58	8	14	35	2	93
平成15年	450	50	156	62	9	25	32	0	116
平成16年	480	47	176	56	9	20	46	2	124
平成17年	486	52	160	67	7	22	52	1	125
平成18年	499	50	192	50	6	13	51	1	136
平成19年	489	47	160	63	13	11	62	0	133

資料：保健統計年報

【計画】

1. 感染症対策の充実

各種感染症の予防のため、正しい知識の普及に努め、関係機関との連携により感染症予防対策を積極的に推進し、新たな感染症に対しては情報収集を進め迅速かつ的確な対策に努める。

予防接種については、予防接種健康管理システムを活用し、予防接種の推進を図るとともに、家庭訪問・乳幼児健診等のあらゆる機会を捉えて感染症予防に関する知識や情報の提供に努める。

2. 母子保健対策の充実

本市の「中間市次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」に基づく事業推進を基本に、生涯を通じた健康づくりの基礎となる乳幼児の健康を守るために、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を充実し、子どもと保護者に対して適切な相談・療育指導ができるように努める。母性及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、さまざまな機会を捉え妊娠・出産・育児の各段階における一貫した母子保健教育の充実に

努める。虐待につながる育児不安や孤立を早期に発見し、早期に支援できる体制づくり（関係機関・関係各課との連携）に努める。

3. 生活習慣病対策の充実

生活習慣病の一次予防及び二次予防のため、特定健康診査、各種がん検診の受診者増を図る。

生活習慣病は、発症する前の若いころからの生活習慣がその発症に大きな影響を与えてのことから、予防を推進するために、成・壮年期の受診者増と、その後の指導の充実を図る。

健康診査の結果、必要に応じて医師、保健師、栄養士による保健指導を行い、食生活や生活習慣の改善に努める。また、地区公民館活動や自主活動などを行う住民からの依頼により健康教育や健康相談を行い、住民自身が生活習慣病を予防・コントロールできるよう支援する。

4. 高齢者保健サービスの充実

平均寿命の延伸により、高齢社会から超高齢社会に変化するなか、高齢者の自立支援という観点から、生活習慣病と介護予防を一体的に推進する必要があるため、介護保険課等関係機関との事業連携を図り、身体的、精神的、社会的に高齢者が持っている能力を活かし、また高めることを通じて活動的に暮らせるよう支援するための事業を推進する。

5. 健康維持に対する支援体制の充実

健康問題を抱える地域住民に対し、関係機関と連携し、適切な医療と福祉サービスへつなげ、地域で安心して生活できるよう支援体制の充実に努める。

2. 医療の充実

【現状と課題】

中間市立病院は昭和40年に開設以来、地域の中核病院として市民の生命と健康を守り、地域医療に貢献してきた。現在は、地域の医療機関との連携を柱に、高度・専門病院の後方病院として、地域の開業医では対応できない外科的手術や入院などの支援病院としての役割を果たしている。

平成16年度地域医療連携室を設置し他院との連携強化を図り、平成18年度には患者紹介率（救急搬送患者含む）18%であったが、平成21年度では32%まで上昇した。又、平成20年5月には救急告示病院の指定を受

け、地域の医療ニーズに応じた医療の提供に努めている。

平成22年9月からは、国民健康保険施設（国保直診）としての指定も受け、地域での保健・医療・福祉との連携を図り市民の健康の保持増進のため、総合的相談の実施や保健指導あるいは、健康教育の開催などにも努め、さらに訪問診療や、訪問看護による在宅サービスの実施などでも連携強化を図っている。しかしながら、その一方で新臨床研修医制度を契機に医師の大学への引き揚げが始まり、医師不足や病院勤務医の疲弊等の問題が顕在

化し当院においても、入院や外来診療の縮小を余儀なくされ経営悪化の要因となっており、常勤医師の確保が緊急な課題となっている。この経営面の改善に関して、平成20年度に策定した「中間市立病院改革プラン」に基づき平成21年度からの3年間において経営の効率化を行い、最終年度である平成23年度における黒字化に向けた様々な取り組みを実施している。また、改革プランの中において、各年度の実績を踏まえ、計画の点検・評価・公表を行うことが明記されていることから、

平成22年11月に「中間市立病院評価委員会」が開催され、平成21年度決算を踏まえ各事業の点検・評価が行われた。

平成22年度以降についても各事業年度において、引き続き点検・評価が行われる。

また、施設については、築後30年が経過した建物の老朽化や耐震化対策も大きな課題のひとつである。

今後は、地域の拠点病院としてさらに安全で安心な質の高い医療の提供と療養環境の向上に努める。

表：医療及び医療関係施設数

(各年 12月31日現在)

年次	総数	医療機関				その他の医療機関				
		総数	病院	一般診療所	歯科診療所	総数	あんま・鍼灸院	助産所	薬局	店舗販売業
平成17年	125	65	3	34	28	60	27	2	23	8
平成18年	120	62	3	32	27	58	22	2	22	12
平成19年	119	62	3	32	27	57	22	2	22	11
平成20年	120	61	3	32	26	59	25	2	21	11
平成21年	120	62	3	33	26	58	23	2	22	11
平成22年	120	63	2	33	28	57	24	2	22	9

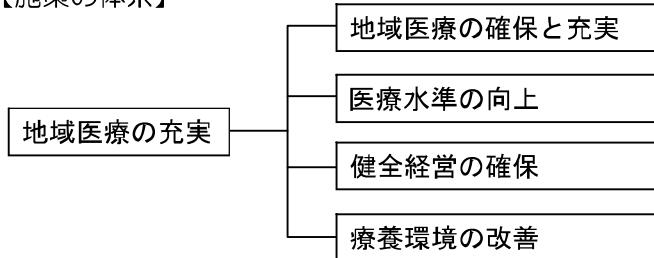
資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

【施策の基本方向】

地域の拠点病院として、高度機能病院と一般開業医との連携の強化を図るとともに、保健、福祉、医療の連携を強化し在宅サービス、総合相談窓口及び健康教室を実施することで、生活習慣病予防など、地域住民の健康づくりの支援を行う。また、今後高齢化が加速する

なかで地域医療の充実を図るために療養型病床など視野に入れた検討を行う。病院経営については、最優先課題である医師の確保を図り、安定した経営を目指すとともに、安全で安心できる効率的な医療を提供し、地域住民に信頼される病院づくりに努める。



【施策の体系】**【計画】****1. 地域医療の確保と充実**

高度機能病院群の後方支援病院として位置付け、病院間の連携の強化を図り、一般開業医と高度機能病院との中間的役割の強化を図る。また、専門医による医療の質の確保や保健、福祉、医療の連携強化による、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションの在宅支援サービスの充実を図ると共に、医師等による健康教室などを取り入れた予防と診療の一体化を図る。さらに、本市では高齢化率が高いことから、療養型病床の導入についての検討も行う必要がある。

2. 医療水準の向上

各医師の専門性を発揮できる診療体制の構築と、地域住民の健康保持のために必要な医療スタッフや医療機器の充実を図り、質の高い医療の提供に努める。また、今後も、医師をはじめ、全職員によるグループ研修及びその発表により能力の向上を図る。

3. 健全経営の確保

病院経営については、最優先課題である医師・看護師の確保を図り、安定した経営を目指す、また、地域医療連携による高度機能病院及び一般開業医からの紹介率の向上により、より多くの患者の受け入れを行う。さらに、平成20年度に策定された経営改善計画である「中間市立病院改革プラン」を推進し合理的かつ効率的な病院経営を行い経営の黒字化を目指す。

4. 療養環境の改善

必要な医療機器を整備すると共に院内での安全管理体制を確立し、安全で安心な医療の提供に努める。さらに、より良い療養環境を提供するため、研修会開催等で接遇意識の強化・向上をはかる。

第2節 福祉

1、児童福祉

【現状と課題】

現在、我が国は最も少子化の進んだ国の一
つとなり、本市においても同様の傾向が見ら
れる。少子化の進行は、経済成長の鈍化、税
や社会保障における負担の増大、地域社会の
活力低下などの要因となり、深刻な問題とな
っている。

また、児童の健全育成、次代の親の育成と
いう見地をとらえても、情報化の進展に伴う
少年犯罪の増加などに見られるように、社会
情勢は複雑化し、失業、離婚、家庭の孤立、
犯罪の低年齢化、児童虐待など、社会構造の
悪化に歯止めをかけるべき次世代を担う子ど

もがきわめて不安定な状況に置かれていると
言わざるを得ない。

こういう現状のなかで、これらを社会全体
の問題として受け止め、子どもが健康に育つ
社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じ
じることができる社会への転換を目的として、
平成17年3月「中間市次世代育成支援行動
計画」を策定した。この計画を柱として理想
の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目
指し、子育てに喜びを感じられる環境づくり
をすることが急務である。

【施策の基本方向】

生活様式の急速な変化や価値観の多様化な
どに伴い、子どもや子育て家庭を取りまく環
境は大きく変化している。特に少子化の進展
は、高齢者を支える生産年齢世代の負担が増
加するなど、今後の経済的・社会的な影響が
懸念されている。

また、子育てについても、職業生活と家庭
生活の両立を可能とする保育ニーズの高まり
や、子育て家庭の孤立化など、対応すべき課
題が山積みしている。この状況のなかで中間
市次世代育成支援行動計画では、「地域の和に

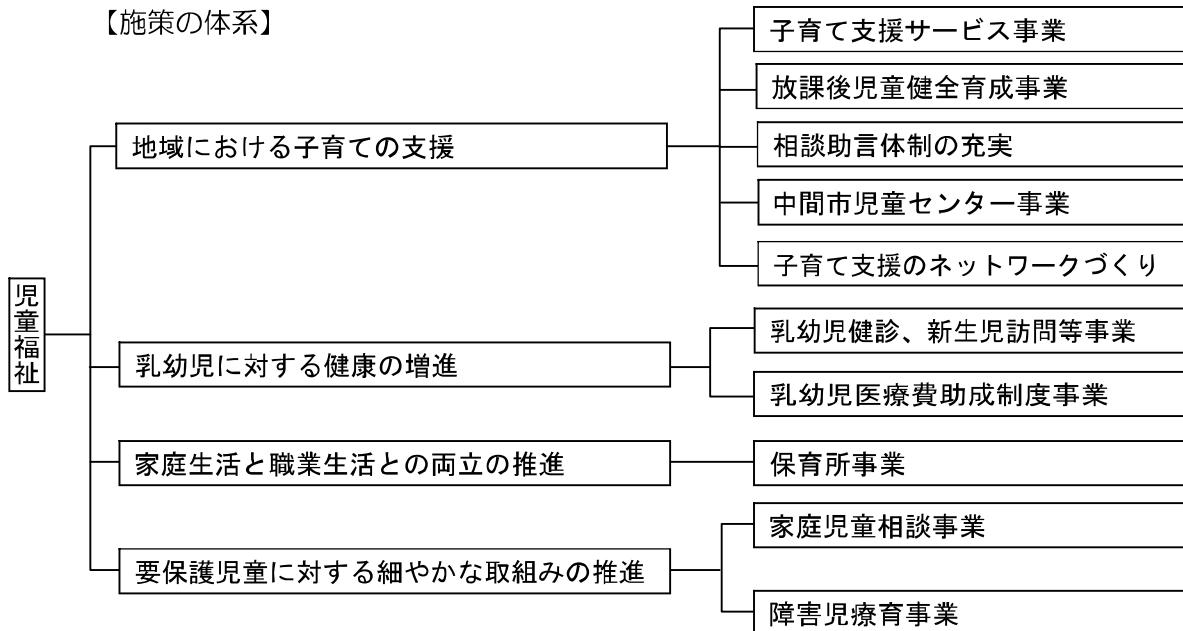
よる 子育ち・子育てを支えるまち なかま」と
いう基本目標をあげ、行政が最大限の努力
をして、住民一人ひとりや保護者、さらには
関係団体や関係機関などと連携しながら、そ
の具体化に努めていく基本方針を示している。

児童福祉施策はこれらを踏まえ、児童の健
全育成・子育て環境の整備を図り、虐待など
現在悪化する環境に苦しむ少年・児童を救い、
社会人として貢献できる大人をより多く育て
るものとする。

《用語解説》

◎ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実
させられるように職場や社会環境を整えること。



の実施を図る

(3) 相談助言体制の充実

乳幼児と親が自由に集い、気軽に相談でき、情報交換する施設として、地域密着型の「子育て支援センター事業」を推進する。また、この事業の核となる施設として「中間市地域子育て支援センター」を設置している。

※子育て支援センター事業

子育て支援センター事業は、現在、人権のまちづくりセンターで実施しており、子育て中の親が気軽に相談でき、情報交換する施設として機能している。

今後は、育児に悩む親が増加傾向にあることから、さらに拡充する必要がある。

(4) 中間市児童センター事業

中間市児童センターでは、主として幼稚園・保育園に就園していない乳幼児とその保護者の居場所及び交流の場の提供と、相談事業を毎月2回（第2、第4水曜日）に行っている。今後は、親子の遊び場を提供する開催日の拡大を図るとともに、小学校低学年児童が集まりやすいように整備を図る。

(5) 子育て支援のネットワークづくり

現在、児童虐待等に関する関係・関連機関の連携によって構築している児童虐待防止目的の「はばたけ子ども・ネットワーク」が機能し、成果をあげている。この組織を活用して、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、PTA、民生・児童委員会などの関連機関に働きかけ、子育て支援のネットワークの構築を図る。

2. 乳幼児に対する健康の増進

(1) 乳幼児健診、新生児訪問等事業

- ・母親学級や両親学級などを通じて妊産婦の健康支援を図る。
- ・個々に応じたより的確な支援が行われるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等を強化し、疾病の早期発見・予防に努め、保健指導の充実を図る。
- ・乳幼児期における、要観察児や発達障害といわれる児童等の、一貫したケアや見守り体制を強化するため、保健センター、家庭児童相談室、親子ひろばリンク（療育支援事業）と保育所、幼稚園、小・中学校との連携の強化を図る。

(2) 乳幼児医療費助成制度事業

乳幼児を養育する世帯にとって全般的な医療費の高騰は、家計を圧迫する状態になっている。市では平成22年4月から県制度と同様に一部負担金のうちの一部の定額負担を求める制度改定を行なった上で、対象を県制度を越える「小学3年生」までとし、さらに負担の軽減を図っている。今後、さらに対象年齢引き上げ等の検討を行なう。

3. 家庭生活と職業生活との両立の推進 保育所事業

本市では近年、乳幼児の数は減少傾向にあるが、家庭生活と職業生活の両立を可能とする保育所の入所希望はむしろ高まっている。そのため柔軟な定員設定や多様な保育サービスを推進する。

※特別保育促進事業の拡大

①延長保育事業

保育所の通常開所時間（7時から18時）の前後に30分から2時間程度延長する保育サービスの充実

②休日保育事業

保護者の就労等の理由により、日曜・祝日の日中に家庭で子どもをみることができない児童を対象に行うサービスの充実

③病児・病後児保育事業（病後児対応型）

病気の回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある保育所へ通所中の児童や同様の状況にある児童（小学校低学年児童を含む）への保育サービスの充実

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が身体、精神、環境などの理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育保護をするサービスの充実

⑤一時預かり事業〔次世代育成支援対策交付金事業〕

保護者が病気、事故、冠婚葬祭、出張、夜勤などやむを得ない理由により家庭で子どもをみることができない場合において、緊急・一時的に保育所で預かるサービスの充実

4. 要保護児童に対する細やかな取り組みの推進

(1) 家庭児童相談事業

近年の社会状況は複雑化し、失業、離婚、少子化、家庭の孤立化など家庭環境は不安定になり、とりわけ児童の健全育成にとっての環境は益々深刻化し不登校、閉じこもり、虐待、非行など悪化の傾向にある。

本市では、児童の健全育成が子どもだけの問題ではなく家庭全体の問題であるととらえ、支援を重要視し、守秘を保持しながら、一般相談と支援業務の充実を図っている。

児童の健全育成のために、学校・保育所・民生・児童委員会・医者・警察・保健所・市役所など、37機関で「中間市児童虐待防止連絡協議会」を設置し、本市が事務局となって関係機関と効果的に連携をとり、児童とその家庭に相談・支援事業を強化する。

社会問題になっているDV（「ドメスティック・バイオレンス」・配偶者やパートナーによる暴力）被害者に対する、相談・保護・救済など、女性に関する窓口を設置し、相談や関係機関につなぐなどの事業を推進する。

(2) 障害児療育支援 親子ひろばリンク

心やからだの発達に気がかりのある子どもの相談や、親子通園による少集団グループ教室（未就学や小学校3年生まで）の充実。臨床心理士、言語聴覚士、作業

療法士、理学療法士による個別相談や、個別指導訓練等との併用により、子ども達ひとりひとりの能力、適性等に応じた療育支援を行っている。又、年々療育を必要とする対象児童の増加や、対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を早期療育が出来るよう、医療、教育、各機関等の情報の共有化や連携を図り、療育支援からの一貫した総合的な支援の充実を図る。

2. 母子（父子）・寡婦福祉

【現状と課題】

近年、男女の結婚観や家族観の相違を理由とした離婚、別居が増加傾向にあり、「ひとり親」家庭が増加している。とりわけ、若年母子が増加傾向にあり、概してこれら世帯の就労状況は短時間労働が大半なため、経済基盤は脆弱（ぜいじやく）であり、児童の健全育成において経済的・精神的な不安感にさらされていることから、社会保障制度の整った常勤職場への就業支援が重要となってくる。

また、父子家庭に対する施策は乏しい現状であったが、平成22年8月から、父子家庭へも児童扶養手当の支給が開始され、経済的負担の解消へ一步前進した。今後は、公営住宅への優先入居、子どもの一時預かりや保育時間の見直し等、父親の生活面での負担解消が求められる。

母子家庭の母親の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母親に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子家の母親に対する生活費の助成を国の施策である「母子家庭自立支援給付金事業」に基づき、平成16年1月から行っている。

対象者を、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母親で、所得が児童扶養手当支給水準のものとし、対象講座を雇用保険制度の教育訓練給付の指定

講座で、受講講座の受講料の4割（上限20万円下限8千円）を支給額とした「自立支援教育訓練給付金」を交付したが、国の制度改革により、平成19年10月から、受講料の2割（上限100,000円、下限4,000円）へ支給額が減少している。

また対象者を、2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、資格の修得が見込まれる母子家庭の母親で所得が児童扶養手当支給水準のものとし、その対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士で、月額103,000円・修業期間の残り1／3の期間（上限12月）を支給額とした「高等職業訓練促進給付金」の交付により支援してたが、この給付金も、国の制度改革で、平成21年6月から、月額が、市民税非課税141,000円、市民税課税70,500円となり、併せて入学時の負担軽減として一時金が新たに設けられ、市民税非課税50,000円、市民税課税25,000円となり、支給期間も修業期間の1／2（上限18月）へと制度の拡充が図られている。

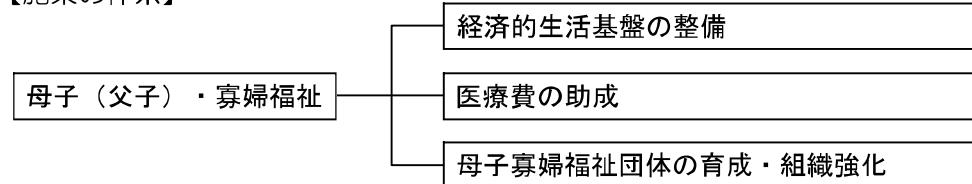
今後は、母子・寡婦家庭の生活の安定と自立の向上を目的に活動する、母子寡婦福祉会の構成員も高齢化が目立ってきてていることから、「ひとり親」家庭の加入促進に努める必要がある。

【施策の基本方向】

ひとり親家庭が安定した生活を送るとともに、児童の健全育成を図るために、ひとり親家庭等の現状把握に努め、制度の周知徹底を

はじめ、自立、就業の支援に主眼を置いた支援策を適切に実施していく必要がある。

【施策の体系】



【計画】

1. 経済的生活基盤の整備

自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業の両制度の啓発活動を行い、広く市民に知らしめる。

2. 医療費の助成

ひとり親家庭等医療費支給制度：平成20年10月からは県制度と同様に、一部負担金のうちの定額負担を求めるとともに、父子家庭にも対象を広げた。なお、県制度で実情にそぐわないとのことで廃止になった「一人暮らしの寡婦」に対する助成は市単独での給付が困難でもあり、県同様平成22年9月末を以て廃止した。

3. 母子寡婦福祉団体の育成・組織強化

法人格の取得を視野に入れ、母子及び寡婦福祉法第25条及び第34条（公共的施設における新聞、雑誌、たばこ、事務用品などの物品の販売や、理容・美容所などの開設）に規定される事業展開を図り、組織の基盤強化を進めるとともに、今後の活動の中心となれる若年母子の加入促進を図る。

3、障害者福祉

【現状と課題】

本市の身体障害者手帳登録者は、平成22年3月現在2,434人で、そのうち一級・二級の重度障害者は1,026人を占め、全体の42.2%となっている。また、療育手帳の交付者は297人、精神障害者保健福祉

手帳の交付者は234人である。

本市では、一人ひとりが支えあう「福祉のまちづくり」を目指し、高齢者、障害者が家庭や社会の一員として尊重され、原動力となり、

生きがいに満ちた生活が送れることを願い、日々「家庭づくり」、「地域づくり」、「環境整備」、「健康の保持と生涯学習」、「地域への積極参加」に取り組んでいる。

平成18年度施行の「障害者自立支援法」により、従来、身体・知的・精神の障害種別毎に複雑な施設・事業体系であったものを再編、支援の必要度を測る客観的な尺度である「障害程度区分」の導入等によって、一元的なサービスを受けることができることとされた。また就労支援の充実のための事業強化が図られ、障害者の自立支援の強化が図られることとなった。

同法においてサービスの給付決定や相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業の実

施等、市町村の果たす役割は非常に大きい。

障害者が社会に阻害されることなく、積極的な社会参加を進めるためには、市民・企業・団体など、すべての社会構成員が障害者を取り巻く諸問題を十分に理解し、受け入れる地域環境づくりに向けて、全員参加による社会連帯意識の高揚を図ることが必要である。

なお、「障害者自立支援法」は主として利用者負担の面で、必ずしも利用者の意に沿うものとはなっていなかったことなどから、平成21年に廃止が決定され、平成25年中には新法の施行がなされることとなっている。

今後も変化していく障害者をとりまく状況に対応しつつ、障害者の立場に立った施策の実施が必要である。

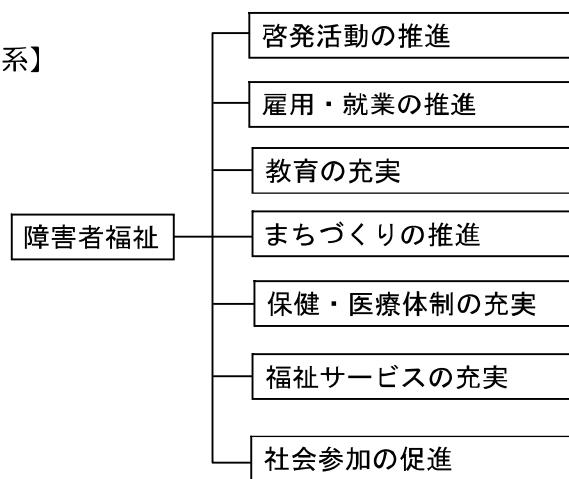
【施策の基本方向】

住みよい平等な社会づくりを進めるためには、すべての人々が障害や障害者などを十分理解する必要があることから、「広報なまこ」をはじめとした各種の媒体により啓発活動を積極的に推進する。

また、障害のある人もない人も、ともに支えあって活動する社会を目指す施策は、高齢化対策と共に通する分野が多く、障害者・高齢

者双方のニーズに対応していくためには、その施策の効率的な推進体制の一体化を図る。また、平成18年度から施行された「障害者自立支援法」に基づき、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるような地域社会の実現に取り組んでいく。

【施策の体系】



【計画】**1. 啓発活動の推進**

「広報なかま」、「社協だより」、「中間市ホームページ」など、市の広報媒体をとおして障害者団体やボランティア団体の活動を紹介し、市民の理解促進に努める。さらに、市職員に対しても、障害者問題に関する理解の促進に努める。

2. 雇用・就業の推進

障害者の雇用の促進については、障害者地域活動支援センター「パルハウスマチボチ」による、障害者雇用支援事業のひとつとして、センター利用登録者に市役所における印刷・製本業務や公共施設の清掃等に従事してもらい、一般の雇用につなげていくよう指導している。

さらに各事業所の障害者に対する雇用を確保するため、公共職業安定所をはじめとした関係機関との連携を強化し、市内の事業主への障害者雇用の啓発を進めるとともに、協力を求めていく。

また、障害者の自立や訓練を推進するため、自立支援法に基づく就労支援のための訓練等サービスの適切な提供を行う。

3. 教育の充実

障害児の早期療育を推進するため、保育所や保健センター、親子広場リンクなどの関係施設との連携を図るとともに、早期療育から学校教育、学校教育から就労へと円滑な移行ができるよう、相談体制やネットワークの構築を図る。

4. まちづくりの推進

障害のある人もない人も、ともに地域社会で快適に生活できるように「中間市高齢者・障害者にやさしいまちづくり整備指針」に基づき、ユニバーサルデザインを基調とした公共施設の整備を今後も行うとともに、市民の理解と支援を求めるため、ボランティアの育成や中核となるボランティアセンターの活動の支援を行う等、関係機関と連携をはかり、情報交換や協働に努める。

5. 保健・医療体制の充実

発育・発達時にある乳幼児の障害に対しては、早期発見や早期の療育体制を整える必要があり、平成17年3月に策定した「中間市次世代育成支援行動計画」に基づき、保健・医療・福祉の連携の充実を図る。

6. 福祉サービスの充実

長い間実施してきた「措置制度」から、障害者自身の自己決定が尊重され、利用者と施設・事業者が直接かつ、対等の関係として、利用者本位のサービスの提供を目指した「支援費制度」を経て、平成18年度から施行された「障害者自立支援法」により、障害者がさらなる主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分發揮できると期待されたが、主として利用者負担の面で、必ずしも利用者の意に沿うものとはなっていなかった。そのため、政権交代により、同法を廃し、新しい法律を施行することが決定されたところであるが、障害者の主体性を重んじ、利用者本位のサービス提供を維持し、今後も、利用者の希望に沿う、適切

な福祉サービスの提供を目指す。

7. 社会参加の促進

障害者の自主的な社会参加を促進するため、平成15年6月に開設した中間市障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」が中核となり、障害者、健常者ともに参加しやすい行事の企画・運営を推進する。また、平成21年度から同支援センターが社会福祉協議会へ委託されたことから、社会福祉協議会とはより一層の連携をとりながら障害者社会参加促進事業の充実を図る。

4. 障害者地域活動支援センター事業

【現状と課題】

平成7年の精神保健福祉法の改正により、法の中に「正しい知識の普及」「相談指導の実施」「社会復帰施設やグループホームの整備」など、市町村の役割が明示され、平成14年度から通院医療費公費負担制度や精神保健福祉手帳などの業務が市町村窓口となった。

このことから、「中間市精神障害者地域生活支援センター（パルハウスぼちぼち）」が平成15年6月に発足、障害者自立支援法の施行とともに身体障害者・知的障害者をも対象とした「障害者地域活動支援センター（パルハウスぼちぼち）」として障害種別に関わらず、

広く障害のある人の相談や活動の場所として事業実施することとなった。前身が精神障害者を対象とした施設であったことから、身体、知的障害者の利用は精神障害者の利用に比べ少なく、広報等を通じて周知をはかることが必要である。

平成21年度からは、社会福祉協議会へ委託されたことで費用的な部分では負担が軽減されたが、市の直営ではなくなりたことで、より一層緊密な連携をとることを意識していくことが求められることとなった。

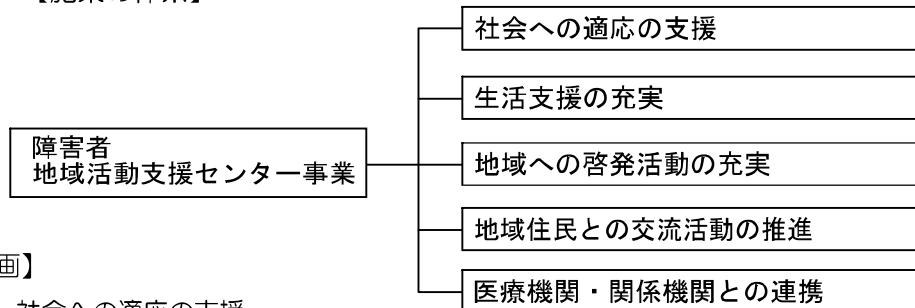
【施策の基本方向】

行政が中心となって精神障害者に対する社会復帰の支援、生活相談の支援、情報提供などをを行い、さらに地域住民との交流や啓発を行う必要がある。

また、当事者に対する認識及び理解を深め

ていくためには、住民の潜在意識の把握をし、その内容を解明するとともに、家族会の育成及び連携を図り、医療機関、関係機関との協力を得て、精神障害者が自立し、社会参加するための支援事業を展開する。

【施策の体系】



【計画】

1. 社会への適応の支援

障害者の相談に応じ、適切な障害福祉サービスの紹介や必要な指導及び助言を行う。また、閉じこもりがちな精神障害者に対しては、保健師とともに家庭訪問を行い、必要な指導及び助言を行う。

2. 生活支援の充実

日常生活を営むのに支障がある障害者に、グループホームやホームヘルプサービスなどの社会資源に関する情報提供や、申請受付、生活上の相談支援、訪問などを実施し、地域で生活するために必要な便宜を供与することで自立の促進を図る。

3. 地域への啓発活動の充実

障害者に対する認識や理解のために広報やチラシ・パンフレットの配布等啓発活動を行う。なお、精神障害者に対する認識が身体障害と知的障害の2障害に比べ薄いため、行政、福祉関係機関、医療機関、家族会、民生委員で協力し、一般市民の障害者に対する認識や理解が深まるよう努める。

4. 地域住民と交流活動の推進

スポーツ、習字、裁縫、手芸、カラオケ、料理、園芸教室といったイベントにボランティア講師を招き、障害者と地域住民の交流を図る。

5. 医療機関・関係機関との連携

よりよい支援を提供するためには、関係機関との情報交換などが不可欠である。このため日常の情報交換を活発に行って情報の共有化を図り、定期的にケア会議を開催する。

また、各機関の専門スタッフを対象とした学習会を開催し、障害者支援の質の向上及び知識を深める。

5. 高齢者福祉

【現状と課題】

全国的に急増する高齢者人口は本市においても同じで、本市の高齢化率〔平成22年4月現在〕は、29.3%となっており、全国

平均より約6%、福岡県平均より約7%高くなっている。また、本市の高齢化率の推移は増加の一途をたどっている。増加幅をみると、

昭和60年から平成7年までの10年間では、約7ポイント、平成7年から平成17年までは、約8ポイント増加しており、今後団塊の世代が65歳を迎えることから、さらに高齢化率の上昇が著しく、平成30年では37.7%に達すると推定される。

平成12年4月に介護保険制度が導入され、従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者保健福祉計画

と介護保険事業計画の一体的な運用が求められている。

自らの意思で介護保険サービス選択の権利保障、一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策「介護予防、生活支援事業」の充実が求められている。

平成18年度から予防重視型のシステムへ変更されており、市民の多様化するニーズを十分に把握しながら、より一層要支援・要介護にならないための高齢者福祉事業の充実を図っていかなければならない。

表：高齢化率〔平成22年3月31日〕

区分	中間市	福岡県	全国
総人口	45,577人	5,038,574人	12,705万人
高齢者数	13,347人	1,102,638人	2,881万人
高齢化率	29.2%	21.8%	22.6%

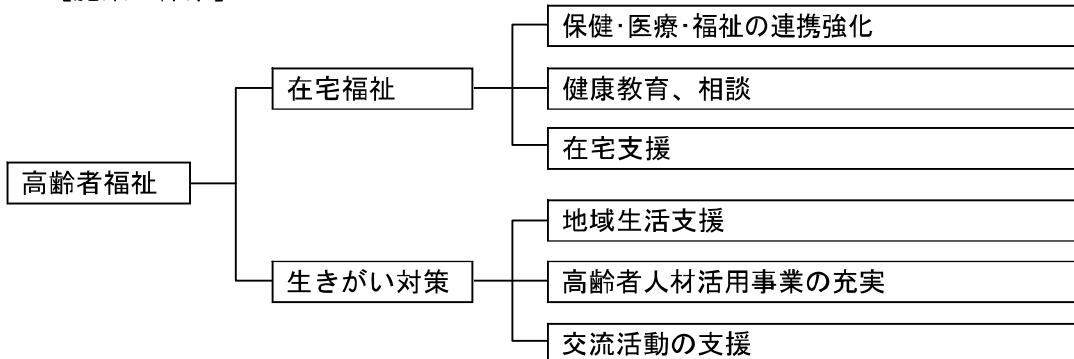
(資料) 総務省『住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数』より

【施策の基本方向】

「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、市民とともに『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現をめざし、介護予防事業のサービス及び生活支援体制の整備

を図り、介護予防対策の推進、生きがい対策である『ふれあい・いきいきサロン』・『ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク』等、交流活動支援の充実を図る。

【施策の体系】



【計画】**1. 在宅福祉****(1) 保健・医療・福祉の連携強化**

保健・医療・福祉の関係機関との間で情報を共有し、より一層の連携強化を図る。

(2) 健康教育、相談

高齢者に対し、簡易な健康チェックを行い二次予防事業対象者に該当した方に健康教育を実施し、効果的指導の促進を図り、介護予防の観点から保健医療関係機関と連携し相談業務を行う。また、家族等の介護を担う人を対象に、精神的支援を行う。

(3) 在宅支援

在宅生活を維持していくためのニーズを把握しながら、さまざまな在宅サービス事業等を実施する。

2. 生きがい対策**(1) 地域生活支援**

高齢者に対する包括的、総合的な相談・支援及び介護予防支援等の強化を図る。

(2) 高齢者人材活用事業の充実

中間市シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の確保及び援助をし、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する活動を行う。

(3) 交流活動の支援

文化、スポーツ活動の推進を図り、「仲間づくり」「健康づくり」「地域の見守り」等、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を行う。

6. 低所得者福祉**【現状と課題】**

本市における被保護者の状況はバブル期以降の景気低迷の影響により、平成11年度を境にして反転、増加傾向を示している。

低所得者層は不況などの影響を受けやすい傾向があり、なかでも高齢者世帯が半数を占

めていることから、自立への期待が困難になっている。

近年、社会経済情勢は益々不透明で、就業には一層困難な状況が続いていることから、相談・指導体制と生活支援の充実が課題である。

【施策の基本方向】

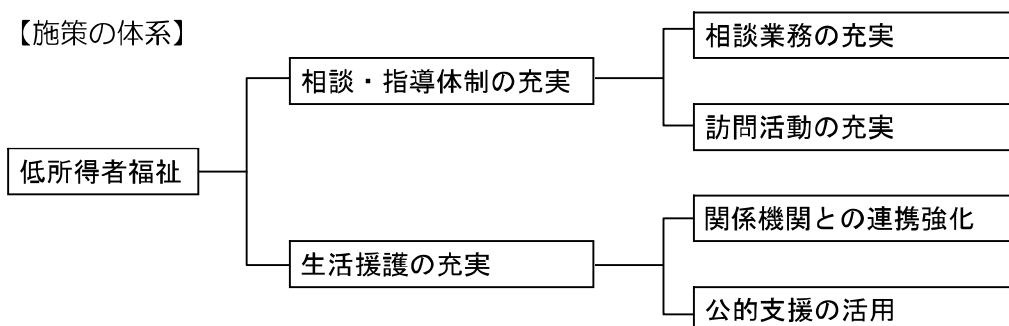
低所得層の人々が健康で文化的な生活を維持するために関係機関との協力を得て、相談、指導体制と生活支援の充実を柱に、きめ細か

な援護体制の充実に努め、自立の助長を図っていく。

表：被保護状況の推移

年 度	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)
平成13年度	885	1,423	29.01
平成14年度	912	1,453	29.77
平成15年度	953	1,501	30.87
平成16年度	959	1,507	31.15
平成17年度	973	1,509	31.46
平成18年度	964	1,446	30.59
平成19年度	980	1,456	30.94
平成20年度	994	1,459	31.39
平成21年度	1,021	1,482	32.25

資料：保護課



【計画】

1. 相談・指導体制の充実

(1) 相談業務の充実

生活困窮者の自立に向けての相談業務は生活全般にわたっての視点と専門的知識が必要とされるため、相談スタッフの充実を図る。

(2) 訪問活動の充実

生活保護の適正な実施のためには実態把握が不可欠であることから、訪問調査を計画的に実施するとともに自立に向けた処遇指導を徹底する。

2. 生活援護の充実

(1) 関係機関との連携強化

民生委員や医療機関並びにハローワーク（公共職業安定所）などの関係機関との連携を強化して相互支援体制の確立を図る。

(2) 公的支援の活用

生活困窮者の相談や生活保護の実施にあたっては、年金や各種手当、貸付制度といった他の制度・施策を優先し、活用を図る。

7. 介護保険

【現状と課題】

高齢化率の上昇に伴い、介護給付費等も増加し続けている中で、介護保険制度の適正な運営が求められている。制度発足から3年ごとに大幅な改正が実施されてきたが、併せて平成21年度から平成23年度を事業計画年

度とした「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づき、地域密着型サービスの充実など事業を展開してきたところであるが、総合的に適正な運営を図らなければならない。

【施策の基本方向】

「中間市高齢者総合保健福祉計画」の基本理念である『支えあい共に住み続けるまちづくり』を認識し、高齢者社会を全体で支える

ため、関連各機関及び各事業の連携を密にし、効率的に、介護サービス及び介護予防サービスの提供を図る。

【計画】

平成21年度から平成23年度までを計画年度とした「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」の進捗状況を検証し、平成24年度から平成26年度までを計画年度とする「第5期中間市高齢者総合保健福祉計画」を策定するが、地域のニーズを的確に判断するためにも日常生活圏域ニーズ調査を行い、計画に反映させていく。この計画の推進に不可欠である「地域包括ケア」の実現のために、地域包括支援センターを中心として関係機関とのネットワークを構築し、高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活できるような環境づくりを推進するとともに地域支援事業等他の事業との連携を図ることにより『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現に努める。



第3節 社会保障

1、国民健康保険

【現状と課題】

国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として地域住民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割は一層大きくなるものである。

しかし、他の医療保険制度に比べ高齢者や低所得者を多く抱えているため、財政基盤が脆弱(ぜいじやく)であり、加入者の高齢化に加えて、低所得者比率の増大と高度医療普及などによる医療費の増嵩(ぞうすう)も加わり、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にある。

平成20年4月には、医療制度改革により75歳以上のすべての国民を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設された。制度創設当初から細かい制度改定などを繰り返し、

安定した制度運営を目指したが、さらに新たな保険制度を前提として、平成24年度限りで廃止されることが決定した。しかしながら、保険の枠組み(単位)等の詳細はいまだ決定しておらず、さらに、国民健康保険の枠組みについても同時に検討されるなど様々な問題をはらみながら検討がなされているところである。より良い制度設計のために、市としてもあらゆる機会を捉え検討会議に意見を提出していくなければならない。

国民健康保険については、会計は直近の2年間は単年度での黒字を出しているが、累積の赤字は如何ともしがたく、医療費適正化・健康保険税適正賦課・効率的な保健事業等々にこれまで以上に取り組む必要がある。

表：国民健康保険の加入率及び保険税額

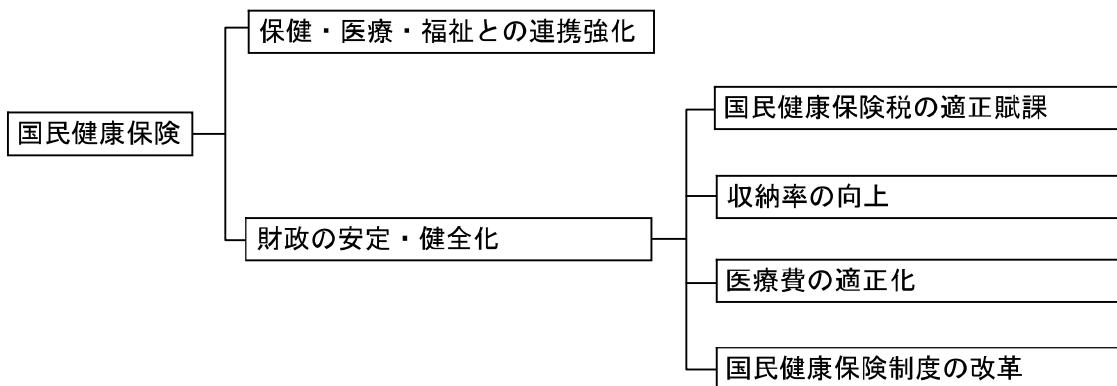
年度	被保険者		保険税調定額 (千円)	被保険者	
	被保険者総数	世帯数		1人当たり税額(円)	1世帯当たり税額(円)
平成16年度	19,669	10,766	1,473,061	74,893	136,825
平成17年度	19,788	10,910	1,473,235	74,451	135,035
平成18年度	19,850	11,088	1,503,309	75,733	135,580
平成19年度	19,759	11,157	1,504,668	76,151	134,863
平成20年度	13,936	8,071	1,057,945	75,915	131,080
平成21年度	13,843	8,023	1,039,840	75,118	129,602

(注) 各数値は年度内の月平均による

資料：健康増進課

【施策の基本方針】

市民の健康と生命を守る国民健康保険事業は、高齢化社会の到来とともにますます重要性を増してきている。本事業を健全に運営していくために必要な施策の推進に努める。

【施策の体系】**【計画】****1. 保健・医療・福祉との連携強化**

市民が健康で文化的な生活を維持するため、保健・医療・福祉との連携強化を図り、市民が安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の充実に努める。

2. 財政の安定・健全化**(1) 国民健康保険税の適正賦課**

平成21年度、応能・応益比率の均等化を図るため、また、累積した赤字を解消するため、保険税率の改定を行なった。しかしながら、全体的な所得の落ち込み等により大きな成果は現れなかった。税率の見直しの検討は継続して行なわなければならない。

平成22年度から「非自発的失業者」に対する税の軽減制度を導入した。これにより退職直後に起りやすい税の滞納の縮減が期待できる。

(2) 収納率の向上

平成18年には収納対策部門を収納課に格上げし、一層の収能率向上を図った。

適正な目標収納率を設定し、タイムリーな滞納対策を可能にする

「滞納整理システム」を導入活用するなど、徴収体制のさらなる整備強化を図り、休日・夜間の電話催告や戸別徴収などで収納率の向上を図る。また、悪質な滞納者に対する法的措置を強化することにより、市の厳しい姿勢を示している。

後期高齢者医療制度の施行により、現年度収納率に一定の低下がみられるが、徴

収団職員の活用、滞納整理システムの導入により引き続き滞納処分の強化を図る。

また、資格証明書、短期被保険者証の交付を有効に活用し、納税相談を通じ国民健康保険の認識を深めてもらうとともに、自主納税の意欲を深め、税滞納者に対するきめ細かい納税相談を積極的に実施する。

(3) 医療費の適正化

保健・医療・福祉の組織機構の連携を強めるとともに、平成20年度から施行された「特定健康診査・特定保健指導」や健康相談、健康教育など、市民の健康保持や疾病予防活動を積極的に推進する。

さらに、重篤化するおそれのある疾病を早期に発見するために各種がん検診を推進した。医療機関からの医療費の請求については、誤請求や過誤の発見に努め、成果をあげた。

(4) 国民健康保険制度の改革

国民健康保険制度が将来も安定的に機能し得るような制度の改革に向けて、国、県に対し積極的な要望を展開する。

《用語解説》

◎非自発的失業者　　景気状況・雇用情勢等に鑑み、倒産・リストラなどで勤めていた会社等をやむをえず離職した人

2、国民年金

【現状と課題】

年金への理解を求め、安定した受給ができるように指導や啓発が重要であることから、国や県年金機構と連携のもと、老後の生活基盤の確立に向けて本市における取組みを推進していく。

無年金にならぬよう住所異動、国民健康保険加入時に年金取得・納付状況を年金事務所に確認し、納付の促進を促している。また、所得が少ない人、会社を退職した人には免除制度の説明をし、未納にならぬよう免除申請を行う。

【施策の基本方向】

健康で文化的な市民生活の基礎は、安心して暮らせる経済力が必要不可欠である。このため、国民年金制度を長寿社会を支える基礎

的な事業として位置付け、啓発などの施策の推進に努める。

表：国民年金加入状況

(単位：人)

年 度	被保険者数				免除者数		
	総 数	強制加入者			任意加入者	総 数	法定免除
		計	1号	3号			
平成16年度	10,953	10,770	7,121	3,649	183	2,800	679
平成17年度	10,878	10,689	7,124	3,565	189	3,044	688
平成18年度	10,538	10,350	6,883	3,467	188	3,045	680
平成19年度	10,247	10,063	6,709	3,354	184	3,108	672
平成20年度	10,092	9,913	6,743	3,170	179	3,194	664
平成21年度	9,796	9,625	6,658	2,967	171	3,168	666

資料：市民課

【施策の体系】



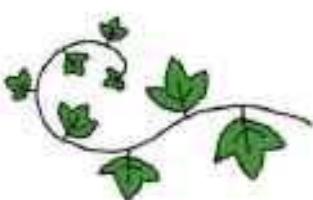
【計画】

1. 無年金者の防止

被保険者に対し納付勧奨や申請免除制度、任意加入制度の説明などで加入指導を行い、未加入被保険者の発生防止に努める。また、広報紙による年金制度への理解を求め、無年金者の発生防止に努める。

2. 保険料収納率向上の啓発

保険料収納対策として、口座振替の推進など自主納付者を奨励し、保険料の滞納防止に努める。また、納付困難者に対しては、適切な免除指導を行う。



第3章 豊かな生活環境の創造
～みんなで築く環境都市づくり～

第1節 上水道

【現状と課題】

本市水道事業では、急激に進む宅地化に対して増加する水需要に対処するため、昭和56年3月に浄水処理能力12,900m³/日の西部浄水場を完成させ給水を開始した。

この結果、給水能力は唐戸浄水場の19,700m³/日と合わせて計32,600m³/日、計画給水人口は、82,400人と大幅に増強している。

さらに、維持管理を省力化し、省エネルギー化及び水質管理の向上などの機能強化を図ることを目的に、老朽化が進んでいた唐戸浄水場の施設改良工事を平成12年度に着工、平成15年3月に完成した。これらにより将来とも安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりに努めることができる施設となった。

水質については、水源である遠賀川の水質が悪化の傾向をとどっていたことから、昭和56年6月、全国で初めての回転円板法による生物処理施設を導入し、その改善に努める一方で、浄水のpH値を調整するなど、さまざまな手法で水質改善に努めている。

しかしながら、今後も農薬などに含まれている化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスボリジ

ウムなどの新たな病原性微生物対策が必要となる。また今日、住民の要望が安心・安全な水の提供だけでなく、さらにおいしい水の提供の要望に広がっている。このため、更なる水質向上のための浄水場施設の改善が必要となる。

今まで種々の施設改良を行ってきており、ここ数年、給水戸数は2.7%増加しているが、給水人口は3.1%減少し、給水量は減少の傾向にある。これは、少子・高齢化、核家族化、生活様式の変化、さらに住民の節水意識の向上などが考えられる。

上下水道局にとって、水道水を安心で、安定的に提供することが大きな使命であることは言うまでもないが、より多様化する利用者の要望に応えるための施設の改良が必要である。

そのためには、今後も健全経営を堅持しなければならない。同時に現在、上下水道局ホームページを開設して、水道業務サービス案内、経営状況、水質検査結果など、広く利用者への情報公開に努めているが、内容をより充実して、水道行政を正確に理解してもらい信頼される事業を展開しなければならない。



【施策の基本方向】

本市のここ10年間は、少子・高齢化、給水人口の減少など社会情勢の変化から、当初想定していたほど給水量の増加はなかったが、水道水の安定供給堅持のために、老朽化した唐戸浄水場の改修を行った。

今後も、安心して飲める水づくりのため、

検査体制の強化・充実に努めると同時に、経年老朽管の更新対策を進め、水の安定供給をより高める施策を展開する。

さらに、情報公開を徹底し、住民の信頼を得て事業を行う。

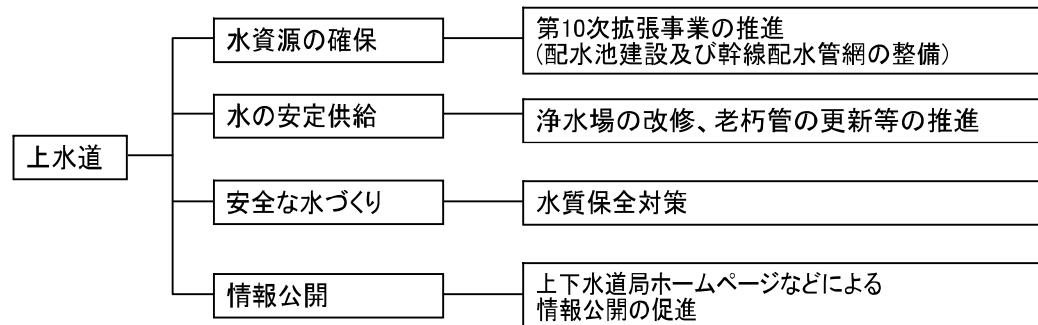
表：中間市上水道事業給水状況

(単位：千立方メートル)

年 度	年間給水量 (m³)・A	年間有効水量(m³)・B			有効率 (%)B/A	営業収益 (円)
		総 数	有収水量	無収水量		
平成16年度	7,508	6,833	6,713	120	91.0	1,063,545,735
平成17年度	7,426	6,757	6,639	119	91.0	1,047,093,983
平成18年度	7,341	6,681	6,563	118	91.0	1,030,136,511
平成19年度	7,313	6,655	6,538	117	91.0	1,017,565,292
平成20年度	7,194	6,567	6,429	138	91.3	991,396,610
平成21年度	7,116	6,495	6,358	137	91.3	971,614,637

資料：上下水道局

【施策の体系】



【計画】

1. 水資源の確保（第10次拡張事業）

平成6年の少雨による異常渇水により九州北東部、特に福岡県は、福岡市を中心とした都市圏の市町村で時間給水や夜間断水を強いられた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

このような不測の事態に備え、安定した給水体制の確立のために、幹線配水管網の整備、またクリプトスパリジウムなどの病原菌対策、そして、より良質の水道水

提供のための高度処理施設の設置及び遠賀川河口堰利水分14,660m³の浄水確保などを総合的に考慮した本事業を推進する。

2. 水の安定供給

水の安定供給として、漏水防止対策は重要な施策で経年老朽管の更新対策や、定期的な漏水調査などの漏水防止対策に努め有効率の向上を図る。

また、老朽化の進む西部浄水場の改修を図る。

3. 安全な水づくり

農薬などに含まれている微量子化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスパリジウムなどの新たな病原性微生物対策により、安全でおいしい水づくりをめざし、水質基準の改正に伴う検査体制の強化・充実を図る。

4. 情報公開

上下水道局ホームページを開設し、水道水質情報・経営状況・各種住民向けお知らせなどの情報を提供しているが、内容をより充実して、住民の安心と信頼を得て、事業を円滑に行う。



第2節 下水道

【現状と課題】

下水道は、快適で文化的な市民生活を営むための都市基盤であると同時に、河川や池沼などの公共用水域の水質保全という重要な役割をもっている。

本市の公共下水道事業は、平成6年3月に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手した。その後、遠賀川下流流域下水道（中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町及び県で構成）が平成7年度に事業認可を受けたことにより、中間市も遠賀川下流流域下水道の関連公共下水道として認可変更を行った。

本市の計画区域は、市街化区域の1,022haに、隣接する集落23haを加えた1,045haで、計画処理人口を平成19年に38,200人と見直した。

なお、一次、二次、三次と認可区域を拡大し、現在の認可区域は668haとなっている。

本市で本格的に下水道事業が進められてきたのは平成7年度からであるが、大きな幹線、ポンプ場建設と順調に事業が進み、平成11年1月には、東部地区の一部を北九州市への暫定流入で一部供用開始をした。

遠賀川下流流域浄化センターは平成15年7月に供用開始し、本市の中底井野、上底井野地区の一部は下水道の使用が可能となった。また、平成11年1月に北九州市へ暫定流入により供用開始となっていた本市東部地区の汚水も、平成18年4月には遠賀川下流流域浄化センターでの処理が可能となった。

本市の平成21年度末現在の普及率は、53.8%で、水洗化率は74.8%となっている。今後も積極的に事業の拡大を図っていく必要がある。

【施策の基本方向】

下水道整備は、生活環境の改善・向上になることはもちろんであるが、中間市環境基本計画にもあるように、河川や池沼への汚濁負荷の流入低減を行うことにより、自然環境に対しても良い影響を与える。なかでも水資源に対しては、水質の保全に寄与するのみならず、処理水の有効な再利用を図り、市民生活に密着した事業として位置付ける。

流域下水道については、遠賀川下流流域浄化センターが平成15年7月に供用開始したが、今後関係自治体（遠賀町、鞍手町、水巻町）と県に対して、維持管理費の削減や関連

公共下水道と整合性ある拡張計画について要望をしていく。

公共下水道については、今後も計画的に下水道整備を行い、平成26年までには、普及率70%をめざして努力する。また、既存の曙、中鶴地区の地域下水道施設については、適正な維持管理を行っていく。

合併処理浄化槽については、公共下水道の認可区域の拡大により縮小傾向となるが、今後も、生活環境の改善に向け、設置を進める必要がある。

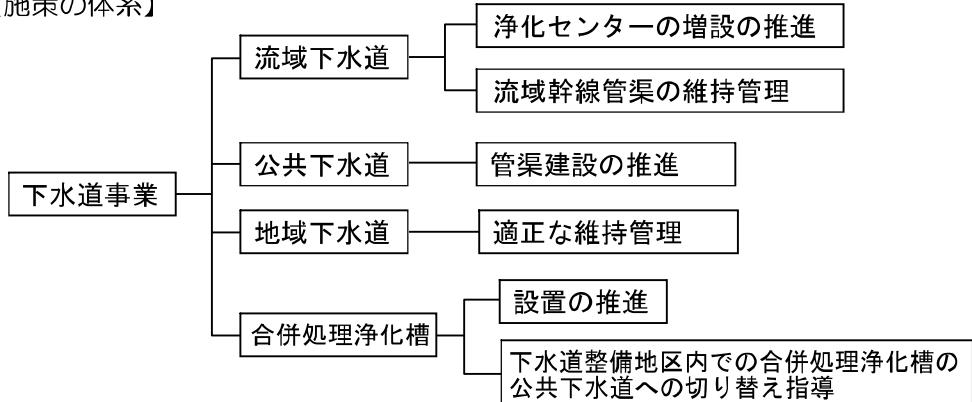
表：下水道普及人口

年度	行政人口 (A)	処理可能		水洗化		普及率(%)		
		戸数	人口(B)	戸数	人口(C)	B/A	C/A	C/B
平成12年度	49,474	5,514	13,785	4,035	10,088	27.9	20.4	73.2
平成13年度	49,118	6,204	15,510	4,654	11,635	31.6	23.7	75.0
平成14年度	48,902	7,122	17,805	5,307	13,268	36.4	27.1	74.5
平成15年度	48,761	7,816	19,540	6,157	15,393	40.1	31.6	78.8
平成16年度	48,326	8,526	21,315	6,748	16,870	44.1	34.9	79.1
平成17年度	47,979	9,376	23,440	7,263	18,157	48.9	37.8	77.5
平成18年度	47,509	10,274	24,082	8,229	19,191	50.7	40.4	79.7
平成19年度	46,974	11,034	25,597	9,097	21,037	54.5	44.8	82.2
平成20年度	46,404	11,890	27,322	9,573	21,906	58.9	47.2	80.2
平成21年度	45,606	13,057	29,772	10,111	23,024	65.3	50.5	77.3

(注) 公共下水道及び地域し尿処理施設の数値

資料：下水道課

【施策の体系】



【計画】

公共下水道については、平成17年度末までの普及率は37%平成21年度末までの普及率は53.8%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために毎年36haを目標に整備する。

今後5年間で整備予定の区域

- ・西部地区：垣生地区、砂山地区、上底井野地区
- ・東部地区：桜台地区、通谷地区、朝霧地区、小田ヶ浦地区、
弥生地区、中尾地区、中央地区、東中間地区、中間地区、岩瀬地区、
大辻地区、長津地区、土手ノ内地区

1. 流域下水道

(1) 処理センター増設の推進

平成19年度に流域人口の見直しをし、将来を見据えた事業計画となつたが、今後も中間市及び遠賀町、鞍手町、水巻町の下水道普及に先行した処理施設の増設を求めていく。

(2) 流域幹線管渠(かんきょ)の維持管理

流域幹線管渠は全線整備され、流域幹線に流入させる公共下水道の普及促進を図る必要がある。

2. 公共下水道

(1) 管渠(かんきょ)建設の推進

年間、1,500から1,600人が新規に公共下水道を利用できるよう面整備など、管渠(かんきょ)の敷設を進めていく。

3. 地域下水道

(1) 適正な維持管理

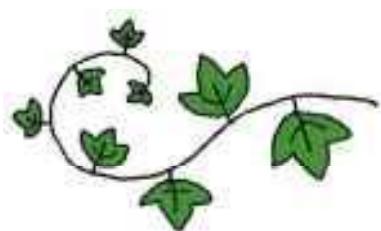
公共下水道に接続するまでの間、円滑に処理していくことができるよう、中鶴処理場及び曙処理場を適正に維持管理する。

4. 合併処理浄化槽

(1) 設置の推進

公共下水道認可区域外の地区における合併処理浄化槽設置を推進し、生活環境の改善を図っていく。

(2) 下水道整備地区内での合併処理浄化槽の公共下水道への切り替え、公共下水道が整備された地区的合併処理浄化槽を、維持管理費の安価な公共下水道へつなぎ替えるよう指導し、生活環境の一層の改善を図っていく。



第3節 消防・防災

1、消防

【現状と課題】

本市の消防体制は、消防本部・消防署（併せて1署）及び消防団で組織している。

現在、消防署には、はしご付消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、救急自動車など14台の消防用車両、消防団には、消防ポンプ自動車5台、消防団指揮車1台、救助資機材搭載型消防自動車1台を配置している。

消防施設装備については、消防署では平成21年11月までに3台全ての救急自動車を救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している高規格救急自動車とし、登録後10年を経過したはしご自動車は平成22年度で、細部まで分解して点検修理を行うオーバーホールを実施した。しかし、消火活動や救助活動に欠かせない消防ポンプ自動車、化学消防自動車及び救助工作車は登録後18年を経過しているものもあり、速やかなる更新が必要となっている。

一方、消防団の消防ポンプ自動車は平成15年度からの計画的整備により平成23年1月に第3分団車両を更新することにより、全ての消防ポンプ車両が同一規格となる。また、平成22年度に消防団指揮車及び救助資機材搭載型消防自動車を更新整備している。

救急業務に関しては、年々救急車需要は増大し、救急隊員には高度な救命処置能力が求

められている。これら市民の負託に十分に応えるためには、救急車の計画的更新整備とともに、救急救命士の育成、救急自動車搭乗前の就業前研修、就業後の定期研修、症例検討会等の充実により、常に進化する救急医療に即応できる体制を北九州地域救急業務メディカルコントロール協議会とともに構築維持していかなければならない。

また、現在運用しているアナログ方式（150MHz帯）の消防救急無線は、電波法関係審査基準により平成28年5月31日までに、※デジタル方式（260MHz帯）に移行するためには、最も遅いタイミングでも平成24年度に基本設計、同27年度までにデジタル基地局設備、電源設備、空中線設備、車載型移動局無線装置、携帯型移動局無線装置等を整備する必要がある。

※ 統制波（全国共通波）、主運用波（県内共通波）及び活動波（市町村波）を整備する必要がある。

消防救急無線のデジタル化に伴い、これに対応する機能を有する消防緊急指令システムへの更新が必要である。（現有施設は、設置後19年を経過）

さらに、消防庁長官が推進する自主的な市町村の消防の広域化に取組み、消防体制の整備及び確立を図らなくてはならない。

《用語解説》

◎オーバーホール 通常の点検作業では出来ない点検調整を、機械製品を部品の段階まで分解、洗浄、検査することにより、不良箇所を交換、再構築すること。

【施策の基本方向】

地域住民の生活基盤の安全・安心確保と災害による被害の軽減を図るため、地域に密着した防災機関として災害に強い町まちづくりを推進する。
災害の複雑化、多様化、深層化に対応する

ために消防体制の近代化と消防力の充実強化を図る。

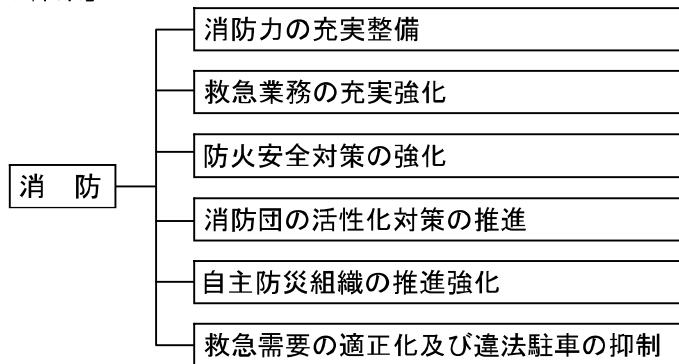
住宅用火災警報器の設置促進及び防火対象物の査察を中心とする火災予防運動を推進する。

表：事故種別救急搬送人数

年次	総数	急病	交通事故	一般負傷	加害	自損行為	運動競技	労働災害	その他
平成17年	2,089	1,345	190	303	23	24	9	10	185
平成18年	2,143	1,412	176	267	17	20	16	9	226
平成19年	2,116	1,332	177	316	12	25	11	11	232
平成20年	2,063	1,340	148	263	9	17	14	15	257
平成21年	2,127	1,334	172	311	15	27	15	8	245
平成22年	2,276	1,491	163	313	13	22	22	14	238

資料：消防署

【施策の体系】



【計画】

1. 消防力の充実整備

将来、市民の安全安心を確保するという消防責任を果たすためには、災害対応力の強化及び機械装備の充実が課題である。

防火水槽整備について、平成22年度は中断したが、23年度以降も隔年での整備を継続し、大規模地震等による水道破裂による断水時の水利を確保しなければならない。

2. 救急業務の充実強化

昇任昇格により救急車に搭乗しない救急救命士が増えてくること及び救急救命士の搭乗率を高めるために今後とも計画的な養成と更新整備が必要である。

また、心肺停止患者救命率向上のための市民に対するAEDの使い方を含めた応急手当の普及に係る啓蒙が必要である。

3. 防火安全対策の強化

住宅用火災警報器の奏効例の紹介や有効性を繰り返し広報することにより、当該警報器の設置を促進し、火災による死者の軽減を図る。

4. 消防団の活性化対策の推進

懸命の広報、勧誘活動にもかかわらず、消防団員総数は、現在160名で微減傾向は改善されていない中、今後も一層の消防団員入団促進活動を継続し、中間市全体としての防災力を高めていく必要がある。

平成15年度からの計画によって平成22年度までに5個分団全ての消防ポンプ自動車の車両更新が完了する予定であるが、消防団員の活動服、安全帽、安全靴及び防火衣等の個人装備の充実により、活動中の消防団員の一層の安全を確保する必要がある。

5. 自主防災組織の推進強化

今後は町内会単位、学校区単位及び事業所単位での地域・職域自主防災組織の育成を図り、自助、共助の協力体制を確立し、安全安心の町づくりを目指す。

6. 救急需要の適正化及び違法駐車の抑制

救急需要は毎年増加の傾向にあり、安易な発熱や風邪といった軽度の症状でも救急車を利用している場合が散見されることから、今後とも、真に救急救命士の医療技術及び高度救命資機材を必要とする傷病者の需要に適切に応えるため、救急車の適正利用及び違法駐車防止に関する啓蒙啓発活動を継続する。

2. 防災

【現状と課題】

地震、洪水、火災などの災害は、市民の日常生活を危機に陥れる可能性が極めて高く、特に、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測するなど、わが国における地震はいつ、どこででも発生することを想定しなければならない。

といったんこのような災害が発生すれば、被害が広範囲に及び、情報の収集伝達に欠かせない通信網にも壊滅的な被害を与えるなど都市機能をマヒさせる。

このような緊急時に対応するため、それぞれの地域に潜在する危険性を平常時から把握

するように努め、十分な防災対策を講じる必要があり、併せて災害時の避難場所となる公園や公的施設の充実が必要であるとともに、市民の安全な避難を容易にする避難経路を確保し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりが必要である。特に人が多く集まる公共施設などは、耐震構造とし災害時に一定期間生活ができる設備などの整備が必要である。

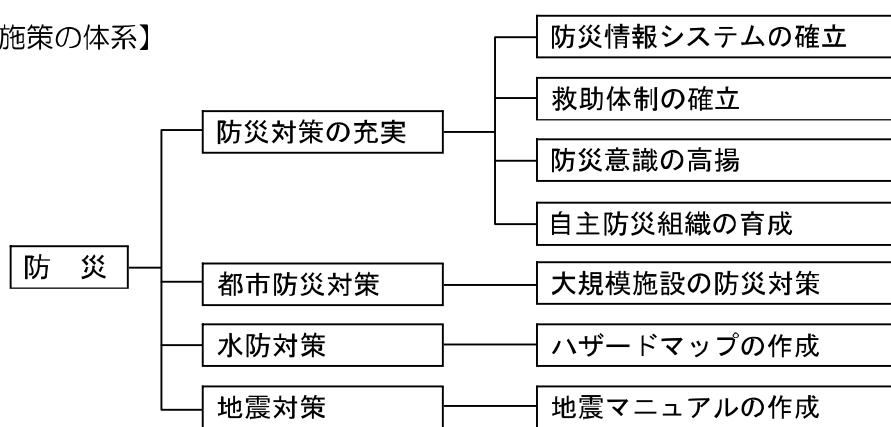
洪水対策については、浸水想定区域における避難行動が迅速かつ確実に行われるよう地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路等の見直しを行い、洪水などに対処しうるような体制を構築する必要がある。

【施策の基本方向】

災害から市民の生命、身体、財産を守り安心して暮らせる環境整備に努めるため、ライフラインや危険物施設の定期点検、通信設備の充実や通信網の整備、インターネットによる情報提供などを計画的に進める。

また、災害に対する心構えを確立するため、多くの地域住民・企業などと協力して、実態に即した総合的な演習などにより、日頃の地域の協力体制と自主防災意識の高揚に努め、災害に強い都市づくりを推進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 防災対策の充実

(1) 防災情報システムの確立

災害発生時に避難所を開設した場合には、コミュニティ無線を活用し、避難所との連絡・調整を迅速に行う。

(2) 救助体制の確立

救急救助、避難誘導の体制については、初動対応力及び二次三次の補完体制は十分であるとはいえないが、早期の消防職員及び消防団員の非常招集発令によって対応する。また、災害発生時には、災害対策協力会との連携を図り、迅速に復旧活動を行うことにより、避難経路等の安全確保に努める。また、隣接市町村及び消防事務組合の相互応援協定並びに福岡県消防相互応援協定により対応する。

(3) 防災意識の高揚

近年、全国各地で集中豪雨が発生し、防災に対する関心が高まりつつあることから、これを契機として、町内会や事業所単位での防火講習、消火訓練、救出訓練を実施し、実体験の中で防火への取組みを啓蒙し、防災意識の高揚を図る。また、定期的に市民への避難場所等を含めた周知を行っていく。

(4) 自主防災組織の育成

災害発生時に被害を少なくするためにには、地域住民の初期の救助活動等が重要となることから、自助、共助について啓発を行いながら自主防災組織の育成、強化を図り、防災体制の確立に努める。防災管理者及び防火管理者制度を活用し、事業所として災害に対する自衛力を高めるとともに、公的防災機関と協力し、訓練指導を通じて従員、居住者及び利用者の安全安心を確保する必要がある。

2. 都市防災対策

大規模建築物が対象となる防災管理者制度により、防火管理担当者はじめ従業者等に防災に関する知識技術を教育し、事業所内での自主防災意識を高揚するとともに、消防機関の予防査察時に適宜防災対策指導を行い、災害予防を図る。中高層集合住宅が増加していることから、今後は、広報なま等で当該住宅における防災対策についても啓発を行う。

3. 水防対策

市内の浸水想定区域、土砂災害危険箇所等を周知したことにより、今後は、ハザードマップを活用した防災体制の確立に努める。

4. 地震対策

地震災害時に迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、地域防災計画の実効性を高め、対応手順等の具体的なマニュアルを策定し、かつ、エアーテント、破壊救助器具等の施設装備の充実を図るなど総合的な防災対策の整備を推進する。

第4節 交通安全

【現状と課題】

本市は、都市化の進展やモータリゼーションの進行に伴い、交通量が大幅に増加し、交通環境は悪化の傾向にある。

一方で、違法駐車や迷惑駐車、信号無視などの交通モラルの低下などから、依然として交通事故の発生件数や交通事故死傷者が横ばい傾向となっている。特に、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者となる

傾向があり、さらに近年では高齢者が加害者となる事例も増加している。

今後もあらゆる世代に対して、一層の交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止については、街頭キャンペーンや交通安全教室などの啓発活動をとおして、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通マナーやモラルの向上を推進する。

表：交通事故発生状況（中間市内）

年 次	交通事故		
	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成16年	399	0	507
平成17年	387	2	479
平成18年	346	1	428
平成19年	331	1	418
平成20年	320	1	425
平成21年	386	1	547
平成22年	377	2	491

資料：福岡県警察本部 交通企画課

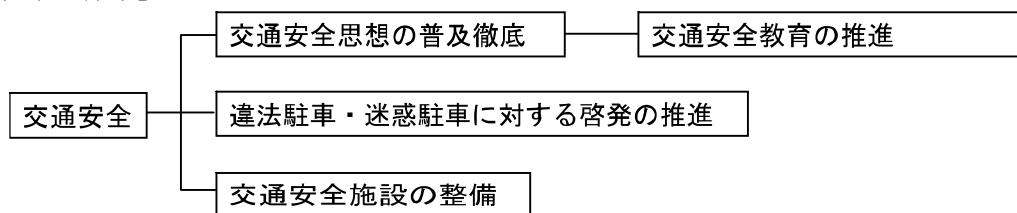
【施策の基本方向】

交通安全教育の実施や交通安全週間における街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や、中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及、啓発を実施し、交通安全意識の高揚、交通マナーや、モラルの向上を図るとともに、交通安全施

設の整備を図る。

また、交通事故を誘発する違法駐車や迷惑駐車についても、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者とならないよう市民の理解と協力を求める啓発を推進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 交通安全思想の普及徹底

市民の安全確保のため、街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や中間市ホームページなどによる交通安全の啓発を推進し、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関と連携しながら、さまざまな機会を捉えあらゆる世代に対して、交通安全思想や交通安全教育の普及に努めるなど、幅広い活動の推進により、交通マナーやモラルの改善に努める。

2. 違法駐車・迷惑駐車に対する啓発の推進

違法駐車や迷惑駐車は、車両などの円滑な通行を阻害するのみでなく、他の運転者や歩行者（交通弱者である子ども、高齢者、障害者など）にとっても死角を生み出し、交通事故を誘発する要因となっている。特に、慢性的な違法駐車・迷惑駐車をなくすため、市民の理解と協力を求める啓発を推進するとともに、交通指導員による継続的かつ効率的な啓発活動体制を整備する。

3. 交通安全施設の整備

市民の安全な歩行空間と車両の安全かつ円滑な道路の確保、その他安全上必要な施設又は工作物を設置し事故防止を図る。特に見通しの悪い交差点等の箇所に道路反射鏡を設置し、交通の円滑を図るために路面に区画線及び路面表示を行う。また、夜間の交通の安全を図るため、街路灯を道路状況にあわせて設置する。

《用語解説》

- ◎モータリゼーション 英語で「動力化」、「自動車化」という意味。自動車の大衆化（生活必需品としての自動車の普及）という意味で用いられる。



第5節 情報化

【現状と課題】

国が推進する電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤であるLANの整備に伴い、平成14年に国の地域インターネット整備事業の認定を受けた「なかまえがおi（愛）ねっと」事業によりグループウェアの導入、インターネット環境も整備され、出先機関とは無線LANで双方方向通信が、また市民との双方の通信が可能となった。

さらに、なかまハーモニーホールをはじめとした公共施設や出先機関など3ヶ所に、市

民が自由に使える公共端末機を整備したことで市の情報提供が閲覧でき、外出先での情報収集が可能となっている。

今後は、飛躍的なIT化の進展に対応するため、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要である。一方では、ITコストをダウンしつつ、住民に質の高いサービスを提供するためにも申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく必要性が生じている。

【施策の基本方向】

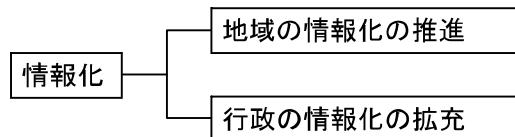
行政機関では、パソコンの配置も一応整備されたが、老朽化に伴う買い換え時期を迎えている。一方では、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要であるとともに、情報、特に個人情報の漏洩(ろうえい)防止にも努めなければならない。

また今日、市民においてはインターネットの利用率が50%に達していない現状を踏まえ、利用率向上に向けホームページの充実等様々な施策を検討し、拡充を図っていく。

さらに、ITコストを抑えながら住民に質の高いサービスを提供するため、申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく。

北九州市ほか12市町村が加入している「北九州地区電子自治体推進協議会」において、「北九州e-PORTセンター」を利用しアプリケーションなどの共同利用を推進し、関係自治体の連携により、地域住民のサービス向上を図る。

【施策の体系】



【計画】

1. 地域の情報化の推進

市民誰もが知りたい情報を簡単に取得できるよう、ホームページの充実を図る。

2. 行政の情報化の拡充

住民サービスの高度化に対応した業務システムの導入を推進する。

《用語解説》

◎LAN ローカルエリアネットワークの略語。企業や官庁内の情報通信ネットワーク。各部署に分散配置されたOA機器を接続して、情報共有や情報通信の高速化、システム化を行う場合の基盤となる。

第6節 環境衛生

1、し尿処理

【現状と課題】

現在、本市が取り組んでいる公共下水道整備計画に基づき下水道の供用を開始しているが、汲取(くみと)り世帯は減少し半数以下までになっている状況である。環境への負荷軽減のため、地域の実情に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を、計画的かつ早期に実施していく必要がある。

平成15年度より遠賀川下流域浄化センターが稼動し、水質汚濁防止の見地からも広域的な終末処理場で処理することにより高度な処理を行うことも可能となっている。また、遠賀川下流域浄化センターの稼動が、本市の公共下水道普及率増加へつながっている。

合併処理浄化槽においては、年平均20基の合併処理浄化槽設置が行われており、公共

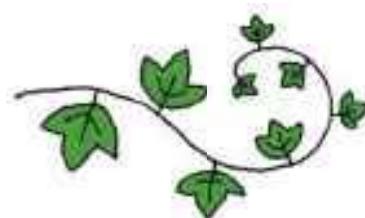
下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集量及びし尿処理のみの浄化槽が減少傾向にあるため、平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を継続し、家庭雑排水も一緒に処理できるということも併せて啓発し、促す必要がある。

下水道認可区域が拡大され、合併浄化槽の補助対象区域が縮小されるなか公共下水道の普及促進を進め、水洗化率向上を図っていく必要がある。また、年々集中豪雨が多発しているため、し尿収集の衛生的な収集体制を図り、水害による浸水対策については、迅速かつ衛生的に収集を行い地域の衛生サービスに努める必要がある。

【施策の基本方向】

中間市環境基本計画により水質保全のため、下水道処理区域においては、下水道網の整備と接続を進めるとともに、水洗化を促進していく。下水道事業認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。また既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ転換していく。

公共施設への合併処理浄化槽導入を進めるとともに、助成制度の拡充等により一般家庭における合併処理浄化槽の設置を促進する。そのために、公共下水道との調整を図りながら、し尿処理サービスの向上に努める必要がある。



表：し尿処理の状況

区分 年度	処理計画 人口 (人)	処理人口 (人)	年間総 収集量(kℓ)	施設処理		自家処理	
				処理施設 処理(kℓ)	その他 (kℓ)	し尿浄化 槽(kℓ)	その他 (kℓ)
平成16年度	48,327	22,169	27,118	27,118	0	7,519	2
平成17年度	47,738	20,760	25,809	25,809	0	7,436	2
平成18年度	47,255	19,107	24,808	24,808	0	7,116	2
平成19年度	46,726	17,661	23,078	23,078	0	6,580	1
平成20年度	46,164	16,557	21,831	21,831	0	6,381	1
平成21年度	45,577	15,202	20,344	20,344	0	6,229	1

資料：環境保全課

【施策の体系】



【計画】

1. 下水道事業等の推進

生活環境の改善や水洗化、水質の向上を図るため、公共下水道の計画、事業実施を推進する。また、下水道処理区域外地域と認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。

2. 合併処理浄化槽の普及

生活排水などによる公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図るために平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を利用して、一般家庭における合併処理浄化槽の普及に努め、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進する。

3. 収集体制の充実

日常業務であるし尿収集について、年々集中豪雨が多発し水害による便槽浸水も予想されることから、し尿収集の迅速かつ衛生的な収集対策を図り、し尿衛生サービスの一層の向上に努める。

2. じん芥処理

【現状と課題】

じん芥処理については、平成13年4月から遠賀・中間地域広域行政事務組合に全面加入した。本市におけるごみの年間総収集量は、ここ数年14,200t前後で推移しており、年々減少傾向である。処理費については、平成21年度で4億8千8百万円要している。

遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するごみ焼却処理施設については、最終処理場以外は地域住民との協定により使用期限が平成18年度までで終了し、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画において、北九州市は

市域の中心都市として広域的にごみ処理施設の整備を図ることとしており、中間市及び遠賀4町は、平成19年度からは北九州市と一緒にした資源循環型社会の広域都市圏の構築を目指すことで、北九州市へごみ処理を委託している。

資源ごみは、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザでペットボトルや食品トレイ、牛乳パック、BIN・カンのほか、新たにプラスチック製容器包装ごみを追加し再資源化を図っている。

【施策の基本方向】

遠賀・中間地域については、総収集ごみ量の一人一日平均排出量は県の平均より低いレベルであるが、更にごみの減量化・資源化を図るために、5種分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、BIN・カン、粗大ごみ、プラスチック製容器包装ごみ）を行うとともに、ペットボトル、発泡食品トレイ、紙パックの3品目は回収ボックスによる拠点回収を行う。また、家庭用食用廃油の回収を進めているところであるが、水質汚濁防止のためにも、更なる普及啓発と廃油回収の促進を図る。家庭から出る使用済乾電池については、環境保全及び資源の有効利用の見地から、回収の促進を図る。

また、都市化や生活様式の多様化により、

年々増加傾向にあるごみの処理に対し、住民の快適な生活環境を保全し、年々増加し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の現況を把握し、かつ、資源循環型社会の構築に向けてごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図る。

さらに、廃棄物の発生と排出の抑制（リユース）、廃棄物の再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進するためには、行政、住民及び事業者などがひとつになって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するよう資源循環型社会システムを構築する。



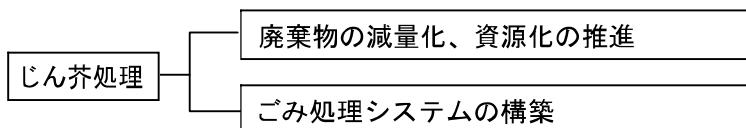
表：じん芥処理の状況

(各年3月末現在)

区分 年 度	処理人口 〔人〕	年間総収集量 (t)	焼却量 (t)	埋立量 (t)	資源化 (t)
平成17年度	47,738	15,577	14,468	380	729
平成18年度	47,255	16,107	14,972	434	700
平成19年度	46,726	15,269	13,565	518	1,125
平成20年度	46,164	14,365	13,081	208	944
平成21年度	45,577	14,037	12,811	190	884

資料：環境保全課

【施策の体系】



【計画】

1. 廃棄物の減量化、資源化の推進

平成13年4月に、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザが整備され、ごみの減量化とリサイクルの確立に向けて推進しているところである。

また、ごみの減量化を推進するため、引き続き生ごみの堆肥(たいひ)容器の普及啓発や、新たに中間市・遠賀4町協同でダンボールコンポストの推進を図り、ごみの減量化及び資源化を進める。また、新聞・ダンボールなど、資源回収団体への奨励を引き続き行う。

今後一層の施策推進のため、住民・事業者・行政などがそれぞれの役割を確立し、廃棄物の減量化、資源化の推進を図る。

2. ごみ処理システムの構築

資源循環型社会の向上を目指し、遠賀・中間広域連携プロジェクトの一環として、1市4町の合同でごみ処理システムを広げ広域的に推進を図り、ごみ処理の効率化や廃棄物の発生と排出の抑制、再利用、再生利用を行政・住民・事業者と共に取り組みごみの減量化・資源化を含むごみ処理システムの向上を行う。

3. 環境保全

【現状と課題】

住宅地において不法投棄や野外での廃棄物焼却、空き地の管理不徹底による雑草繁茂といった都市型の、身近な生活環境の問題が苦情相談という形で顕在化してきている。環境意識の向上とモラルの低下を防ぐため、広報紙や市ホームページにより、また学校や地域向けの環境講座を実施することで、啓発を継続していく必要がある。

自然環境の保全において市民の関心が高い河川の水質については、公共下水道の普及に伴って一定の改善が見られる。流域の住民や団体に呼びかけ定期的に河川清掃を実施し、不法投棄ごみの撤去により、良好な水環境の維持に努めている。市民との協働事業として

開始された環境に優しい有用微生物群(EM)を利用した取り組みも普及し、事業開始前と比べて側溝等からの悪臭苦情が少なくなったが、引き続き、生活排水対策や水質汚濁防止の啓発にも力を入れていく必要がある。

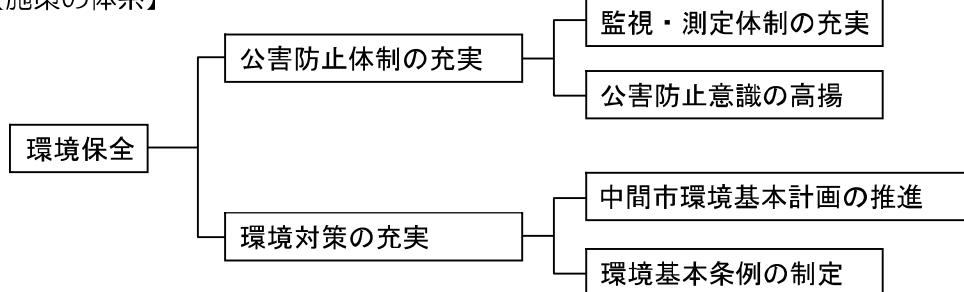
また地球温暖化防止に向けた地域の取り組みとして、学校を通じてこどもやその家族を対象としたエコライフデーが、参加者増など一定の成果を上げている。将来、家庭部門における二酸化炭素の排出増加が見込まれるなか、省エネの普及を目的とした地域省エネルギー・ビジョンとの整合性を図りつつ、さらなる取り組みや啓発を図っていく。

【施策の基本方向】

本市の総合的な環境施策推進の最上位計画である「中間市環境基本計画」に基づき、地球温暖化防止に向けた足元の取り組みをはじめ、

自然環境との共生や循環型社会の実現を市民や事業者とともにしていくことで、住みよい良好な環境づくりを推進していく。

【施策の体系】



【計画】

1. 公害防止体制の充実

(1) 監視・観測体制の充実

今後も福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所をはじめ関係機関と連携をさらに図る。

(2) 公害防止意識の高揚

環境意識の高揚を図るため、積極的に広報紙やホームページを活用し啓発を行う。

2. 環境対策の充実

(1) 中間市環境基本計画の推進

今後対応が迫られる地球温暖化対策（家庭における省エネ推進の啓発）や市民にとって身近な環境問題の改善を具体的に推進していく。

(2) 環境基本条例の制定

平成18年9月に制定済（同年10月施行）



第4章 新世紀に適応した産業の振興 ～活力と賑わいのある都市づくり～

第1節 農業

【現状と課題】

本市の農家戸数は、農林業センサスによると、平成17年の159戸から年々減少し、平成22年は138戸、農業就業人口も平成17年は173人、平成22年は143人と減少傾向にある。

農業者数は減少の傾向にあるが、幸い、本市では農業後継者や新規就農者等が出てきている。しかし、現在の農業政策は、農産物の貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃をめざしている輸入自由化「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）」への加入問題や、国内の農業政策が不安定であることから、農業を取り巻く諸情勢は今後厳しくなると推測される。

このような状況を打開し、農業の振興を図っていくために、機械の共同利用、農作業の受託や共同化などといった営農組織の法人化を図る。また、地産地消による学校給食への米及び野菜の搬入を拡大し、さらに、平成23年3月にオープンする「新鮮市場さくら館」にて安心・新鮮な地元産の農作物を販売することにより、地元はもちろんのこと、周辺地域の皆様に喜んでたくさんご利用いただける取組を行い、地産地消の取り組みを拡大すると同時に、農業従事者の収入の増加及び、地域経済の活性化を図り、魅力ある農業経営と活力ある農業環境をつくり出す必要がある。

【施策の基本方向】

「新たな食料、農業、農村基本計画」が策定され、農業の秘める力が最大限に発揮され、将来に向けて明るい展望を描くことのできるよう「戸別所得補償制度」が導入され、この

制度を活用し品質・安全・安心といった消費者ニーズに適った生産体制への転換を図り、また、直売所等を中心とした、本市特有の農業の活性化への取組に努める必要がある。

【施策の体系】



【計画】

1. 農業環境の整備

本市の農業用水路は、用水と排水を兼ねて使用している地区が多くあり、水稻と麦作の作付けが重なる時期には、用排水の水利の調整に苦慮している。また、老朽化による漏水や、沈下による流水の阻害等多くの地区に見られ早急な改善が必要である。農業用道路については大型農業用機械の通行や農業就労者の高齢化対策として、安全確保と移動時間の短縮、効率性の向上を目指し整備を行う必要がある。

2. 土地利用型農業の振興

水稻、大豆、麦の振興及び機械の共同利用、農作業の受託や共同化、露地野菜の導入や有機減農薬栽培の推進、施設園芸への転換を図ってきたが、平成23年に新鮮市場さくら館がオープンすることから、当施設をうまく活用できるよう、栽培計画による野菜等の作付けを行い、付加価値のつく野菜品目の生産を図る。

3. 集落営農組織の形成

平成19年に品目横断的経営所得安定対策が施行され、これに伴い営農組織の再編を行い、現在3組織がら年後の法人化を目指し経理の一元化等の取組を行っている。今後は、税理士による経営指導等を行い法人化を推進する。

4. 農業振興計画の策定

農家の主役である農家自身の意思決定機関の組織を形成し、関係機関とともに對処するべき方向性などを決定して農業振興計画を策定する。



第2節 商業

1. 商業

【現状と課題】

これまで、市内9地区にあった任意の商店組合のうち、2地区（中尾、宮林）の組合が解散し、現在、7地区的商店組合が活動を行っている。

そのなかで、「筑前中間さくら祭」、「筑前中間川まつり」、「筑前中間やっちゃん祭」などの市のイベント時に合わせて、独自のイベントに取り組む商店組合もあらわれ、また七夕と歳末時期には、市内全7地区的商店組合が共同で大売出しやイベントを行っているが、これらの商店街は、いずれも小規模な商店で構成されており、しかも業種の構成も極めて少なく、商業集積もまばらである。

こうした既存商店街の抱える課題としては、①集客力を持つ魅力のある商店が少ない、②顧客が安全に往来できる歩道がない、③植栽がなく全体的に街並みが良好な景観とはいえない、④空き店舗や空き地が増え、空洞化が著しい、などである。このため、昭和町商店

街の街路灯を整備し、活性化・防犯対策・省エネ・地球温暖化防止に一定の効果を得ることができたが、抜本的な解決にはならず、さらなる検討が必要である。

また、「元気な風商品券」（プレミアム付商品券）の発売は、発売直後に売り切れており、大きな効果を上げている。

蓮花寺交差点周辺に展開する大型小売店舗や金融機関が集積する商業地域では市内外からの集客でにぎわう一方、幹線道路沿いに展開するロードサイドショップの進出による新たな商業集積が進んでいる。こうした状況のなか、既存商店街の活性化に向けては、商工会議所を中心に商店主により魅力のある商店への変革とともに、空き店舗や空き地に新規進出が容易となるような対策を講じ、新旧商店の相乗効果により集客向上を図ることが必要である。

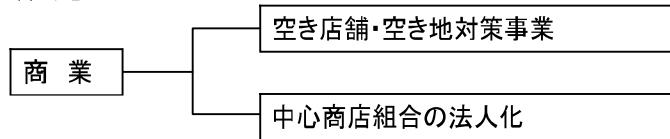
【施策の基本方向】

商店街の空洞化を抑制するため、国及び県並びに商工会議所と連携して空き店舗対策を講じることが大きな課題であるが、商店組合内や商店組合間で共同のイベントの取組みを通じて、既存商店街の認知度を上げることにより、多く散在する空き店舗への進出を促進する環境整備を図りながら商店街の活性化を

目指す。

また、商店の改装や商店組合の環境整備による魅力ある商店街の実現を目指すため、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで優遇を受けられるよう、中心商店組合の法人化を図る。

【施策の体系】



【計画】**1. 空き店舗・空き地対策事業**

国及び県並びに商工会議所と連携して、空き店舗、空き地対策を講じるなかでは、商工会議所を中心に商店主による魅力のある商店街への変革を目指すとともに、空き店舗や空き地に若者をはじめとした商店開店希望者の新規進出が容易となるような環境整備と、中心市街地としての良好な景観の街並み形成に向けた施策を検討する。

2. 中心商店組合の法人化

既存商店街の活性化には、市内外からの集客でにぎわう大型小売店舗や幹線道路沿いに展開するロードサイドショップなどの新たな商業集積地との相乗効果を誘発することが求められるが、そのためには法人化に向けた取組みが必要である。

商工会議所と連携し、法人化への情報提供によって法人化への機運を高め、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで、優遇措置の対象となる環境整備を図る。

2. 消費者生活の安定**【現状と課題】**

当市では、平成12年から公的資格を有する消費生活専門相談員を配置し、的確な解決処理に対応するなど苦情・相談処理体制の充実を図ってきたが、消費生活に伴う苦情相談は、近年急激に増加しているうえ、相談内容の複雑化により解決が長期化傾向にある。

こうした相談件数増加の背景には、平成13年4月に施行された消費者契約法により、従来に比べ広範囲に消費者保護が図られるようになったことや、著しい情報化の進展により不特定多数の消費者への情報発信が容易になつたため、架空請求などの不当請求が増えたことが考えられる。

そのような中、平成18年に「貸金業法」・平成20年に「特定商取引法」及び「割賦販売法」が改正され、平成21年9月には、消

費者庁が新設された。

また、平成22年1月には消費者ホットダイヤルが開始されたことにより、相談者が居住する近隣市町村の窓口を選択し、苦情相談を行うことができるようになった。

さらに、平成22年4月には、全国の消費生活センター等を結ぶ、システム情報共有ツール「PICO-NET」が改良され再配備され、全国の消費生活相談センターで情報を共有することが可能になった。

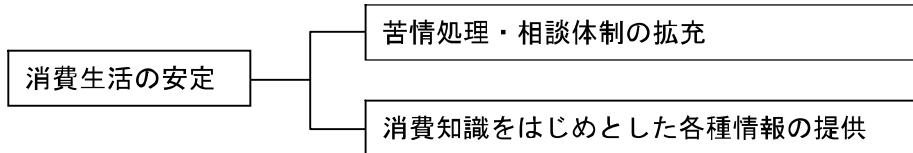
今後も、相談内容の高度化、複雑化する消費者相談に対して、的確・迅速な解決処理を図るとともに、体制の強化、及び市民へ消費知識や悪徳商法等の情報提供を広報やホームページで促進していくかなければならない。

【施策の基本方向】

市民に対し、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、周知活動の幅を広げながら消費生活の知識の普及・啓発を図るとともに、消費生活専門相談

員の拡充により、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に向けた施策を講じる。

【施策の体系】



【計画】

1. 苦情処理・相談体制の拡充

消費生活専門相談員の拡充や国民生活センター及び県消費生活センターとの情報の共有化を一層強化し、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に努める。

2. 消費知識をはじめとした各種情報の提供

今後も、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、市民への周知活動の幅を広げ、消費生活の知識を高めていく。



第3節 工業

【現状と課題】

製造業は、技術の高度化により、従来の素材型産業から付加価値の高い加工組立型産業への転換が急がれる。本市の場合、地域振興整備公団が開発・造成した五楽工業団地が完売したことから、新たな工業団地の開発を検討したが、現状は、景気の成り行きが不透明であるため、計画は中断されたままである。

工業（製造業）の活性化は、雇用の安定・創出につながる面を有しており、市民の市内における就業意欲は高いものがあり、市民意識調査においても、若い人が住むために必要な対策の最上位に、「企業誘致など雇用の確保

を図る」が位置されており、若者定住促進に向けては重要な施策と位置づけなければならぬ。

また、平成23年2月に、鞍手インターが開通し、九州自動車道へのアクセスが向上することにより、物流の効率化が図れ、企業誘致等に新たな取り組みが必要となる。

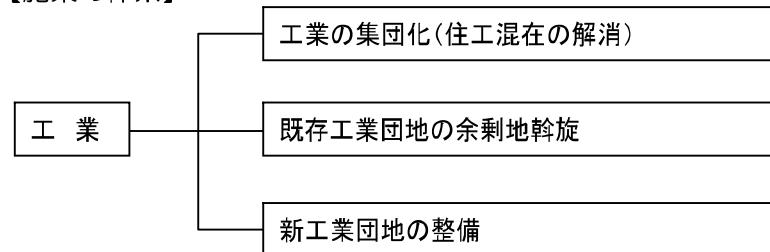
こうしたなかでは、引き続き、国・県と連携しながら経営の近代化、事業の円滑化に向けて支援していくとともに、社会経済情勢を察知しながら五楽新工業団地の整備事業に取り組む必要がある。

【施策の基本方向】

北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業などの誘致により、市民の就業機会確保と若者の定住促進に向けた施策の展開

のためにも新工業団地の整備は大きな課題であり、（仮称）五楽北部工場団地の整備を景気の先行きを見ながらねばり強く進めて行く。

【施策の体系】



【計画】

1. 工業の集団化（住工混在の解消）

工業振興ビジョンを研究し、移転の計画を行ったが、現状においては困難であるため、今後の情勢や地域の意向を踏まえ、再検討を行う。

2. 既存工業団地の余剰地斡旋（あっせん）

五楽工業団地内の余剰地については、企業が進出して来たため残地は解消されたため終了する。

3. 新工業団地の整備

市民の市内における就業の場の確保とともに若者の定住促進と、北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業誘致のためにも新工業団地の整備は大きな課題であることから、新工業団地として（仮称）五楽北部工場団地の整備を進めて来たが、景気の落ち込み円高などの影響により国内産業が外国に流出する産業の空洞化が社会情勢となっており、現状は中断している、しかし景気の先行きを注視しながら、ねばり強く進めていく。



第4節 雇用

1、失業対策諸事業

【現状と課題】

2008年の世界的な金融危機によって急激に落ち込んだ日本経済は、最悪期は脱したとはいえ、依然として厳しい状況が続いている。雇用環境は悪化し、失業率は5%台が続き、有効求人倍率も過去最低水準が続いている。特に契約職員等非正規職員については、身分保障の希薄さが浮き彫りとなり、契約が切れた後の職場の確保が難しいことや中途での契約解除などにより、雇用状況は非常にきびしい状況にある。本市においても雇用の場の確保や所得の向上は、市民生活を営むうえで切実な課題となっている。

さらに、近年若者の失業者数も増加しており、若者の応募機会の拡大等について事業主

への周知や啓発を実施している。また、働くことに不安を抱えている人や、自信を失っている人などを対象とした地域の支援拠点として、「若者しごとサポートセンター」が設置されている。本市でもこのような施設と連携を図り、広報やホームページなどで、若者の就労事業対策に対して、働きかけをおこなっていく必要がある。

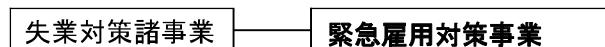
このような状況の中、その対策事業として、国、県と連携して行う緊急雇用対策事業を行い、一定の成果を上げている。この事業により失業者を市内事業所に臨時的に雇用し、契約終了後、同事業者が正規雇用する予定であり、雇用の創出となっている。

【施策の基本方向】

現在のように景気の先行きが不透明な時期は、国、県と連携して行う緊急雇用対策事業

により、雇用の創出を図るとともに、地域経済の活性化を促す。

【施策の体系】



【計画】

1. 緊急雇用対策事業

国、県と連携し緊急雇用対策を行い、雇用の創出を図るとともに、地域経済の活性化を促す。

2. 高齢者雇用対策

【現状と課題】

わが国では、急速な高齢化が進んでおり、現在は団塊の世代も次々と現役を離れ、就業人口は減少するが、仕事量は減少するわけではなく、次世代の者で急速に仕事を消化することはできない。現在は、雇用問題も深刻ではあるが、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であり、こうした視点も高齢者が生きがいとしてとらえ、現役を離れたあと

の一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした、「定年の引き上げ」や「再雇用」など仕事を続けていける環境の整備が求められる。

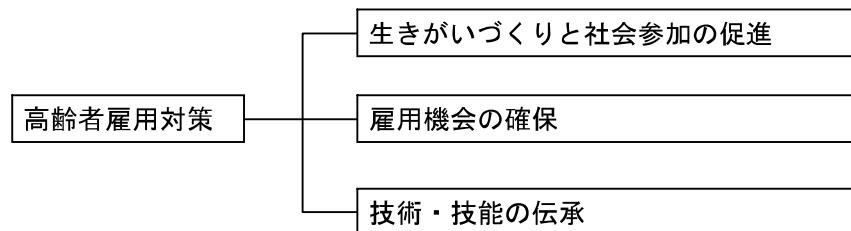
そのこととともに、充実した老後を送っていくには、一定の仕事をしながら、趣味や学習、文化やスポーツ、レクリエーションなどの機会と場が身近にあることも必要である。

【施策の基本方向】

雇用機会の確保をとおして生きがいづくりと社会参加を促進するため、高齢者の豊かな

経験と能力が活かされる環境整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを行う。

【施策の体系】



【計画】

1. 生きがいづくりと社会参加の促進

中間市シルバー人材センターの事業として「ひともヤギもエコなかま」など事業を計画的に拡大し、新たな取り組みへの生きがいづくりや社会参加の推進を図り、幅広い人材の雇用を促進していく。

2. 雇用機会の確保

雇用機会の確保が図られ、仕事を通じて豊富な知識や技能・経験を生かした次代の後継者育成が図られる環境の整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを拡充していく。

3. 技術・技能の伝承

高齢者の現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であることから、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした仕事を続けていく環境の整備を推進していく。

3、障害者雇用対策

【現状と課題】

本市の障害者は年々増加傾向にある。障害のある人がその適正と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて、充実した生活を過ごせるようにすることが社会全体の共通した使命であり、生活の自立、社会参加を促進していくうえで、就労の機会の確保は重要な課題である。

平成18年度に施行された障害者自立支援法に定められている障害者福祉サービスのうち、就労支援サービスの利用者は自立支援制

度の周知とともに増加しているが、一般的の雇用に結びつくことは難しいようである。

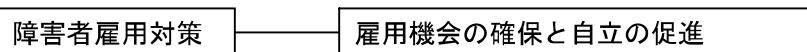
現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」にいう法定雇用率1.8%を目指しているが、平成22年6月1日現在の福岡県内の平均雇用率は1.71%である。目標値に近づいているとはいえ、経済情勢が不透明な現在においては、雇用機会の確保とともに雇用の安定、及び自立の促進に向けた取り組みが必要である。

【施策の基本方向】

障害者が能力と適性に応じ社会参加とともに自立を促進するため、国や県、関係機関と

連携し、法定雇用率1.8%の実現を目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 雇用機会の確保と自立の促進

障害者の職業的自立を支援し、生きがいのある生活ができるよう、保健、福祉、雇用など関係機関との連携を強化し、就労の場の確保・拡大を図る。

ハローワーク（公共職業安定所）などと連携し、ハピネスなかま（中間市地域総合福祉会館）の活用をはじめとした機能回復訓練施設や、各種職業訓練施設の利活用方法の周知を図るとともに、事業主に対しては「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨の理解促進に努め、障害者雇用に伴う補助制度の周知を図る。

また、本市では、障害者地域活動支援センター（パルハウスぼちぼち）の利用登録者に市役所内での印刷・製本等や、各施設の除草作業等の就労支援を行ってきたが、この手法に限らず、あらゆる就業機会の拡大を図る。

4. 中小企業雇用対策

【現状と課題】

中間市の産業分類事業所数及び従業者数は、小売・飲食業・サービス業・建設業の占める割合が多く、これらの業種は、ほとんどが中

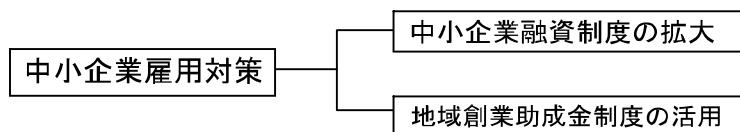
小企業若しくは小売業のため、これら中小企業の振興発展を重点的に促し、雇用を確保する必要がある。

【施策の基本方向】

中小企業の振興発展により、経済基盤の強化と雇用が推進され生活基盤の安定が見込まれることから、現行の中小企業融資制度を充

実し、企業が融資を受け易いように見直し、企業の資金運用の円滑化を図る。

【施策の体系】



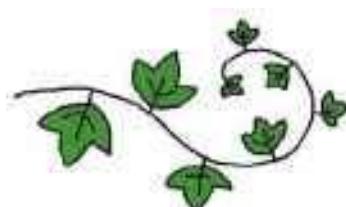
【計画】

1. 中小企業融資制度の拡大

融資総額の拡大、利率の見直し、償還期限の延長を行ったため、より利用しやすい制度として、PR活動を充実し今後の利用拡大を期待する。

2. 地域創業助成金制度の活用（地域重点分野の申請）

新規創業経費及び雇用に対する環境の整備を、国の基金事業や県の融資制度が活用できるよう、商工会議所と連携しPR活動を行い利用拡大を図る。



第5節 観光

【現状と課題】

垣生公園や遠賀川河川敷など、市民が利用できる身近な観光資源を活用した祭りやイベントが、筑前中間祭り実行委員会主催で開催されているが、本市には観光に資する魅力的な資源に乏しいため、既存の祭りをさらに魅力ある内容へ高めていくとともに、新たな観光スポットとなる施設を開発することも必要

である。

平成21年度に八幡製鉄所遠賀川水源地ボンプ室が世界遺産候補資産となり、これが世界遺産となれば、唐戸水門、堀川、近年映画ロケ地として活用されているJR遠賀川鉄橋と併せた、文化遺産等の観光資源化を推進する。

【施策の基本方向】

本市の三大祭りである「筑前中間さくら祭」「筑前中間川まつり」、また本市の新旧住民の融和を図るために始めた「筑前中間やっちゃん祭」は、多くの客が訪れ、すでに中間の祭りとしての定着を見せている。また、やっちゃん祭と西部市場まつりを合体し、西部市場

でやっちゃん祭を行うことにより、さらにまつりに活気をよんでいる。

今後は、世界遺産をはじめとする文化遺産や西部地区のさくらの里等の観光名所の開発をめざし、「いってみたいまち なかま」として認識を深められる環境づくりに努める。

【施策の体系】



【計画】

1. 観光資源の開発と整備

世界遺産や唐戸水門、堀川、JR遠賀川鉄橋等の文化遺産を観光資源とする研究、また、垣生公園を中心としたさくらの里、猫城跡等の観光資源化に取り組む。

2. 祭り・行事の充実

三大祭りやイベントなどの情報を引き続き広くPRし、市内外の住民の参加促進を目指す。

第5章 次世代を担う教育の充実
～人を育むスポーツと文化の都市づくり～

第1節 学校教育

1、幼児教育

【現状と課題】

本市において、現状では市教育委員会所轄(しょかつ)の公立幼稚園はないが、私立学校法に基づいた福岡県知事所轄(しょかつ)の私立幼稚園8園があり、私立幼稚園の特性に鑑み、それぞれの自主性を重んじた教育が行われているところである。

近年の少子化、核家族化など、社会の急激な変化を受けて子ども同士が集団で遊び、互いに影響し合って活動する機会の減少や、人間関係の希薄化などにより地域社会の大人が

地域の子どもの育ちに積極的にかかわろうとしない傾向にあるなど、地域社会の教育力の低下や、家庭の教育力の低下が指摘されているところである。

このような現状を踏まえ、今後幼児教育の充実を図るため、幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補うとともに、家庭、地域社会、幼稚園施設などにおける、それぞれの教育機能を連携し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐことが重要である。

【施策の基本方向】

幼稚園教育は、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしており、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や、生涯に

わたる人間形成の基礎を培ううえで、重要な役割を果たしている。

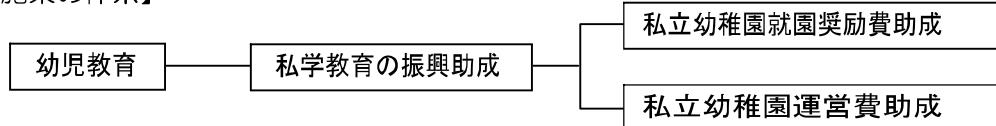
このため、私立幼稚園の保護者に対し、財政援助を行い、就園を奨励するとともに、私立幼稚園運営費を助成することにより、幼児教育の充実を図る。

表：私立幼稚園の状況

年 度	幼稚園数	定 員	園児数	教員数	就園奨励費 助成額 〔市内在住者〕(円)	私立幼稚園 運営費補助額 (円)
平成18年度	8	1,290	527	49	38,694,900	704,500
平成19年度	8	1,290	499	50	37,090,200	699,100
平成20年度	8	1,290	506	54	39,304,700	699,100
平成21年度	8	1,290	501	56	41,380,620	692,500

資料：学校教育課

【施策の体系】



【計画】

1. 私学教育の振興助成

(1) 私立幼稚園就園奨励費助成

市内外の幼稚園に通園する児童の保護者に対し、所得状況に応じた私立幼稚園就園奨励費補助を行い、入園料及び保育料の負担軽減を図る。

(2) 私立幼稚園運営費助成

市内の私立幼稚園に対し、幼稚園教育振興のための運営助成を行い、幼稚園教育の充実を図る。

2. 小中学校教育

【現状と課題】

近年の少子化、情報化、国際化など、社会の急速な変化により学校教育に期待されることが多様化し、増加傾向にある。学校教育における地域人材・専門性の高い知識技能を持った人材の活用、少人数授業の導入など指導方法の工夫改善も進み、教育方法も多様になってきたが、学校教育制度や学校の形態そのものが今後変化することも予測される。そのような変化の激しい社会状況の中で、学校教育も柔軟に対応しなければならない。

教職員については、教育実践研究の提出、教育センターなどの研修への参加、各学校における授業研究を伴った校内研修などが積極的に行われるようになったが、目標管理による評価制度も導入され、益々自己研鑽(けんさ

ん)を積むことが必要となってくる。

また、これまで指導方法の工夫改善が進んだことから、教育内容の充実が図られ、学力向上、進路の保障を中心に据えた人権教育の推進もなされている。

さらに、小中学校におけるパソコン教室の整備、小学校におけるランチルームの設置など学校施設の質的充実が図られてきたものの、少人数学習のための教室の整備や第2図書館の設置など、今後予想される教育の質的变化に対応する施設の充実に課題が残っている。

今後も、学校教育の役割、学校教育における不易の部分を明確にし、21世紀をたくましく生き抜く児童、生徒の育成に努めていかなければならない。

【施策の基本方向】

国の教育改革の方針及び県の指針に沿いながら、中間市の実態に応じて、学校教育の充実を図っていく。

- ① 豊かな情操と道徳心の育成、健やかな身体の育成
- ② 基礎基本の確実な定着、確かな学力の定着

- ③ 自ら学び自ら考える力と問題解決能力の育成
- ④ 伝統と文化の尊重と国際社会に生きる日本人としての自覚の育成
- ⑤ 特色ある学校、地域や社会に開かれた学校、情報公開と適切な評価システムの構築

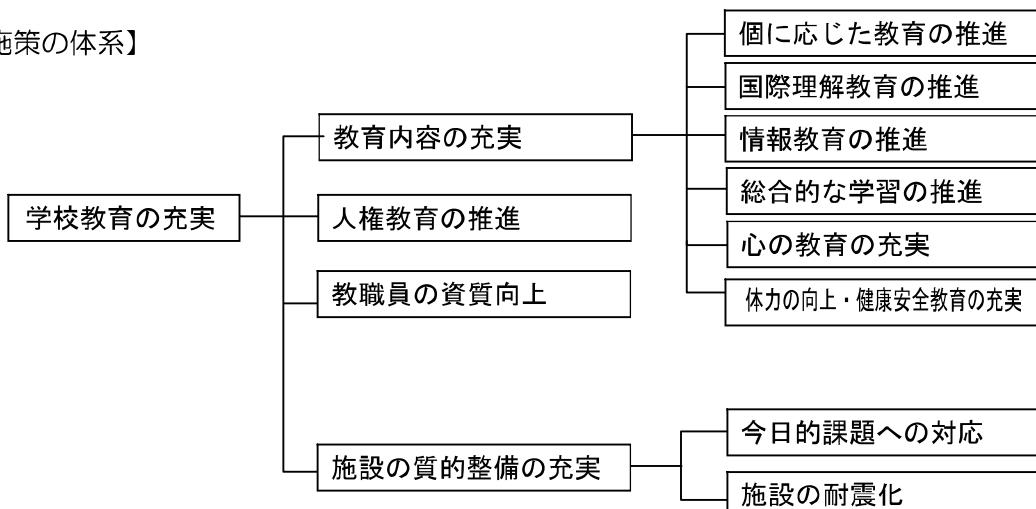
表：児童・生徒数の推移

(各年5月1日現在)

年度	小学校		中学校	
	児童数	学級数	生徒数	学級数
平成12年度	2,707	89	1,598	45
平成13年度	2,636	87	1,504	45
平成14年度	2,556	86	1,403	43
平成15年度	2,462	84	1,369	42
平成16年度	2,402	82	1,341	45
平成17年度	2,328	85	1,323	44
平成18年度	2,291	86	1,246	44
平成19年度	2,221	86	1,224	44
平成20年度	2,182	88	1,162	44
平成21年度	2,166	88	1,143	42
平成22年度	2,130	90	1,098	41

資料：学校教育課

【施策の体系】



【計画】

1. 教育内容の充実

(1) 個に応じた教育の推進

標準学力検査、アンケート調査なども活用し、児童生徒の実態を的確に把握しながら授業内容を確実に身につけさせることができるように分かりやすい授業を展開

し、一人ひとりを大切にした、きめ細かな指導に努める。また、理解の状況や習熟の程度、興味・関心などに応じた学習形態により、個に応じた学習指導を推進する。

(2) 国際理解教育の推進

小中学校における外国語指導助手（ALT）、及び英語活動アドバイザーのより有効的な活用を図る。留学生など、外国の人々をゲストティーチャーとして招き、国際理解教育の推進を図る。

(3) 情報教育の推進

各教科、領域において積極的にパソコンなどを活用し、情報の収集・処理・発信能力などの育成を図る。併せて、インターネット活用時のモラルの育成を図る。

(4) 総合的な学習の推進

今日的な課題解決のため、体験的な活動を通じ、教科の枠を越えて、問題解決や探究活動に主体的に取り組む子どもの育成を図る。

(5) 心の教育の充実

少年犯罪の低年齢化・凶悪化が進むなか、体験的な学習や道徳教育を充実し、心豊かな子どもの育成を図る。

(6) 体力の向上・健康安全教育の充実

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図る。

2. 人権教育の推進

正義感、倫理観、思いやりの心など豊かな人間性や社会性の育成を目指し、全教科・領域における人権教育を推進しながら、子どもの人権意識の高揚を図る。

3. 教職員の資質向上

市教育委員会の主催による研修会の充実を図る。県教育センターにおける専門研修をはじめ、各種研修会等への積極的な参加を奨励し、資質向上に努める。

また、市教育委員会研究指定委嘱校や福岡県及び文部科学省などの研究指定委嘱により、校内研究や校内研修の充実を図り、資質向上に努める。

4. 施設の質的整備の充実

(1) 今日的課題への対応

学校教育の所期の目的を達成するために、学力向上、個に応じた教育、心の教育情報化、福祉・環境・国際理解、防犯対策など、様々な今日的教育課題に対応できるよう施設の整備充実に努める。

(2) 施設の耐震化

耐震化優先度調査に基づき策定した耐震化工事計画に基づき、耐震診断・実施設計耐震補強工事を3カ年で実施、平成28年度末までに学校施設の耐震化に努める。

第2節 社会教育

1、社会教育

【現状と課題】

家庭や職場をはじめ地域にあっても、より充実感のある生活を送りたいとした市民の学習意欲がますます高まり、様々な学習の機会が求められている。

このような生涯学習社会のなかで、市民の学習ニーズに的確に対応するため、社会教育施設を整備・拡充するとともに、各関係施設とのネットワークづくりに努める必要がある。さらに、地域の特性を活かした学習活動の場

として「校区公民館」の設置が求められている。

また、地域社会や家庭環境が変化し、地域や家庭の教育力が低下している状況のなかで、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっている。青少年教育施設の充実や、社会教育、文化、スポーツなどの施設の効果的な利用の促進に努めることも必要である。

【施策の基本方向】

平成11年度、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図ることを目的として「中間市生涯学習基本計画」を策定した。社会教育はこの基本計画の中でも重要な位置を占めており、今後ますます多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、様々な方法で学習機会を確保するとともに、自主的な学習活動を支援、促進するように努める。

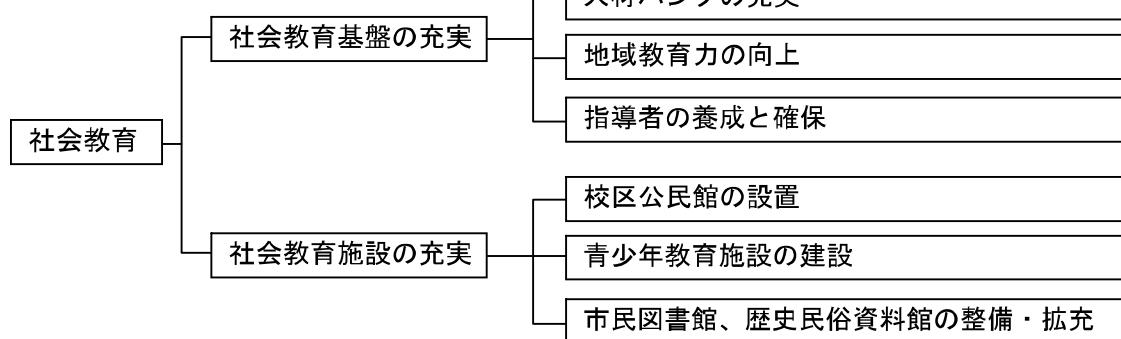
そのためには、時代に即応した多彩な学習プログラムの開発と指導者（人材）の確保・

活用、さらに社会教育施設の整備・拡充が必要である。

また、社会教育関係団体などの民間の学習団体やグループを支援しながら、学習を生かしたボランティア活動など、地域の社会参加活動を促進する基盤づくりに努める。

なお、生涯学習基本計画の策定から10年を経過しており、時代の流れに応じた見直しの時期が来ていることから、第二次の策定計画について、検討の必要がある。

【施策の体系】



【計画】**1. 社会教育基盤の充実****(1) 職員の専門職化と資質の向上**

県や広域における職員研修などに積極的に参加し、その資質や能力の向上に努める。

(2) 人材バンクの充実

専門的な知識や資格を有する「人材バンク」の講師に研修や学習の機会を与え、スキルの向上を図ることにより、要請に応じた人材の派遣ができるよう制度の充実に努める。

(3) 地域教育力の向上

子どもから高齢者までの年代が「学び、体験・交流」する取り組みを推進し、地域の人材、風土、文化を活用しながら学校・家庭・地域が連携して人のふれあいや社会参加活動、ボランティア活動、自然体験活動など、社会全体で子どもたちを育みながら地域の教育力も高まっていく施策を推進していく。そのため、市内小学校を対象とした通学合宿の普及を図る。

(4) 指導者の養成と確保

人材バンクの充実と事業を統合させ、より幅広い分野で多くの市民が教え、学びあう事業展開を図り、地域での学習活動の活性化を図る。

2. 社会教育施設の充実**(1) 校区公民館の設置**

市民協働のまちづくりの推進状況にあわせ、小学校の余裕教室活用などの検討。

(2) 青少年教育施設の建設

地域交流センターで行われる通学合宿事業を中心とした様々な体験活動の充実を図り、心豊かでたくましい子どもたちの育成に努める。

(3) 市民図書館、歴史民俗資料館の整備・拡充

市民図書館にはAV資料及びパソコンコーナーの設置や学習室、閲架書庫の拡充を図り、IT時代にふさわしい施設の整備を行う。また、歴史民俗資料館では、地域交流センターの会議室を活用した講座や企画展示室の整備を図る。

2. 社会体育**【現状と課題】**

平均寿命の大幅な伸びによる高齢社会を迎え、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの底辺拡充を目指し、競技スポーツの振興を図り、市民の健康増進・運動不足の

解消を促すために、体育文化センターを核施設として、各体育施設の利用面、運用面での利便性を高めるとともに、市内の老朽化した武道場、弓道場の改修、既存施設を1箇所

にとりまとめた総合運動公園化や、特に市民のニーズの高かった市民プールの建設やテニスコートの新設の検討を行ってきた。

それに伴い、平成10年には市営野球場、体育文化センターの大規模な改修を行い、平成11年には、人工芝6面のテニスコートを有した「ジョイパルなかま庭球場」をオープンさせたことにより、体育施設の利用者が増加傾向にあるが、武道場、弓道場をはじめとした多くの体育施設に老朽化がみられている。

また、河川敷を利用したサッカー場、ラグ

ビー場、野球場は恒久的な施設ではなく、各施設を1箇所にまとめた総合運動場の整備が求められている。しかし、整備にあたっては、多額の用地費や維持管理上の問題が大きな課題としてあるため、総合的な見地からの検討が必要である。

今後は、幼児から高齢期に至る市民が、地域を基盤とした「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」楽しめる生涯スポーツの推進に向けて、課題の解決に取り組まなければならない。

【施策の基本方向】

平成14年度に学校週5日制の完全実施や自由時間の増大、少子・高齢化社会の進展などにより社会環境が大きく変化しており、健康を見据えたスポーツの関心もますます高まっている。

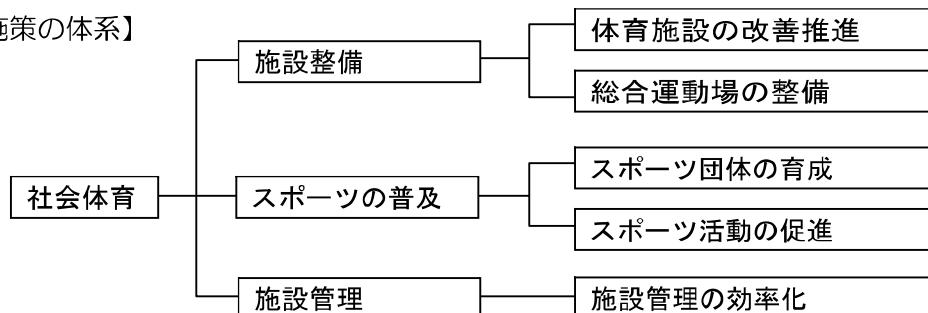
また、スポーツの形態が変化するなか、体育行政としては、市民一人ひとりがそれぞれのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、子どもから高齢者まで個々人の体力や目的に応じた環境づくりを推進し、健

康管理を行えるように努めることが重要である。

このことから、誰でも気楽にできるスポーツの普及、振興を図り、活気のある市民の育成を目指し、スポーツ科学の知識を身につけた指導者を養成するとともに、地域スポーツ指導者の発掘と育成を図る。

また、既存施設において老朽化の著しい体育施設の新設、改善等の検討を行っていく。

【施策の体系】



【計画】

1. 施設整備

(1) 体育施設の改善推進

既存施設においては、経年による老朽化が著しく、また狭小であることから規模

基準が満たないため、広域的な大会の開催ができず一般的な練習場の状況であり、対外試合をすることによる技術の練磨も困難な状況である。特に、武道場、弓道場については、他の施設と併せて改善を推進する。

(2) 総合運動場の整備

現在、サッカーやラグビー、野球の一部やソフトボールは河川敷でのプレーを余儀なくされておりますが、河川敷は恒久的な施設ではなく、洪水時には使用を中断されるばかりか、補修には費用も要することから、屋外球技がいつでも楽しめる環境整備に取り組まなければならない。各施設を1箇所にまとめることと併せて、多種のスポーツが展開できる総合運動場の整備を検討する。

2. スポーツの普及

(1) スポーツ団体の育成

活気のある市民の育成を目指し、スポーツ知識を身につけた指導者の発掘・養成を図る。

(2) スポーツ活動の促進

幼児から高齢期に至る市民が、「いつでも」、「どこでも」身边にスポーツを親しむことができ、市民一人ひとりのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、誰もが気軽にできるスポーツの普及、振興を図る。

3. 施設管理

今後は、指定管理者制度の活用を図り、効率的な施設管理を促進し、利用サービスの工夫と改善に努める。

3. 青少年健全育成

【現状と課題】

有害環境対策の推進として、性や暴力などに関する過激な情報に子どもたちが触れないよう家庭に呼びかけるとともに、補導員や関係機関、PTA・ボランティアなど地域住民と協力して、有害情報に子どもたちが近づかないよう対策を講じている。

また、少年相談センター事業としては、最近の少年非行等の状況を見てみると、凶悪化、粗暴化が質的・量的にも深刻化し、しかも性的逸脱行為、深夜徘徊(はいかい)、暴力行為、規範意識の低下、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加とともに、非行の低年齢化が大きな社会問題となっている。

【施策の基本方向】

青少年の健全育成は、基本的には本人の自覚と努力に負うところであるが、同時に次代の担い手である青少年の育成のため、家庭・学校・地域社会が一体となって社会環境づくりを目指さなければならない。そのためには、

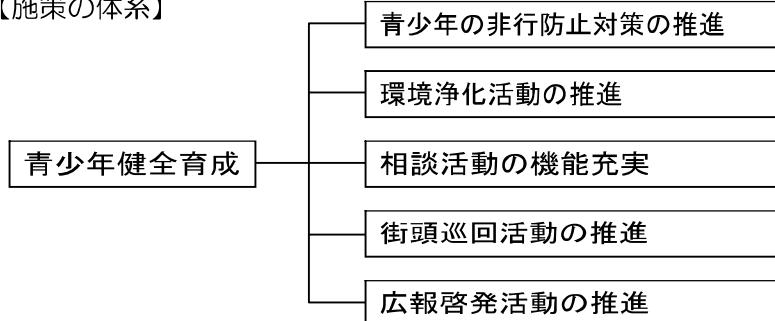
地域や家庭の教育力の低下、規範意識や倫理観の低下が指摘されている今、大人や地域全体が意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域社会、関係機関・団体等がそれぞれ役割

を明確にし、相互に連携しながら諸施策を推進していくかなければならない。

また、社会参加やボランティア活動との触れ合い、青少年の規範意識の向上や社会的な自立への支援、青少年にとって有害な情報・

環境の浄化に努め、積極的な予防活動と共に「まちづくりは人づくり」の視点に立って、活力のある豊かな21世紀を担う青少年の育成を目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 青少年の非行防止対策の推進

防犯担当課との連携を図りつつ、市民ボランティア「ふるさとみまわり隊」と「はしるみまわり隊」を中心に、市内巡回活動を実施する。

2. 環境浄化活動の推進

青少年の健全育成に有害な図書・情報、ビデオ、そしてＩＴ関連情報、出会い系サイト等、また、地域での有害広告物、深夜営業のコンビニ等の青少年を取り巻く環境浄化のために、ボランティアや地域組織等の育成と活用を図りながら、地域の実情に即した有害環境の浄化活動を行う。

3. 相談活動の機能充実

本市では「少年相談センター」や「ヤングテレホン」で幅広く相談を受けているが、相談内容に応じ、その専門性や深刻度に沿った適切な対応に努め、相談時間帯に改善を加えながら、機能をより効率的に発揮するような相談活動を行う。

4. 街頭巡回活動の推進

少年補導員やふるさとみまわり隊活動で、地域社会の安全確保を図るために効果的・機能的な巡回活動を行う。また、青色回転灯パトロールカーでの市内巡回を積極的に行う。

5. 広報啓発活動の推進

「青少年は地域社会から育む」という機運の醸成を積極的に図る広報活動を行う。

青色回転灯パトロールカーの放送機能により、青少年の非行防止などの呼びかけを積極的に行い、街頭広報活動を推進する。

第3節 文化の振興

1、芸術・文化の振興

【現状と課題】

本市においては、芸術・文化に触れる機会を拡充し、地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るため、平成7年5月に「中間市文化振興財団」を設立し、平成8年11月には「なかまハーモニーホール」が開館した。

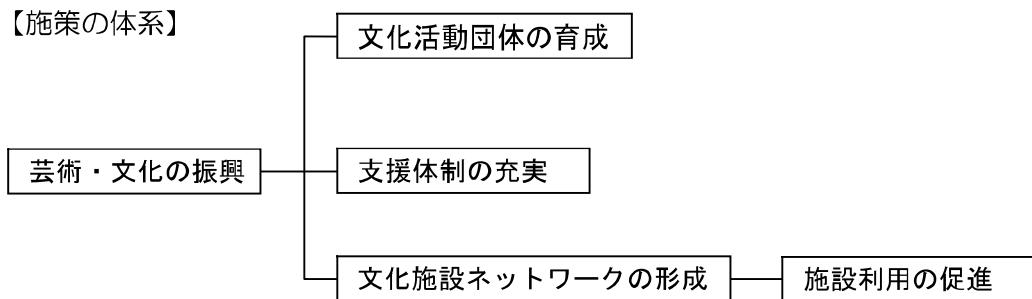
今後は「中間市文化団体連合会」等の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、「なかまハーモニーホール」を拠点として、裾野の広い多彩な芸術・文化活動の推進に努める必要がある。

【施策の基本方向】

地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るために、地域の歴史を学ぶ機会の拡充や、伝統文化との触れ合い活動などの芸術・文化活動の推進に努める。

さらに、市民の自主的な芸術・文化活動を援助し、優れた芸術・文化に接する機会の充実や文化活動情報の提供など、芸術・文化に関する環境整備の充実を目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 文化活動団体の育成

民間の文化団体で構成する「中間市文化団体連合会」との連携を深め、自主的な文化活動が積極的に推進されるように、文化サークル・グループの育成に努める。

また、「なかまハーモニーホール」を拠点として、各種の文化関連施設との連携のもとに、音楽・演劇などの発表や、鑑賞機会の提供に努め、文化活動の充実を図る。

2. 支援体制の充実

コミュニティ文化祭や文化団体連合会文化祭、美術展など地域に根ざした市民の自主的な文化事業を支援するとともに、様々な文化事業の参加を促すために、情報網を通じて広く市民各層の啓発に努める。

3. 文化施設ネットワークの形成—施設利用の促進

芸術・文化推進の拠点として整備された「なかまハーモニーホール」や自主サークル活動の活性化を目指し、平成6年に開館した「生涯学習センター」の利用を促進し、利用サービスの工夫と改善を図るとともに、中央公民館や市民図書館、歴史民俗資料館などの文化関連施設の文化施設ネットワーク形成を図る。

2、文化財保護

【現状と課題】

文化財は、国民の大切な共有財産であり、これらを大切に守り、未来へ伝えることは、現在に生きる私たちの責務である。さらに、これらの文化財を生涯学習や個性ある地域づくりに、いかに活用していくかはきわめて大切な今日的課題である。

本市の文化財保護については、開発行為によって消滅する文化財保存のため、専門職員を配置するとともに、歴史民俗資料館では、

1,500点に及ぶ資料を収集・保存し、企画展、特別展などを実施し、文化財保護思想の普及に努めてきた。

今後は、歴史民俗資料館の展示スペースや収蔵庫の増設など、施設の充実に努めるとともに、郷土の文化財への関心を高めるための特色ある企画展などを行う必要がある。

また、民俗芸能などの伝統文化財の活性化と後継者育成も課題である。

【施策の基本方向】

文化財は先人が残した貴重な歴史的・文化的な遺産であり、郷土の先人が歩んだ歴史に学び、その遺産を大切に保護し、文化財愛護思想の普及を図ることこそ、教育行政の重要な役割である。

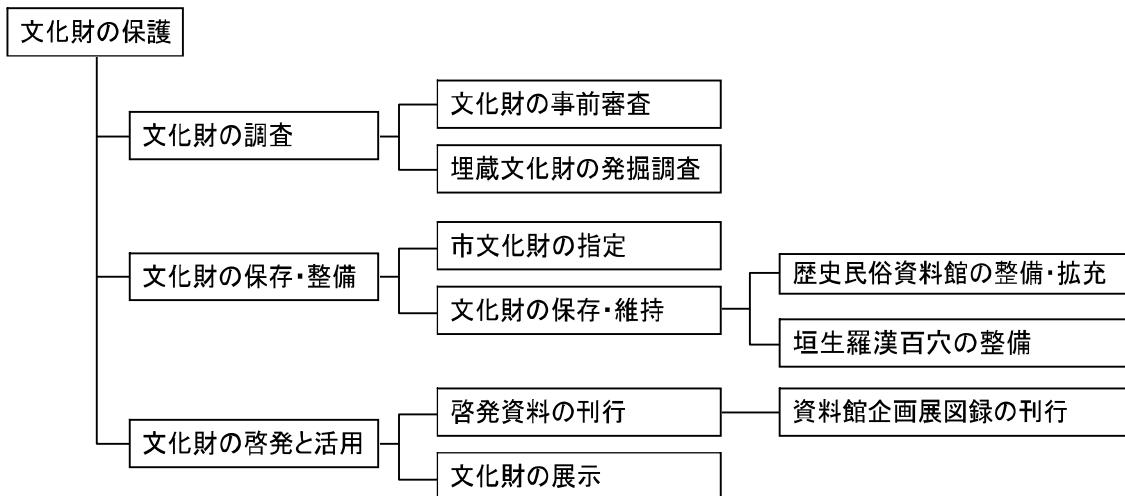
そのため、文化財の調査を実施し、貴重なものについては散逸(さんいつ)を防ぐため文

化財として指定し、必要なものについては収集を行う。

さらに市民の財産として末長く保存する目的をもって、市民に貴重な文化財に接する機会を提供し、情操豊かな人づくりと、誰もが訪ねてみたくなる文化の香り高いまちづくりを目指す。



【施策の体系】



【計画】

1. 文化財の調査

市内遺跡地図を用い、開発行為に伴う文化財の事前審査を綿密に行う。

また、消失する恐れのある埋蔵文化財については発掘調査に万全を期する。

2. 文化財の保存・整備

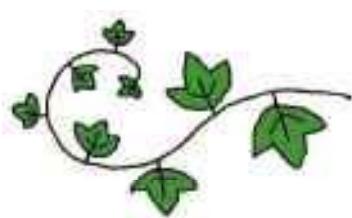
貴重な文化財については、市文化財として指定し、保存と活用に努める。

また、県指定史跡「垣生羅漢百穴」の保存・整備を推進し、市民の憩いの場、歴史学習の場として整備する。さらに、歴史民俗資料館の整備・拡充を行うとともに、資料の収集・整理、収蔵目録を作成し、教育機関としての資質を高める。

また、八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室が世界遺産暫定リストに登録された「九州・山口の近代化産業遺産群」における候補資産に追加されたことにより、同じく候補資産を有する自治体で構成される協議会に加盟し、世界遺産登録推進を目指す。

3. 文化財の啓発と活用

文化財の必要性については、刊行物・パンフレットなどを通じて啓発を行う。また、市民の文化財への親しみと活用を促進するため、文化財案内板を増設するとともに、歴史民俗資料館における文化財の常設展示（特別展、企画展）などに工夫と改善を図る。



第4節 生涯学習

【現状と課題】

本市では、文化やスポーツを通じて、次世代を担う子どもたちの健全育成を図り、「生きる力」を育み、すべての人たちが生涯を通じて学ぶことのできる取組みを推進するよう努める。

今後は、「中間市生涯学習基本計画」に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、市民一人ひとりの学習成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指しながら、活力のあるまちづくりを創造していくことが重要な課題である。

【施策の基本方向】

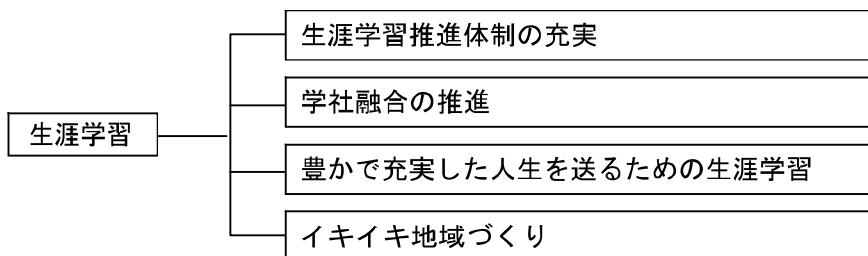
「だれでも」、「いつでも」、「どこでも」、気軽に学習活動やスポーツ・レクリエーション芸術文化活動、ボランティア活動などに親しむことができる、「生涯学習のまちづくり」の実現を目指すため、本市における生涯学習の総合的な推進を図ることを目的に、平成11年3月中間市生涯学習基本計画」を策定した。

この計画では、生涯学習のまちづくりを進めるキャッチフレーズは「あい・ふれあい・

まなびあい生涯学習都市なかま」、サブテーマは、「ステップ・アップ なかまづくりプラン21」と定め、生涯学習を推進することとしている。

今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、21世紀にふさわしい「元気な風がふくまち なかま」のまちづくりを目指す。

【施策の体系】



【計画】

1. 生涯学習推進体制の充実

全市的な推進組織である「中間市生涯学習推進本部」の機能の充実に努めるとともに、市民主体で構成する「中間市生涯学習推進協議会」と連携して魅力のある施策を推進する。

また、生涯学習関連機関や団体との連携・協力を図りながら生涯学習を推進するとともに、生涯学習情報紙「まなべる」の発行をはじめ、各種の広報活動や生涯学

習フェスティバルなどのイベントを活用して、生涯学習の普及、啓発に努める。

2. 学社融合の推進

心豊かな人間性を養い、個性と創造力を伸ばす教育の実現を図るため、また地域に開かれた学校づくりを目指し、社会教育や文化、スポーツなどの施設の効果的な利用を促進するなど、それぞれが連携し、その基盤の整備に努める。

3. 豊かで充実した人生を送るための生涯学習

生涯学習を推進することは、市民がみな等しく健康で生きがいのある充実した人生を送っていくことができるようすることである。「生涯学習ボランティア派遣事業」をさらに発展させ、さまざまな知識や技能をもった人と何かを学びたい人の両者を結び付け、誰もがいつでも気軽に学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指すとともに、人権、ボランティア、男女共同参画社会など、現代的課題の学習や活動が展開できる環境の整備に努める。

4. イキイキ地域づくり

コミュニティづくり、地域づくりの拠点である町内公民館活動の支援体制の整備、充実に努める。



第6章 市民と協働・交流による開かれたまちづくり
～人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり～

第1節 人権

【現状と課題】

世界の人権問題の取組みとしては、昭和23年の国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを契機として、「国際婦人年」「国際障害者年」「国際平和年」「人権のための国連10年」などの取組みが生まれた。また、わが国においては日本国憲法第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と示されており、差別の撤廃と人権意識の高揚に努めてきた。

中間市においても、昭和54年に初めて同和地区の実態調査を行い、それを基に昭和56年に中間市同和対策基本計画を策定した。国の同和対策関係法案と併せて、本格的に中間市の同和対策事業が始まり、このような数々の施策は、生活環境改善などのハード面

について一定の成果をおさめた。また市民の人権教育や人権啓発、地域の就職対策など多くの面で中間市の人権問題が喚起された。しかし、「人権の世紀」といわれる21世紀に入って10年以上経過してもなお、連日のように命が軽んじられ、同和問題を始め、女性や老人・障害のある人たちへの差別、未来を担う子ども達への暴力など、人権を取巻く環境は複雑化、また深刻化していく傾向にあり、人権擁護の取組みはますます重要になっていく。

中間市においても、平成22年に「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」及びその事を具体的に実践していく。

また、「行動計画」を策定し、人権を尊重し人が集う魅力あるまちづくりを目標に、人権問題の解決に一層努力していかなければならない。

【施策の基本方向】

平成22年に策定した「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」及び「行動計画」の基本姿勢に基づいて、市民に人権尊重に対する理解を深め、その体得を図る。

(1) 人権教育・啓発活動の推進

人権が尊重される社会を築くため、すべての人々が自らの課題として受け止め、あらゆる場面に生かすことができる人権意識の高揚に取組む。

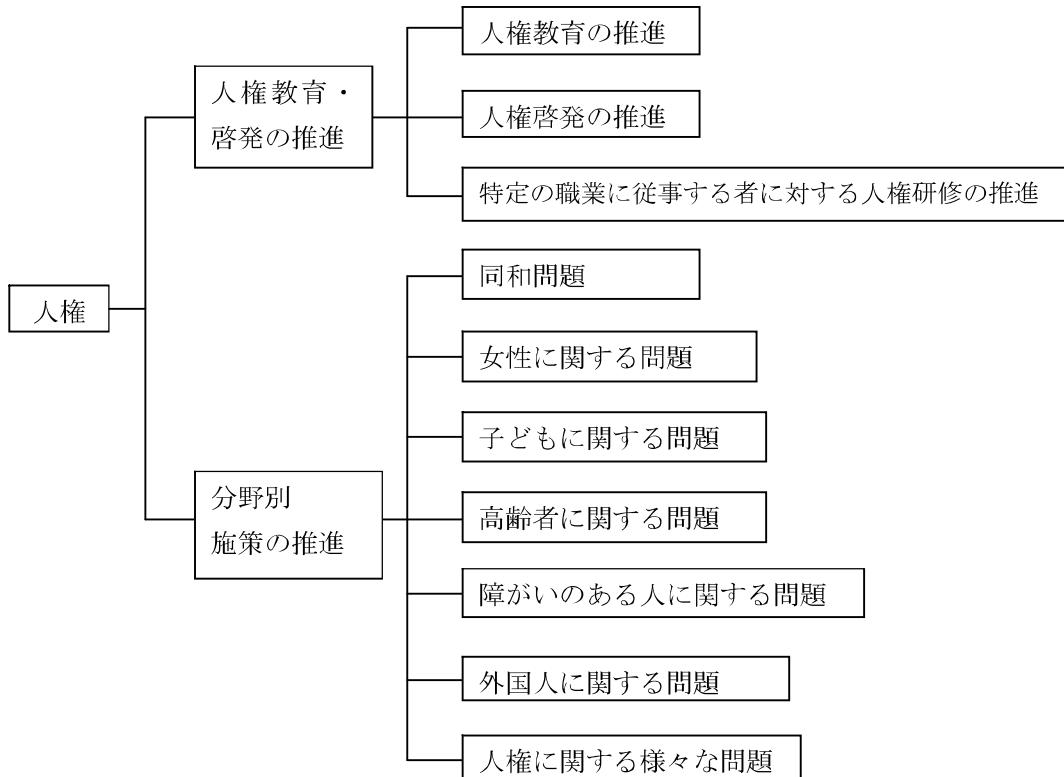
(2) すべての人が共存できる人権尊重社会の実現

すべての人々が人間らしく生きる権利を有し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指す。

(3) 市民参画による人権行政の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、社会全体で取組むことが重要で、このため、国・県等の行政機関はもとより、様々なまちづくりで活動をしている市民団体をはじめ、企業や農業関係団体等と人権を尊重した人権行政を推進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 人権教育・啓発活動の推進

(1) 人権教育の推進

学校教育における人権教育では、今日、学校現場での非行問題をはじめ、いじめ・不登校・規範意識の低下等、解決すべき問題が依然として山積しているのが現状である。児童・生徒の人権を守るために、人権意識の高揚を図る人権教育は重要な課題である。

児童・生徒への人権教育は、教育活動全体を通して、生命を大切にし、人権を尊重する心の育成を目指し、人権に関する基本的な知識を学ぶとともに、その内容と意義について理解と認識を深め、感性と感覚を育成する取組みの推進を図ることが重要である。教育活動全体を通して、人権尊重の精神を育てるために、校長を中心とする「人権尊重の視点にたった学校づくり」に取組む。

社会教育における人権教育は、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、家庭・地域社会等の実情に応じた多様な学習機会の充実を図る必要がある。

心と心のつながりを感じ互いに支え合えるまちを作り上げていくには、市民が気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティアセンター等への市民

の参画を促進し、個性や価値観の異なる人との交流や人権を侵害された当事者等との交流により相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくことが重要である。

今日、人権問題が複雑化・多様化する中で、学習意欲が高まるような学習活動を通して様々な人権問題についての総合的な理解ができ、市民一人ひとりが人権を尊重したまちづくりに向けて主体的に参加することを推進する。

(2) 人権啓発の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権尊重の視点に立った行政施策を推進し、豊かな人権文化を地域で育て、継続して市民に人権啓発を行うことが重要である。しかしながら近年においても、部落差別落書きや企業活動に伴う差別事象が発生し、さらに高齢者・女性・子ども・障がいのある方への虐待などが後を絶たない状況にある。

今後は、「市民に対する啓発活動の充実」・「きめ細やかな啓発活動の推進」・「相談機能の充実」・「中間市人権のまちづくりセンターの充実」等を推進する。

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権研修の推進

すべての市民の人権が尊重される社会を実現するためには、様々な分野の人々を対象に、あらゆる場、あらゆる機会を通じて人権教育及び啓発の取組みが必要である。

地方自治体は、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任がある。この責任を果たすためには、行政に従事する職員や教職員の一人ひとりが国際人権規約の視点や日本国憲法の理念を遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととしてとらえ人権に対する理解と意識の確立が必要である。

また、社会教育関係者は、地域を基盤に地域住民と密接な関わりをもって活動しており、そのなかで人権問題について共に語り合い、学習することが大切である。そのためには社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう「人権教育の推進」「人権啓発の推進」「特定の職業に従事する者に対する人権研修の推進」等の充実した内容の研修を行う。

2. 分野別施策の推進

同和問題・女性に関する問題・子どもに関する問題・高齢者に関する問題・障がいのある人に関する問題・外国人に関する問題・人権に関する様々な問題等、分野別の施策を推進していく。

3. 人権教育・啓発推進体制

中間市人権教育・啓発に関する基本計画に基づいて人権教育・啓発の総合的な推進を図るために、人権男女共同参画課を中心に全庁的体制で適切な推進に努める。

また、具体的な施策の推進にあたっては、本計画の趣旨や内容を庁内の各部署に対して徹底するとともに、相互の連携を深めながら取組んでいく。

第2節 住民サービス

【現状と課題】

住民基本台帳カードの普及・奨励国の電子自治体の構築及びIT化の推進という施策に基づき、平成12年度から住民基本台帳ネットワークシステムの構築が始まり、平成15年8月から本格稼動された。

このシステムによる住民サービスの主なものは、住民基本台帳カードを作成することにより、①住民票の写しを全国どこの市区町村からでも取得が可能になる（住民基本台帳事務の効率化）。②住民基本台帳カードの所有者に対し転入・転出時の特例処理（付記転入届・付記転出届）ができる。また、③この住民基本台帳カード（写真つき）を用いれば、確実

に本人確認ができるため、本人確認のための身分証明に使える。さらには、④このカードを用いて公的個人の認証登録を行えば、国税の電子申告や社会保険庁の関係手続きができる。今後は、その他の各種行政手続きに公的個人認証サービスが予定されている。

ちなみに、当市における平成22年3月31日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口45,577人に対し1,615人、普及率は3.54%で、極めて低い結果となっている。

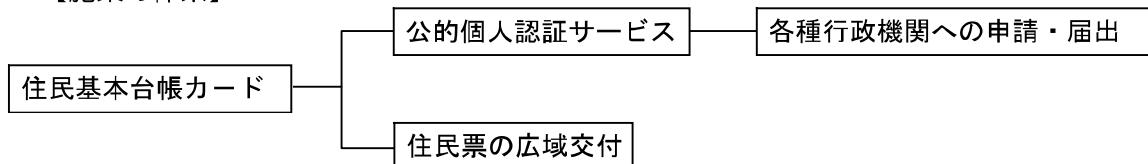
今後も、住民への周知・広報を充実・強化し、普及率の向上に努めていく。

【施策の基本方向】

全国的に展開される電子自治体の基盤づくりのため、住民基本台帳カードの普及率を高めるとともに、公的個人認証サービスを受け

ることのできる受益権者を増やし、各種行政手続きの簡素化による住民の利便性の向上を図る。

【施策の体系】



【計画】

1. 公的個人認証サービス

カードの発行により公的個人認証サービスを受けることで、家庭や職場等、どこでもパソコンで行政機関への届出を行うことができるため、市民へ周知し市民生活を充実させる。

2. 住民票の広域交付

カードの利用により全国どこの市町村でも住民票（本籍地を省略したもの）の交付を受けられるため、利便性を市民に周知していく。また、自動交付機の市内各施設への設置により、住民票、印鑑証明等の発行や、公共施設の予約が自動交付機で可能になるため、カードの普及と利用域の拡大を図る。

第3節 男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと軌を一にして行われてきた。

昭和21年に国連婦人の地位委員会が設置され、昭和50年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、日本においても、この年に婦人問題企画推進本部が総理府（現内閣府）に設置され、昭和52年に国内行動計画が策定された。

昭和54年、国連総会は女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するための女子差別撤廃条約を採択し、昭和60年に日本はこの条約を批准した。さらに平成7年北京で開催された第4回世界女性会議では北京行動綱領が決定され、国内でも政府と女性たちのパートナーシップによって総合的、体系的な取組みが進み、平成11年には男女共同参画基本法が公布・施行された。

福岡県では、平成13年10月に福岡県男女共同参画条例が制定され、平成14年に第1次福岡県男女共同参画計画、平成18年には第2次福岡県男女共同参画計画が策定され積極的な取組みを行っている。

本市においては、平成14年に第1回目の市民意識調査を行い、それを基に平成16年に「中間市男女共同参画プラン」（10か年計画）を、平成19年には「中間市男女共同参画行動計画」（3か年計画）を策定し、具体的に施策を展開してきた。

さらに平成21年には、新たに学識経験

者・有識者及び市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画審議会」を発足させ、同年に実施した第2回目の市民意識調査の結果を踏まえ「中間市男女共同参画プラン」の後期への見直しを行い、平成22年に同プランに基づいて平成25年度までの「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定している。

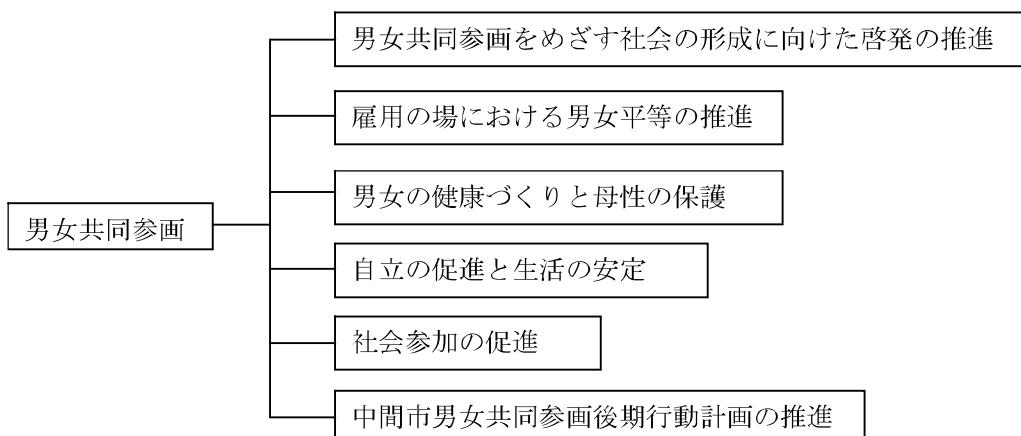
今日、少子・高齢化は、急速に進展しており、今後人口が減少していく社会が到来することが予測されている。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力あるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進めることにより、女性の個性と能力を発揮できる社会を構築することが必要となっている。また、子どもを安心して生み育てることができるよう仕事と子育てが両立できる社会を構築することも必要である。

また、近年、夫やパートナーからの暴力が顕在化するなど、女性に対する暴力が大きな社会問題となっている。暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態を直視するときに、特に女性に対する暴力について早急に対応が求められる。女性に対する暴力は、女性の人権が軽視あるいは無視されるところから生じており、個人の人権が性別に関係なく平等に尊重される社会を確立する必要がある。

【施策の基本方向】

平成14年に初めて行った男女共同参画にかかる市民意識調査と、平成21年に改めて行った市民意識調査とを比較した結果「男女平等や女性の地位向上」については、平成21年調査では全体で57.7%の人が「関心がある」と答えているが、平成14年調査での68.5%に比べ関心度は下がっている。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、平成21年調査では「同感する」という回答が54.3%で「同感しない」をやや上回っており、平成14年調査と変わらず、本市における固定的性別役割分担意識は依然として高いと言える。

男女共同参画社会づくりに向けては、市民の意識改革が重要な課題である。そのためには「中間市男女共同参画プラン」及び「後期行動計画」に基づいて、市民と行政の各セクションにおける実効ある行動を積極的に展開、促進する必要がある。国や県、中間市の「女性ネットなかま」をはじめとした、関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進する。また、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指す施策を展開していく。

【施策の体系】**【計画】****1. 男女共同参画をめざす社会の形成に向けた啓発の推進**

男女という性別にこだわらず一人ひとりの個性や能力が尊重される社会を築くうえでの実効ある取組みとして、国や県、中間市の「女性ネットなかま」をはじめとした関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして男女協働参画意識を浸透させるとともに、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を推進していく。また、幼児期や学齢期における男女平等教育を推進するとともに、教育指導者や保護者、地域リーダー等に対する研修会を充実させる。

2. 雇用の場における男女平等の推進

本市においては、比較的小規模、個人経営の企業や商店が多く、就業継続や労働環境には厳しいものがあるが、雇用の場における男女平等の確立に向けて、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の趣旨の周知を図り、男女が共に育児・介護と仕事が両立できる就業環境の整備、意欲ある女性が能力を発揮しながら安心して働きつづけることができるよう、事業所等に働きかける。

また、再就業や起業を支援するため情報の提供や研修体制の整備を行う。

3. 男女の健康づくりと母性の保護

男女が生涯を通じて心豊かに過ごせるためには、心身ともに健康であることが重要である。また、女性が持つ母性機能は次世代へ生命をつなぐ重要な役割を持っており、その重要性についての認識を浸透させ、男女の性差やライフステージに応じた健康教育などを推進し、健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶のための啓発や研修会を開催するとともに、相談窓口の周知や、関係機関との連携を行い、被害者救済のための支援体制を強化する。

4. 自立の促進と生活の安定

女性の就業や社会進出に伴い、女性が自らの意思で働きつづけるためには、仕事と生活が両立できる社会環境の整備を推進しなければならない。ワークライフバランスのための啓発や相談体制の充実、保育サービスや子育てに関する相談体制の充実に努めるとともに、介護保険制度や育児・介護休業制度の周知を図り、またひとり親などの自立と生活の安定や高齢者の社会参加に向けた諸施策を推進する。

5. 社会参加の促進

女性の意見が政策、方針決定の場で反映される環境を整備し、女性の実質的な社会進出・参画を確立しなければならない。そのためには、地域活動やボランティア活動など、地域社会での理解を深めるとともに、あらゆる分野への参画の機会提供が必要である。市内だけではなく、国内外での活動にも参加が促進される環境の整備に向けては、海外研修事業などを支援していく。

また、市内の女性団体・グループ、個人で構成する「女性ネットなかま」についても学習や研修に積極的に参加できる環境を補完し、市内における女性を取り巻く環境の改善に向けての活動を支援していく。

6. 中間市男女共同参画後期行動計画の推進

平成21年、学識経験者・有識者及び、市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画審議会」を設置し、『中間市男女共同参画プラン』の見直しを行い、同プランに基づいた「後期行動計画」を策定している。

この行動計画を推進し、市民一人ひとりが輝いて生きることができる男女共同参画のまちになるよう施策を展開していく。

第4節 國際交流

【現状と課題】

本市での国際協力としては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった発展・開発途上国での活動や、福岡県女性研修の翼、またホームステイ受け入れといった様々な市民の自主的な交流が行われている。

現在、世界ではテロや内紛・天災などの影響で活動支援を必要とする国々は多く、国際協力の重要性から、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの募集は行われており、今後も参加者への支援は欠かせない。

一方、市内の中学校や小学校における英語力の強化と国際理解を促進するため、外国語指導助手（ALT）を招致し、語学教育の充実を図っている。

さらに、平成21年度からは、外国人在住者が言葉の問題から孤立しないようにと、ボランティアの方と日本語教室を開催している。

今後も、国際交流に参加する市民の支援体制の充実を図ることが必要である。

【施策の基本方向】

これまでの国際交流・協力の実績を踏まえ、市民が積極的に国際交流や国際協力が図られるよう支援を継続するとともに、市民が主体

となった国際交流や連帯活動の展開を図っていく。また、市内で生活をする外国人への支援を行っていく。

【施策の体系】



【計画】

1. 国際交流市民団体の育成

市民主導による国際交流が活発となるよう、市民団体の育成を図り、「日本語教室」を主体とし、事業を行っていく。

2. 国際交流活動の支援

青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった国際協力事業をはじめ、福岡県女性研修の翼などの研修事業や、ホームステイ、ホームビジットといった外国人からの受け入れ事業にかかるボランティアなどの市民の活動を支援していく。

3. 国際交流基盤の整備

市民主導による多国籍間の国際交流の環境整備にむけて拠点施設の整備をめざす。

4. 国際化に向けた地域環境づくり

外国人滞在者が滞在しやすい環境整備に向けて、外国語表記案内の設置、各種情報が提供できる案内書の作成を行う。

第5節 広報・広聴（広報・広聴機能の充実）

【現状と課題】

近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化などに対応し、近隣市町との連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題を提供するとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、「広報なかま」と「中間市ホームページ」で、情報提供するなどの広報活動を行ってきた。

また、市政に市民の声を幅広く取り入れるため「市長への手紙」「パブリックコメント」などの広聴活動を行ってきた。

「協働のまちづくり」を掲げる中間市にとって、従来の行政主導型の市政から、市民との

協働の市政への転換には、市民の市政への参加は欠かせない。しかしながら、広報活動・広聴活動の現状として、市民参加型という観点からは十分なものとは言えないため、市民だれもが気軽に市政に参加できる環境を整えていくことが課題である。

さらに、「中間市ホームページ」は導入後、長い年月を経過しており、日々進化していくシステムに比べて利用のしやすさに満足いくものとは言えないため、ホームページのリニューアル、レイアウトやコンテンツの見直しを行う必要がある。

【施策の基本方向】

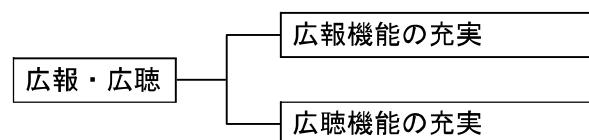
近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化が一層進展し、パソコンとインターネットの大幅な普及により、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報入手が容易になってきている。それに伴い、「中間市ホームページ」の閲覧数は年々増加している。

市民参加型市政の進展のためには情報管理部門との連携を図りながらIT化を推進し、

市長への手紙については電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討するとともに、「中間市ホームページ」の内容の充実を一層図っていく。

また、近隣市町とも連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を充実する。

【施策の体系】



【計画】**1. 広報機能の充実**

市民が市の行事やお知らせといった情報を入手する手段は、「広報なかま」によるところが多い。そこで、掲載内容を精査し、市民にとって最も有益となる情報の提供を心かけるとともに、市民からの投稿や情報などを拡充するなど、市民にとって広報紙が身近なものと感じられるような市民参加型の紙面づくりに向けて、一層の充実を図る。

あわせて、近隣市町との連携による広域的、多角的な視点にたち、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を継続するとともに、少子高齢化社会に対応した多世代が楽しめる内容の充実も図る。

また、「中間市ホームページ」については、市民が知りたいと思う最新の情報を容易にたどり着き、疑問に的確にこたえられるように、ホームページのリニューアルを視野に入れつつ、レイアウトやコンテンツの見直しを行っていく。

2. 広聴機能の充実

「市長への手紙」で市政への提案については、親書での受付を継続しながら、さらにホームページ掲示板において市政への提案や意見交換を行えるように、電子メールでの受付も普及・拡大を図らなければならない。そのためには情報管理部門との連携によるIT化を推進し、電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討し、市民参加型市政の確立に向けて取り組む。

また、「パブリックコメント」制度のさらなる活用を図り、市民の市政への参加を促していく。「市長への手紙」「パブリックコメント」で寄せられた情報は、行政と市民が共有できるように、フィードバック機能を徹底させる。

《用語解説》**◎パブリックコメント**

市の重要な施策、計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、市民の方々から意見を求め、提出された意見などを考慮して決定していくもの。



第6節 行財政計画

【現状と課題】

行財政計画の取組みは、昭和61年5月に「第1次行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや機構の簡素化、定員や給与の適正化など、行財政全般にわたり改革を進めてきた。

さらに、平成8年9月には「第2次行政改革大綱」を策定し、来るべき高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、女性の社会進出など、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化し行政需要は拡大の傾向にあるなかで、分権時代に対応した行財政の取組みを進め、一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、本市をとりまく行財政の環境は、依然として厳しい状況が続き、さらに平成14年に発表された国の三位一体改革に対応すべき緊急な取組みの必要性に迫られ、平成15年4月からの3ヶ年間「緊急財政健全化計画」を策定し、その取組みを始めた。その後、持続可能な財政基盤の確立と協働のまちづくりを推進するため、平成17年11月に「第3次行政改革大綱」を、また同大綱の実施計画である「行財政集中改革プラン」を、平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間として、行財政改革に取り組んでだ結果、目標効果額を上回る成果を挙げてきた。

平成22年度以降も引き続き、地域の実情に応じて不断に行財政改革を推進し、新たなプランを基に持続可能な行財政基盤の確立と、市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指す。

《国の三位一体改革》

国の膨大な赤字を減らすためと、平成11年に始まった地方分権社会に対応させるための国の三位一体改革は、①税財源の移譲②地方交付税の見直し③国庫補助金等の削減を目標に、平成15年度から本格的な見直しが始まり、地方交付税や国の補助金などの削減が先行され全国の地方公共団体は、緊急に財源の見直しに迫られた。本市においても、税財源など自己財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など依存財源に偏った財政構造は、従来型の財政運営の効率化や歳出削減などの手法では財政収支の均衡を図ることは困難であると考えられ、この厳しい財政環境に対応するために、新たに「第3次行政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき徹底した事務事業の見直しや、職員の定員管理の見直しによる人件費の削減、さらには市民とともに地域協働のまちづくりを推進し、行財政改革を断行することにより、持続可能な行財政運営への転換を図り、本市の中・長期の展望を切り開いていかなければならない。

【施策の基本方向】

行財政改革の取組みは、地方分権や情報通信技術の進展、厳しい財政状況など、地方自治体の行財政運営をめぐる新たな環境に対応

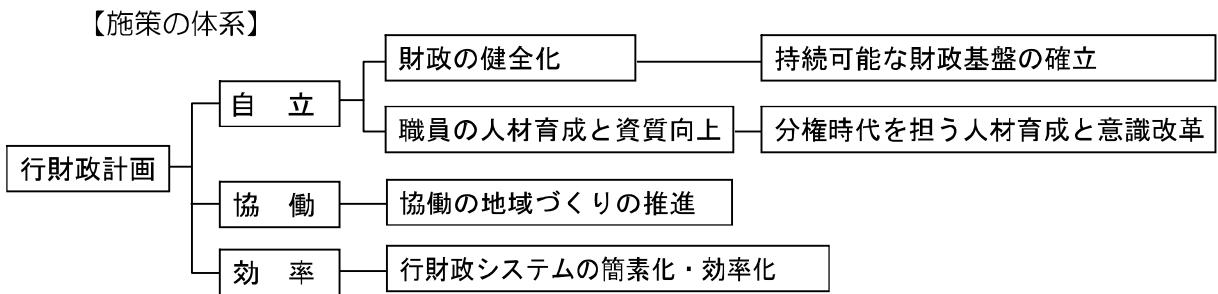
するために、自己決定と自己責任の原則に基づいた自立的な行財政システムを確立し、限られた財源と資産を最大限に活用するなかで、

中間市第4次総合計画 第6章 市民と協働・交流による開かれたまちづくり

市民との協働による活力ある地域づくりを推進するものとする。

さらに行財政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本理念に立って、行政サービスの一層の向上を図りつつ、効率的かつ効果的な行

財政運営を推進するため「自立」、「協働」、「効率」の三つのキーワードのもとに、持続可能な財政基盤の確立と市民やNPO、その他民間セクターと協働し、相互に連携して新たなまちづくりの形成を目指す。



【計画】

1. 自立

(1) 財政の健全化—持続可能な財政基盤の確立

依存財源率の高い本市の財政構造において、自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図りながら、歳出削減と財政構造の改善に取り組む。

また、職員にコスト意識を徹底することにより、無駄な歳出を抑え健全な財政運営を図る。

① 毎年収支不足が発生し、基金繰入に依存する財政状況が続いてきたが、行財政集中改革プランへの取組みにより、平成21年度においては8年ぶりに基金残高が増額となる決算となった。

平成22年度以降においても、自主財源の確保及び歳出全般の徹底した削減により、財政調整基金等の取崩しを行わない財政運営に努めることとする。

② 地方財政健全化法の施行により健全化判断比率に留意する必要があるが、本市においては実質公債費比率が上昇傾向にあることから、臨時財政対策債も含めて当該年度の元金償還額を下回る額の地方債発行とともに、既発債の利率引下げ及び繰上償還を行うことにより公債費負担の健全化を図り、実質公債費比率を改善していくものとする。

③ 収率90%を達成するも、長引く不況の影響で収納率は減少している。

徴収体制の強化、引き続き徴収嘱託職員の雇用を継続し、新たな未納の防止に努めるとともに、徴収技術の向上を図り、債権の差押を含めた滞納処分の強化を行い、滞納整理システムを活用した積極的な滞納処分を実施し

ていき、自主財源の確保に努める。

- ④ 各種補助金の効果や必要性を十分に精査し、抜本的な整理合理化を図る。
- ⑤ 水道事業及び病院事業においては、更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全経営を目指す。

(2) 職員の人材育成と資源向上一分権時代を担う人材育成と意識改革

行政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に発揮することにより、限られた人員・財源を最大限に活かしていく必要がある。また職員の意識改革の推進によって、資質の向上、能力の開発に努め、新しい時代に相応した人材の育成・確保を図る。

- ① 職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みを構築する。
- ② 職員の意識改革と能力の向上のため、人材育成基本方針に基づき、効果的な人材育成システムを構築する。

2. 協働一協働の地域づくりの推進

中間市においても、地方分権を真に実効性のあるものとするために、市自身の能力と体質を強化し、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに市民の行政への参加、参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。

- ① 協働によるまちづくりに対応した行政の体制を整備し、市民の自立を支援する組織を構築する。
- ② 地域コミュニティ活動やNPO・ボランティア活動等、自立的な市民活動の促進と支援を図る。
- ③ パブリックコメント制度の導入等、市民が市政に参加・参画できる仕組みを構築する。の充実を図り、市民の意見を広く反映させる。

3. 効率一行政財政システムの簡素化・効率化

地域経営の視点から、事務事業全般について見直しを行い、市民満足度の高い行政サービスの提供に努める。

- ① 市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織と、分権型社会に適応するため、限られた経営資源を効率的に活用できる機動的組織を構築する。
- ② 行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、行政効率、効果等を十分に吟味して、事務事業の整理合理化を図る。
- ③ 指定管理者制度の導入、民間委託を推進し、より効果的・効率的な行政運営に努める。
- ④ 縦割り行政を是正し、横断的組織運営を図るため組織の統廃合を行う。
- ⑤ 行政手続きのオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進などにより低廉なコストで高い水準の運用が実現できる電子自治体の推進を図る。
- ⑥ 事務事業の評価を行い、市民満足度の高い行政サービスの提供と業務の改善見直しを行う。

第7節 広域行政

【現状と課題】

本市及び北九州市・遠賀4町とで北九州都市圏広域行政推進協議会を構成し、北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指して各事業を進めてきた。

また、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会は、北九州市を中心とした福岡県北東部地区の17自治体との交流を通じ、本市を含めた地域の活性化に取り組んできた。

平成21年度からは、福岡県と遠賀4町とともに「遠賀・中間広域連携プロジェクト」もスタートし、さまざまな事業に取り組んでいる。遠賀・中間地域広域行政事務組合では、各市町で個々に行っていた各種事業を共同で行うことによる効率化を追求したもので、現在、し尿・じん芥処理、老人福祉施設、火葬施設、休日急患センター及び、農業共済事務

に関する事務を委託しているが、平成13年度、本市の西部地区に「中間・遠賀リサイクルプラザ」を開設し、本市及び遠賀4町のペットボトルをはじめ、ビン・カンなどの資源リサイクルに取り組んでいる。

今後は、中間市における未加入部門（消防行政）をはじめ、情報処理や福祉部門など、さらに広域化を検討しながら、行政運営の効率化とコストの削減を図らなければならない。

合併問題については、現時点では、他市町との合併の実現は困難な状況にありますが、機会あるごと合併や、連携のあり方について、意見交換や情報交換を行い、将来、再び合併の流れが起これば、そのときには市民の意志を確認し、議会とも協議しながら的確に対応していく。

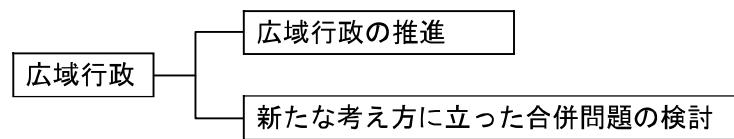
【施策の基本方向】

北九州都市圏広域行政推進協議会及び福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会、遠賀・中間広域連携プロジェクトを構成する自治体との協調を強め、圏域全体の活性化に向けた施策や事業の展開を推進する。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、北九州市での処理が検討さ

れているじん芥処理については円滑な事業移転が進むように遠賀4町との調整を図るとともに、「中間・遠賀リサイクルプラザ」の運営についても資源リサイクル品目や種別の拡大、また未加入部門（消防行政）や、さらに情報処理や福祉部門などの広域化に向けた諸施策を検討し、市民サービスの向上を図る

【施策の体系】



【計画】

1. 広域行政の推進

北九州都市圏広域行政推進協議会、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会、平成21年度より開始された遠賀・中間広域連携プロジェクト等、参画する他自治体との協調を推進していく。

さらに、圏域内における広域情報ネットワークの構築による情報ネットワークをはじめ、各種証明の共同交付や既に広域利用が実施されている図書館をはじめ、各公共施設がIT技術を活用して利用が可能となるよう体制の整備を図っていく。

遠賀・中間地域広域行政事務組合も遠賀4町との調整により、円滑に事業が移転できるように取り組むとともに、資源リサイクル品目の拡大・種別などを検討していく。

また、市民サービスの向上に向けた新たな事業については遠賀4町との協調を図り、積極的に取り組んでいく。

2. 新たな考え方立った合併問題の検討

今後も、市民の意志を確認し、周辺市町村とも広く意見・情報交換を行いながら、将来的に合併の流れになれば、迅速に対応できるよう継続して検討を進めていく。



中間市第4次総合計画（後期基本計画）

■発 刊 平成23年3月

■企画・編集 中間市 総合まちづくり課

■発 行 中間市

〒809-8501

福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL：093-244-1111（代表）

FAX：093-245-5598

URL：<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

■印 刷 株式会社 ぎょうせい



福岡県中間市
第4次総合計画
別冊資料編

- 資料1 中間市の現状
- 資料2 土地利用・道路網・水とみどりの整備方針図
- 資料3 市民意識調査結果

福岡県 中間市

中間市の現状

平成23年3月

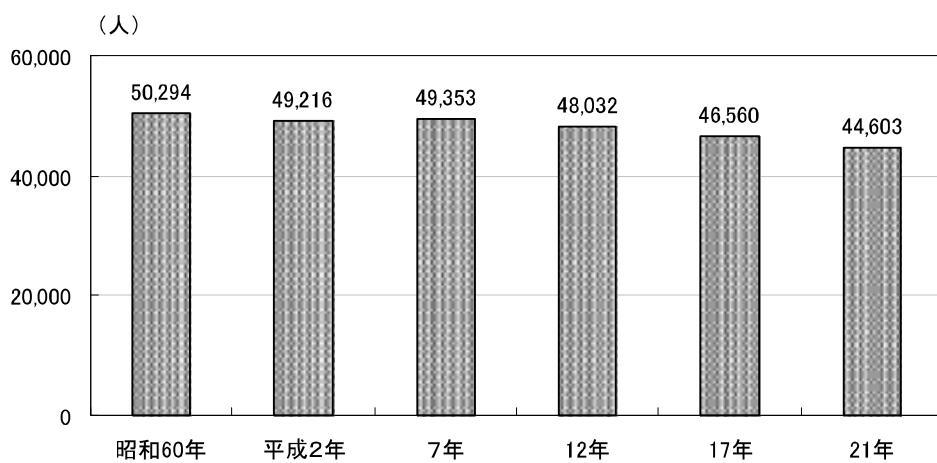
中間市 総合まちづくり課

第1章 中間市の人口の概況

(1) 人口と世帯の推移

本市の人口は、昭和60年国勢調査時点では50,294人と5万人を超えていたものの、年々減少傾向にあり、平成17年国勢調査人口は46,560人で、昭和60年からの20年間で3,734人の減少となっており、福岡県の「人口移動調査年報」^(注)による本市の直近(平成21年)の人口は44,603人です。

人口の推移

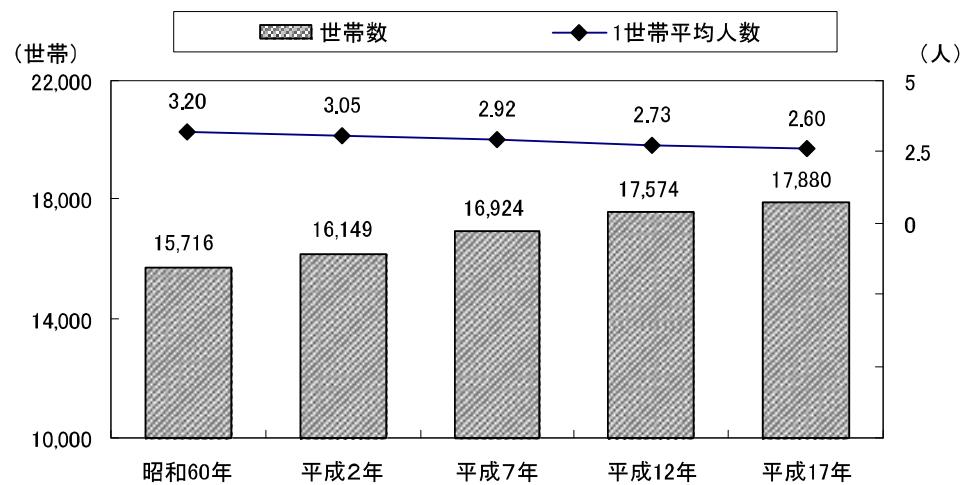


出所：昭和60年～平成17年は国勢調査。
平成21年は福岡県「人口移動調査年報(平成21年10月1日現在)」による。

(注)「福岡県人口移動調査年報」の人口は、国勢調査の数値を基準とし、「福岡県人口移動調査」によって得られる毎月の出生者、死亡者、転入者、転出者及び世帯の増減を加減し算出している。平成21年10月1日現在の数値の人口動態については平成20年10月1日から平成21年9月30日までの数値をとりまとめたものである。基準人口となる国勢調査人口の中には、「年齢不詳」も含まれているが、日本人と外国人の区別がつかないため、福岡県では、これをすべて日本人とみなして基準人口に加えている。

世帯数は年々増加傾向にあり、平成17年の国勢調査世帯数は17,880世帯です。ただし世帯規模は縮小傾向にあり、平成17年の一世帯当たり平均人数は2.60人となっております。

世帯数・世帯規模の推移



出所：国勢調査

人口・世帯数等の推移

	単位	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口	(人)	50,294	49,216	49,353	48,032	46,560
増加率	(%)	3.39%	-2.14%	0.28%	-2.68%	-3.06%
人口密度	(人)	3,197	3,080	3,088	3,006	2,914
世帯数	(戸)	15,716	16,149	16,924	17,574	17,880
人口／世帯	(人)	3.20	3.05	2.92	2.73	2.60
昼間人口	(人)	36,892	39,920	38,818	40,081	40,405
昼間人口	(指数)	75.8	79.4	79.1	81.2	84.1

(注) 昼間人口指數＝昼間人口 ÷ 人口 × 100

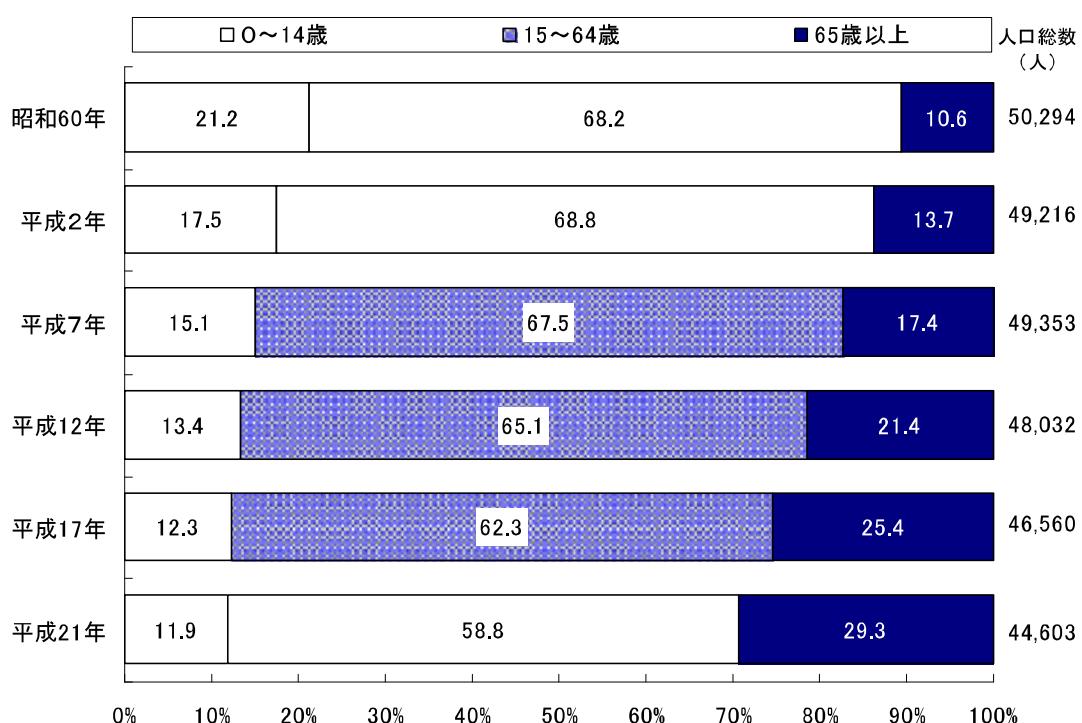
出所：国勢調査

(2)人口構成比の推移

総人口が減り続けるなか、高齢者比率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は年々上昇しており、平成17年では25.4%と4人に1人が高齢者となり、平成21年では29.3%とほぼ3割に達しています。

少子化にともない、年少人口比率(15歳未満人口が総人口に占める割合)は年々低下傾向にありますが、近年は、年少人口比率の減少率よりも生産年齢人口比率(15～64歳人口が総人口に占める割合)の減少率の方が高くなっています。

年齢別人口構成比の推移



出所:昭和60年～平成17年は国勢調査。※構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。

平成21年は福岡県「人口移動調査年報(平成21年10月1日現在)」による。

人口指標

年次	人口構成比			従属人口指数	老齢化指数	高齢化率
	0～14歳	15～64歳	65歳			
昭和45年	22.8%	70.6%	6.6%	41.8%	29.1%	6.6%
昭和50年	22.8%	70.0%	7.2%	42.8%	31.5%	7.2%
昭和55年	22.8%	68.8%	8.4%	45.3%	36.7%	8.4%
昭和60年	21.2%	68.2%	10.6%	46.6%	49.8%	10.6%
平成2年	17.5%	68.8%	13.7%	45.3%	78.1%	13.7%
平成7年	15.1%	67.5%	17.4%	48.1%	115.3%	17.4%
平成12年	13.4%	65.1%	21.4%	53.6%	159.6%	21.4%
平成17年	12.3%	62.3%	25.4%	60.5%	206.9%	25.4%
平成21年	11.9%	58.8%	29.3%	70.1%	247.4%	29.3%

※構成比は年齢不詳を除く総数に対する比率

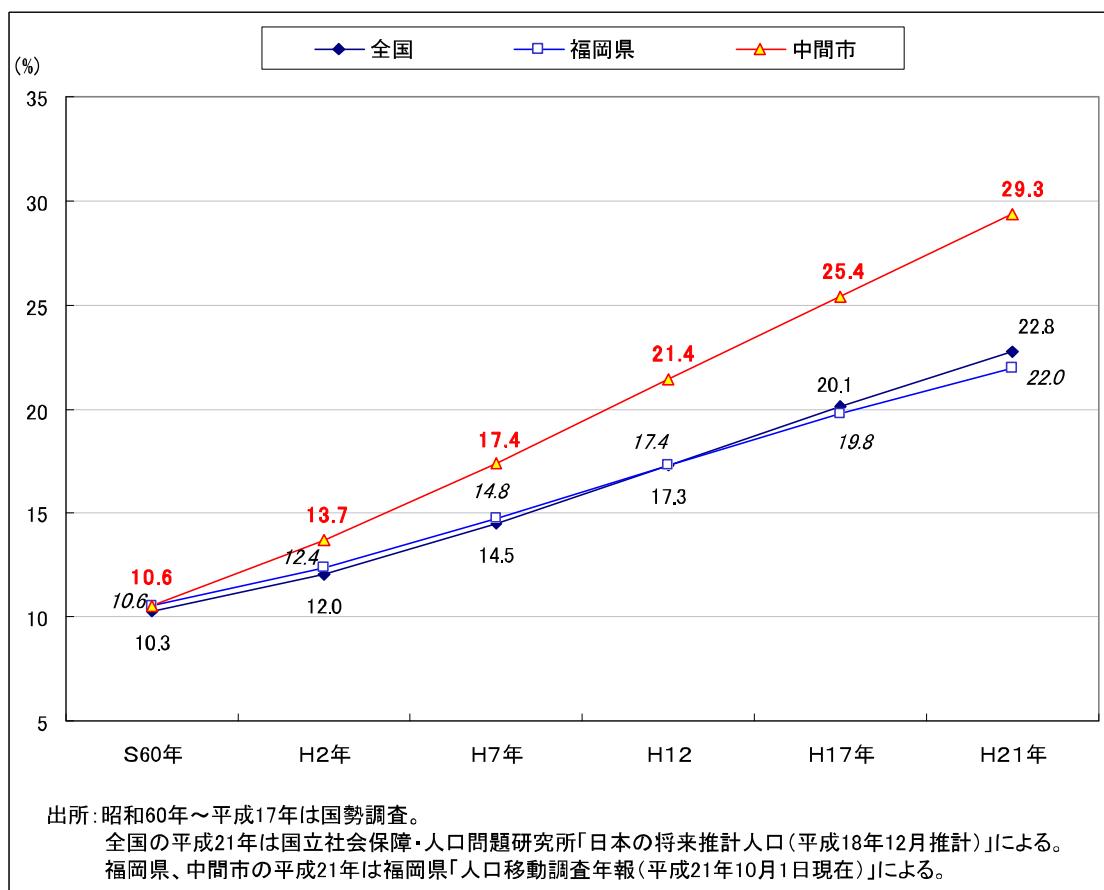
出所:昭和45年～平成17年は国勢調査。※構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。

平成21年は福岡県「人口移動調査年報(平成21年10月1日現在)」による。

1. 従属人口指数	$\frac{0\sim14歳人口+65歳以上人口}{15\sim64歳人口}$	×	100
2. 老齢化指数	$\frac{65歳以上人口}{0\sim14歳人口}$	×	100
3. 高齢化率	$\frac{65歳以上人口}{総人口}$	×	100

高齢者比率(65歳以上人口が総人口に占める割合)を全国値、福岡県、本市で比較してみると、昭和60年の時点では、本市は全国、福岡県とほぼ同程度の水準でしたが、全国や福岡県よりも高齢化のスピードが高く、平成21年では全国値を6.5ポイント、福岡県を7.3ポイント上回る水準にあります。

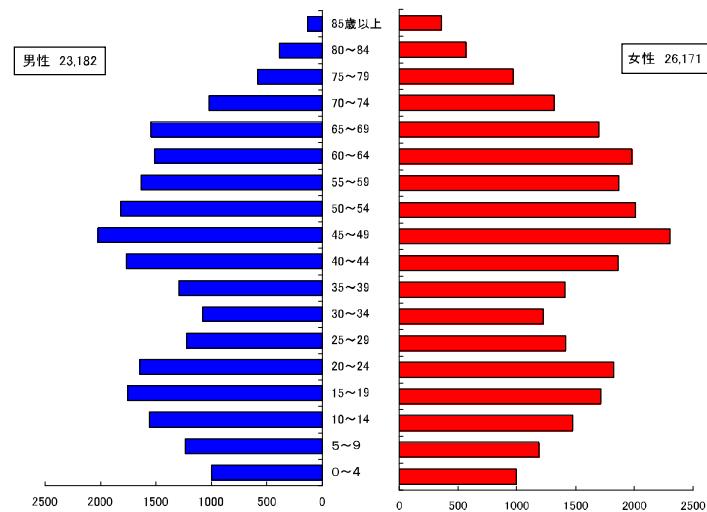
高齢者比率の推移(全国・福岡県・中間市)



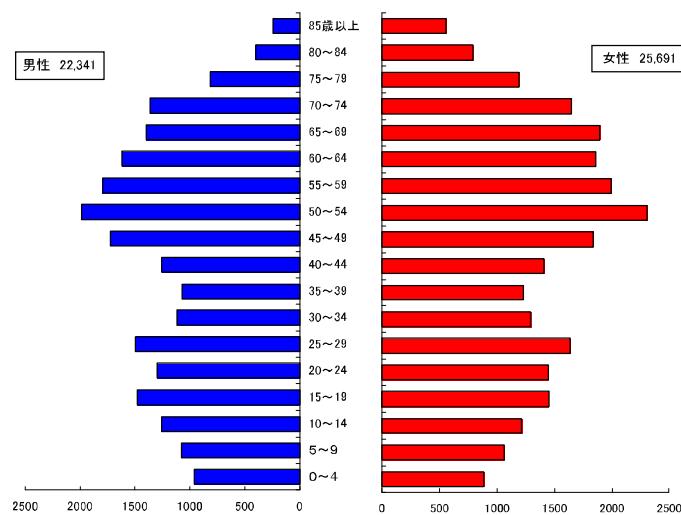
性・年代別にみた人口ピラミッドの変化をみると、平成7年の人口ピラミッドは10代から20代前半に膨らみのある「ひょうたん型」の形態となっていますが、平成12年では10代人口の減少によって、やや下細りの形に変化しています。

平成17年では平成12年とさほど大きな違いはありませんが、女性人口が男性人口よりも約3,500人多く、男女の人口バランスが崩れています。

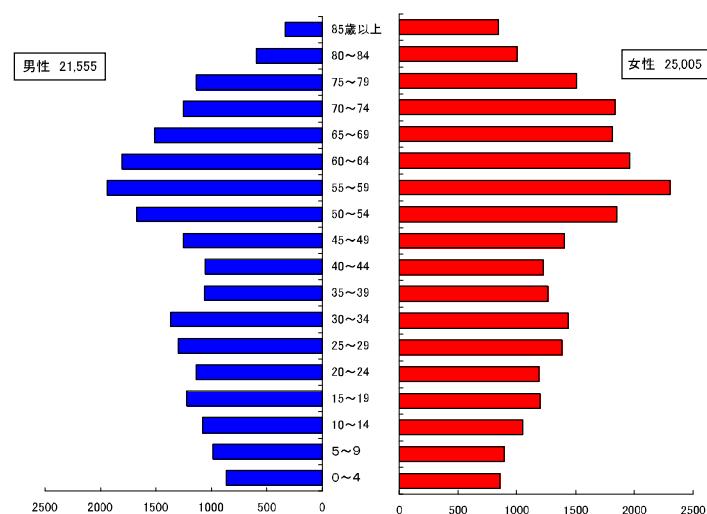
国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成(平成7年)



国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成(平成12年)



国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成(平成17年)



(3)人口動態

人口動態をみると、全国的に少子高齢化が進むなか、平成3年以降、本市の出生・死亡数は死亡が出生を上回る“自然減”の状況にあり、平成15年以降は毎年自然減数が100人を超えていいます。社会増減数は近年では300人超で推移しており、純増減数に占める社会増減数の割合が7割近くに達するなど、本市の人口減少の大きな要因は転出が転入を上回る“社会減”にあるといえます。

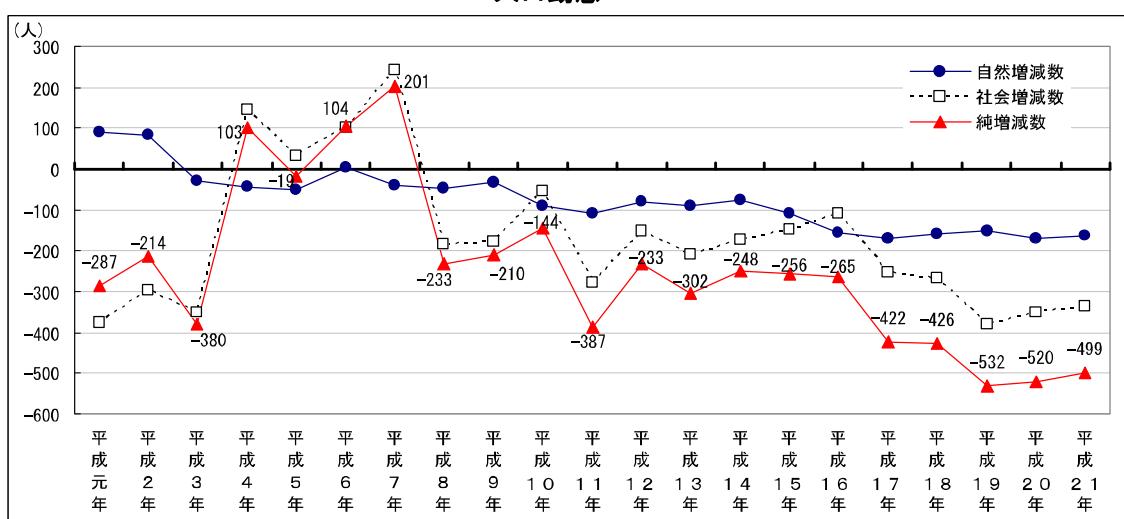
自然増減・社会増減

年次	自然動態			社会動態			純増減数	(人)
	出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数		
平成元年	461	371	90	2,223	2,600	-377	-287	
平成2年	403	319	84	2,141	2,439	-298	-214	
平成3年	363	392	-29	2,125	2,476	-351	-380	
平成4年	397	440	-43	2,300	2,154	146	103	
平成5年	342	393	-51	2,339	2,307	32	-19	
平成6年	395	393	2	2,279	2,177	102	104	
平成7年	359	400	-41	2,417	2,175	242	201	
平成8年	377	424	-47	2,102	2,288	-186	-233	
平成9年	386	418	-32	2,074	2,252	-178	-210	
平成10年	357	448	-91	2,002	2,055	-53	-144	
平成11年	388	497	-109	1,936	2,214	-278	-387	
平成12年	372	453	-81	2,079	2,231	-152	-233	
平成13年	363	454	-91	1,995	2,206	-211	-302	
平成14年	344	420	-76	2,040	2,212	-172	-248	
平成15年	349	457	-108	1,981	2,129	-148	-256	
平成16年	333	488	-155	1,826	1,936	-110	-265	
平成17年	320	489	-169	1,737	1,990	-253	-422	
平成18年	345	504	-159	1,768	2,035	-267	-426	
平成19年	337	488	-151	1,687	2,068	-381	-532	
平成20年	326	495	-169	1,532	1,883	-351	-520	
平成21年	381	545	-164	1,573	1,908	-335	-499	
平均	367	442	-76	2,007	2,178	-170	-246	

※各年1月1日～12月31日

出所：中間市市民課

人口動態



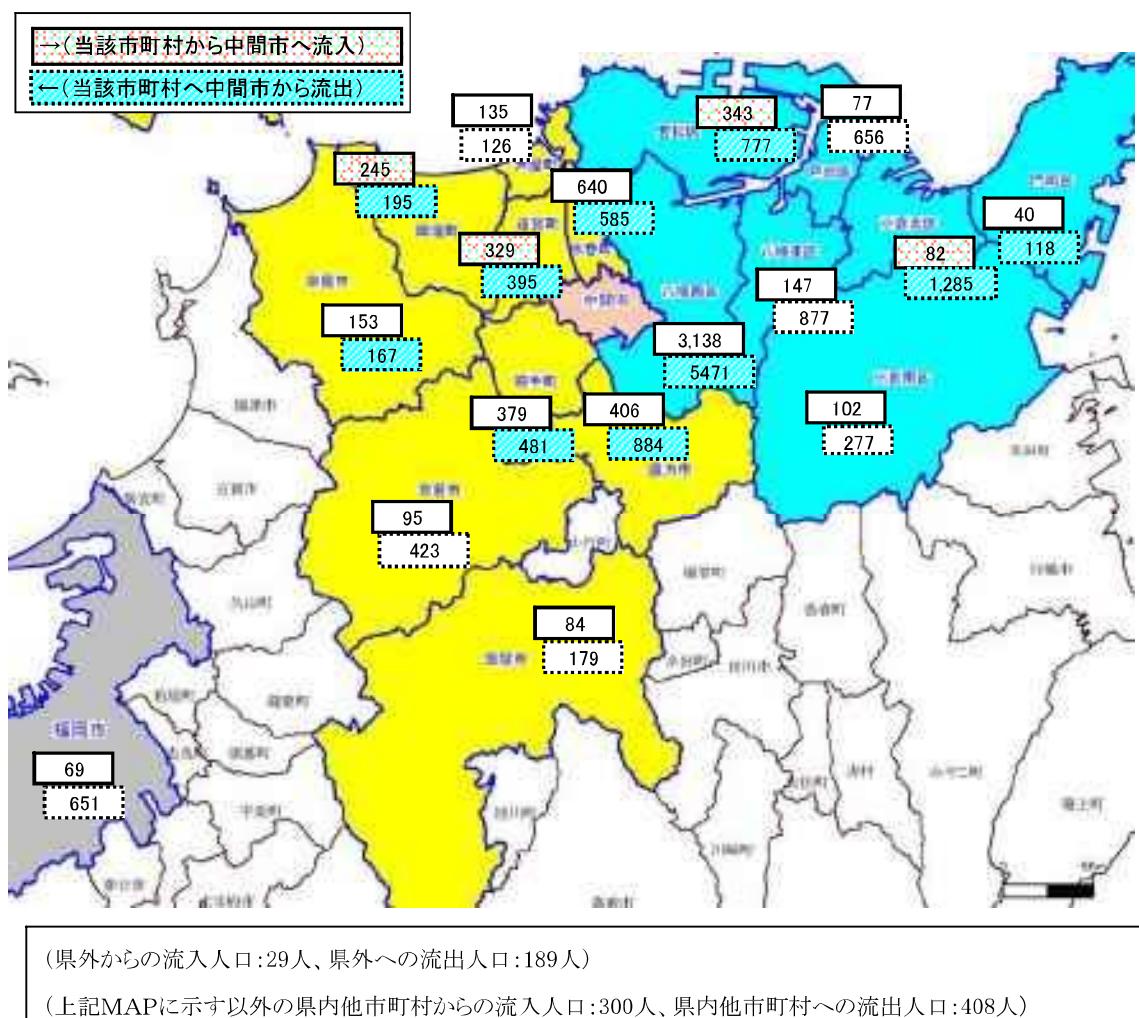
(4)人口流動

平成17年国勢調査による通勤・通学による流入出状況をみると、中間市内に常住する15歳以上の就業者及び通学者のうち、本市内に通勤・通学する人は7,496人、本市から他市町村へ通勤・通学する人が14,144人、他市町村から本市へ通勤・通学する人が6,793人で、約7,400人の流出超となっています。

他市町村からの通勤・通学者数は北九州市八幡西区(3,138人)が最も多く、以下、遠賀郡水巻町(640人)、直方市(406人)、鞍手郡鞍手町(379人)、北九州市若松区(343人)、遠賀郡遠賀町(329人)となっています。

本市からの通勤・通学先も、北九州市八幡西区(5,471人)が最も多く、以下、北九州市小倉北区(1,285人)、八幡東区(877人)、直方市(884人)、北九州市若松区(777人)、戸畠区(656人)、福岡市(651人)となっています。

通勤・通学による流入出状況(平成17年国勢調査による)



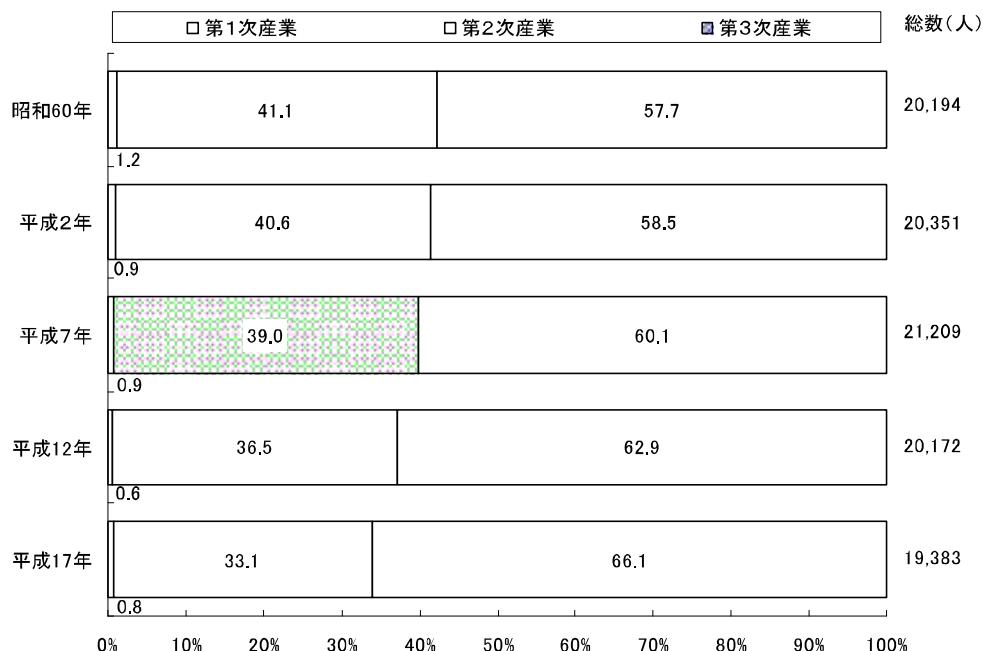
(5)就業人口の推移

中間市の平成17年の就業人口は19,383人で、就業人口はほぼ2万人前後で推移しています。

産業別就業者の構成比の推移をみると、平成2年以降、第2次産業就業者比率が大きく低下しており、平成2年(8,231人)から17年(6,327人)にかけて2,000人近く減少しており、製造業離れが加速しています。

第3次産業就業者のウェイトは増加傾向にあり、平成17年の第3次産業就業者比率は66.1%です。

産業別就業人口構成比の推移



注)総数には分類不能を含む。

出所:国勢調査

産業別就業人口の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	(単位:人)
第1次産業	239	187	182	127	152	
第2次産業	8,273	8,231	8,230	7,333	6,327	
第3次産業	11,613	11,867	12,687	12,648	12,633	
分類不能	69	66	110	64	271	
計	20,194	20,351	21,209	20,172	19,383	

出所:国勢調査

第2章 将来人口の見通し

第4次総合計画前期計画(平成18年～22年)策定時における人口設定は、策定時に最も近い平成17年国勢調査人口が46,560人で、第4次総合計画の最終年度(平成27年)の将来人口を41,763人と予測しているが、本市において、効率的な行財政運営を行いうえでの必要人口を50,000人とし、本計画完了時の平成27年度の目標人口を50,000人と設定しています。

今回の予測では、平成12年と17年の国勢調査による男女各歳人口を基に『コードト要因法』によって求め、この数値を将来人口の推計値としました。

なお、社会移動率は平成12年から平成17年にかけての傾向が一定で推移すると想定して推計を行った結果、第4次総合計画の最終年度(平成27年)の将来人口は42,629人と前期計画時の予測よりも若干高めの予測となっています。

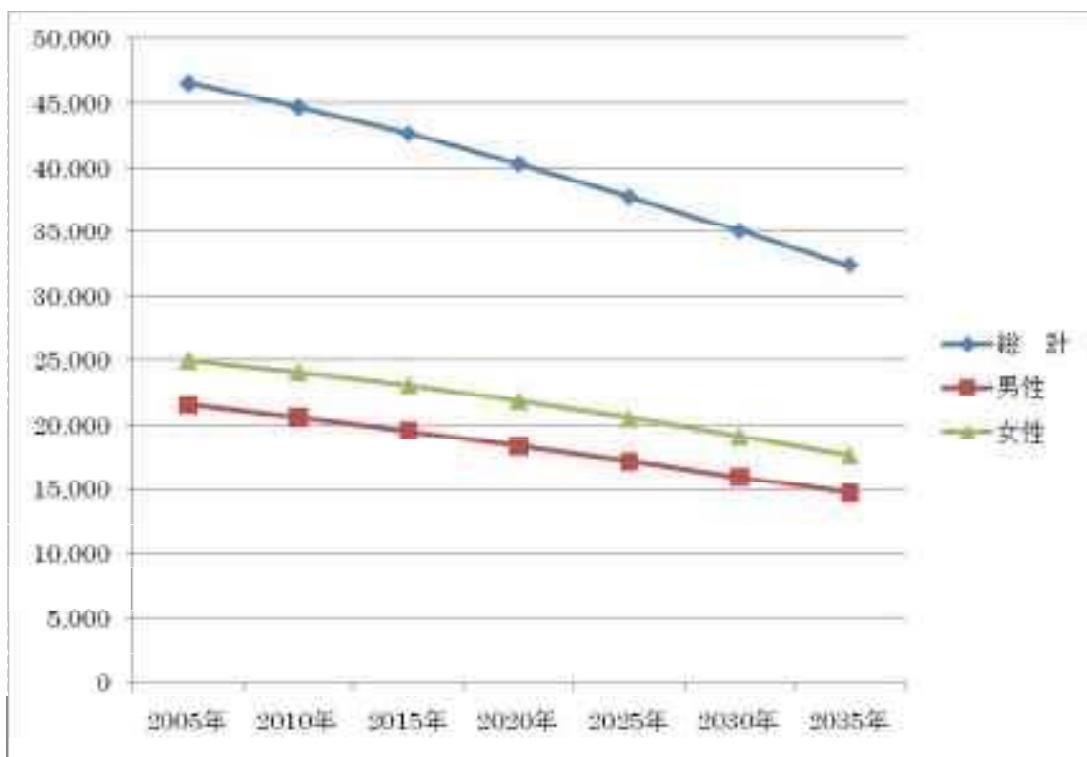
また、平成22年度に行われた国勢調査は、平成23年3月現在人口速報(※)が公表された段階です。今後、人口等基本集計は、平成23年10月頃に公表される予定になっています。

(参考)住民基本台帳人口・国勢調査人口の増減

年 次	人 口			
	住民基本台帳	増 減	国勢調査	増 減
昭和55年	49,599	5,730	48,647	5,502
昭和60年	51,101	1,502	50,294	1,647
平成2年	50,457	-644	49,216	-1,078
平成7年	50,482	25	49,353	137
平成12年	49,322	-1,160	48,036	-1,317
平成17年	48,000	-1,322	46,560	-1,476
平成22年※	45,299	-2,701	44,214	-2,346

※ 平成23年2月国勢調査人口速報による。

推計人口



【男女別】

年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
総 計	46,560	44,686	42,629	40,288	37,716	35,028	32,347
男性	21,555	20,586	19,535	18,389	17,163	15,909	14,698
女性	25,005	24,100	23,094	21,899	20,553	19,119	17,649

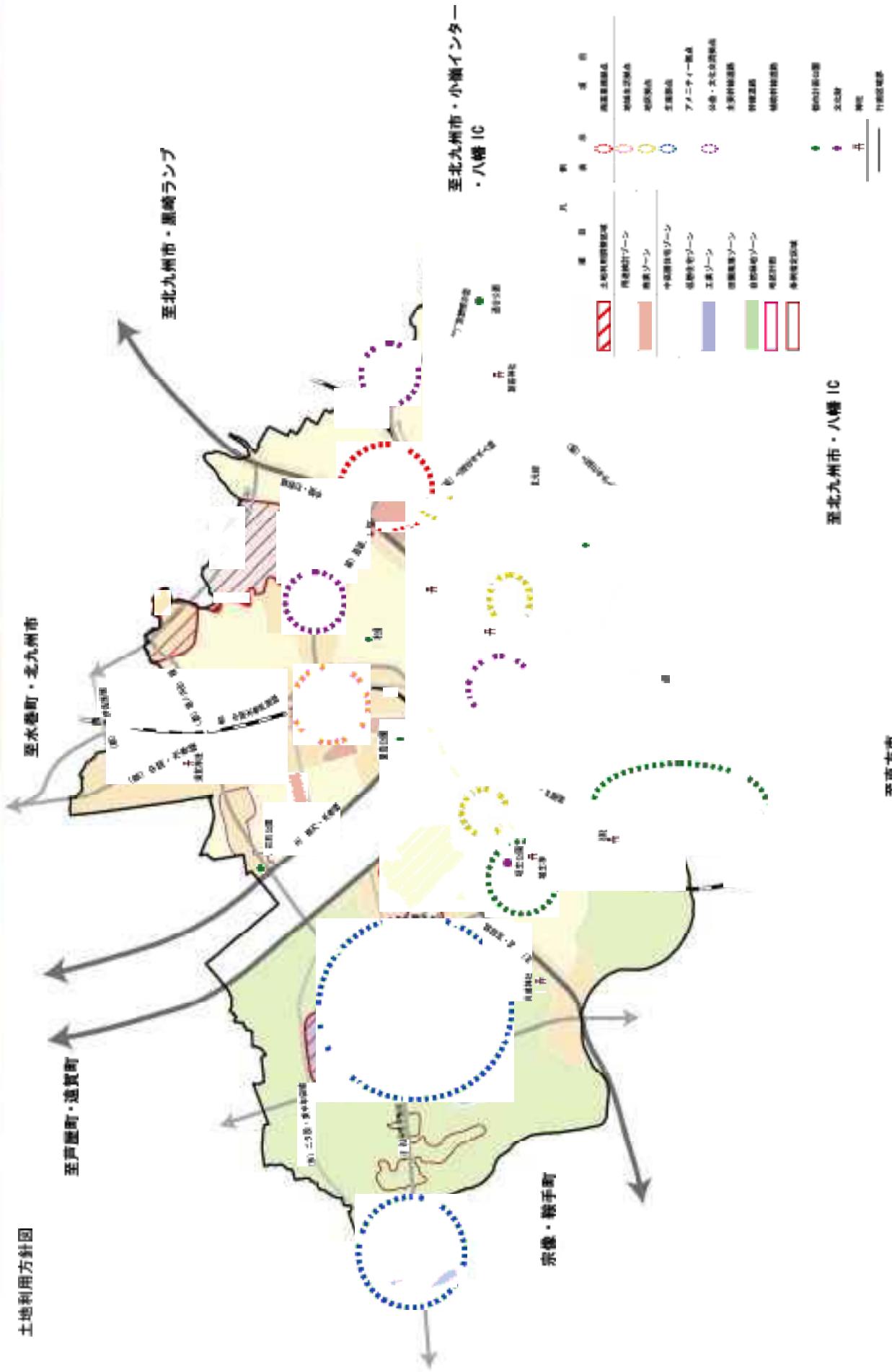
【年齢3区分別】

年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
総 計	46,560	44,686	42,629	40,288	37,716	35,028	32,347
0 歳～14 歳	5,720	5,062	4,466	3,872	3,404	3,035	2,716
15 歳～64 歳	29,008	26,488	23,576	21,388	19,864	18,546	17,111
65 歳以上	11,832	13,137	14,587	15,029	14,449	13,448	12,520

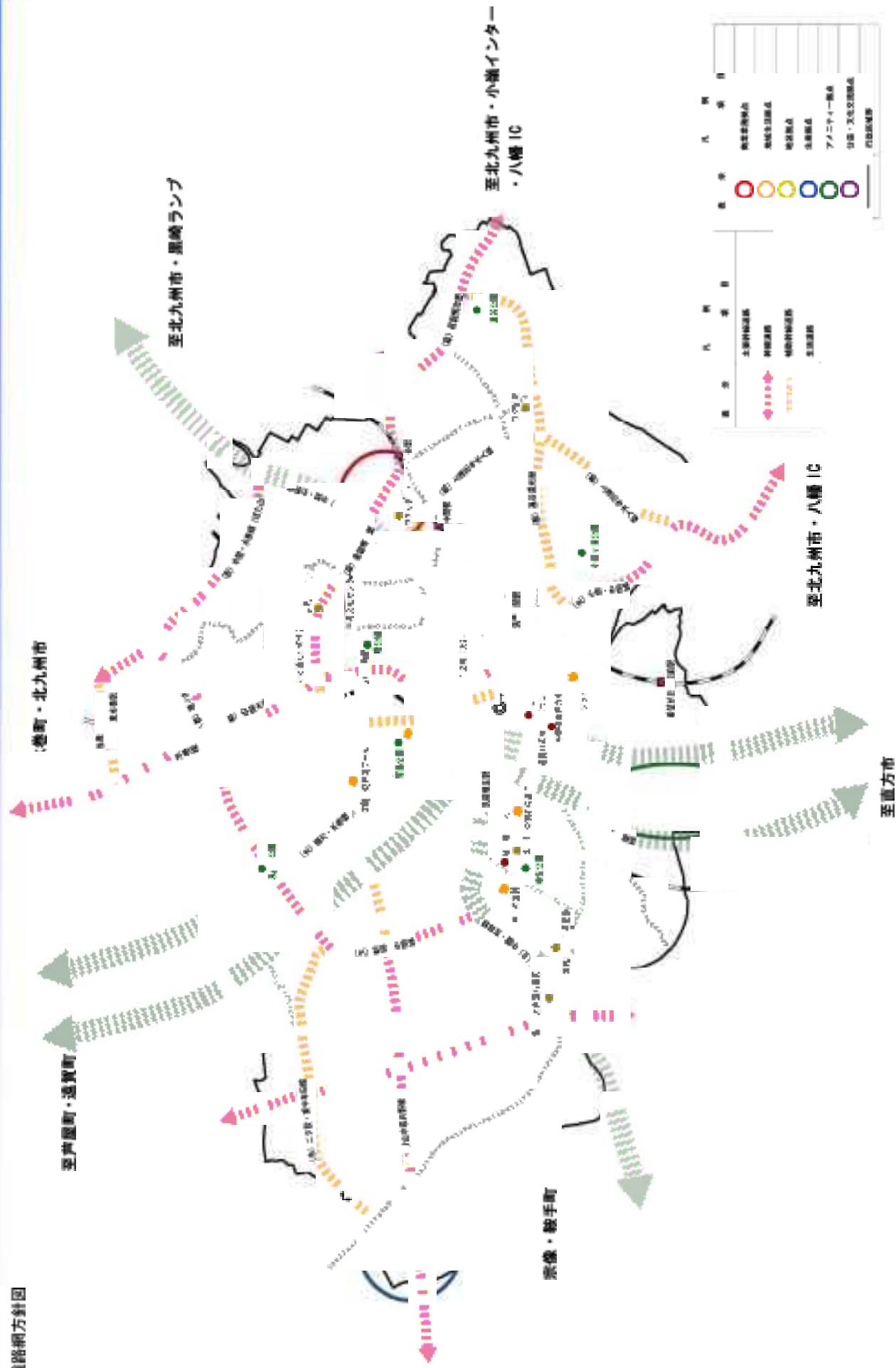
資料 2

土地利用・道路網・水とみどりの整備方針図

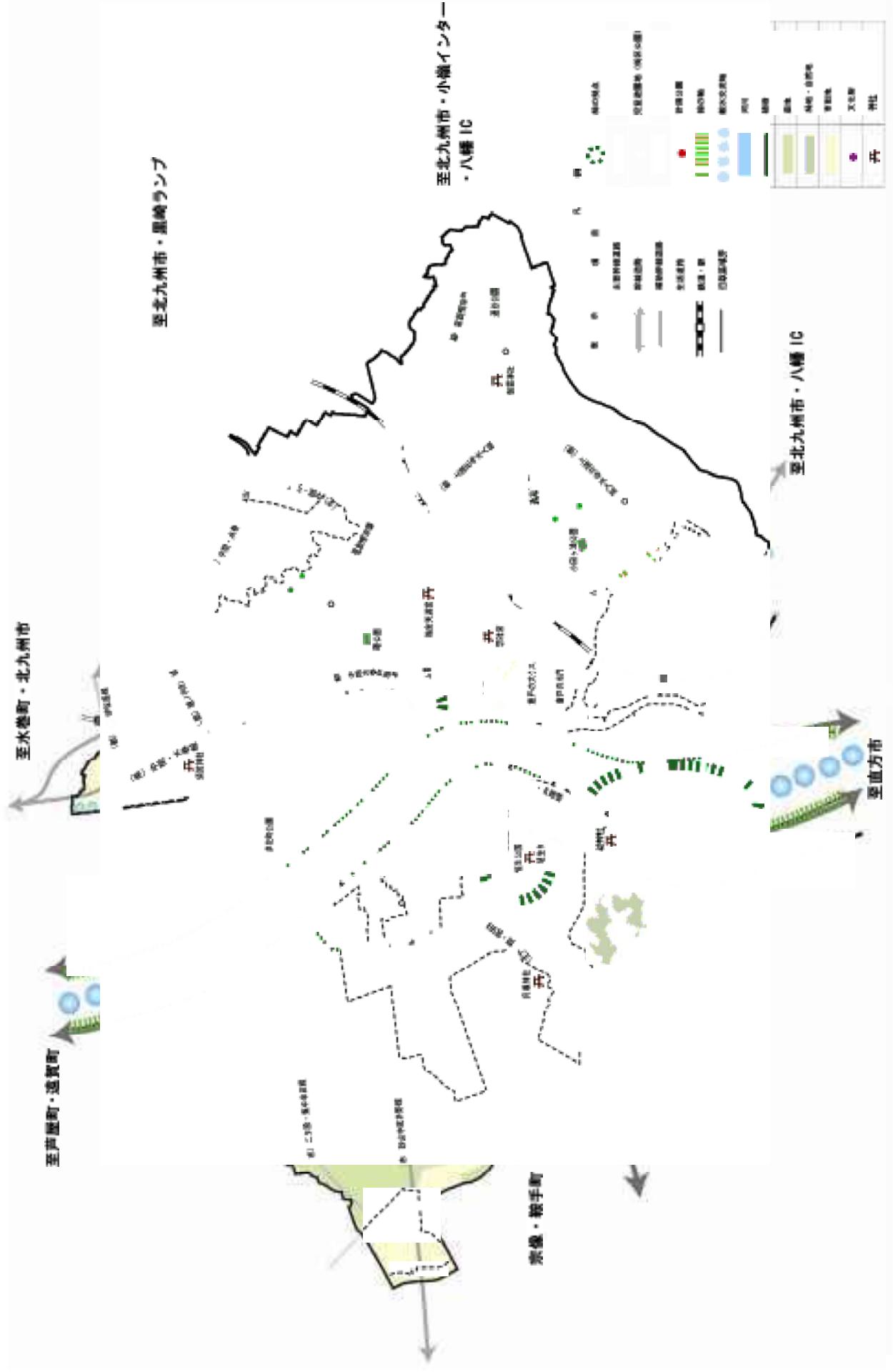
土地利用方針四



道路網方針図



水とみどりの整備方針四



中間市第4次総合計画 後期基本計画策定に係る 市民意識調査結果

調査期間
平成22年2月1日から
平成22年3月31日まで

① 調査の目的

この調査は、中間市第4次総合計画の後期基本計画を策定するにあたり、市民意識を把握し、市民の意見をより多く計画に反映させるため行いました

② 調査概要

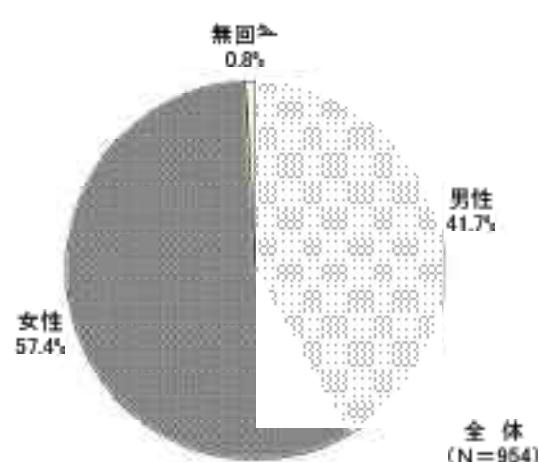
- [1] 調査地域 中間市全域
- [2] 調査対象者 中間市内に居住する満15歳以上の男女
調査対象者数 2,500サンプル
回収数 954サンプル
有効回収数 954サンプル
回収率 38.1%
- [3] 調査方法 郵送法
- [4] 調査期間 平成22年2月1日（月）～平成22年3月31日（水）

③ 調査結果利用上の注意

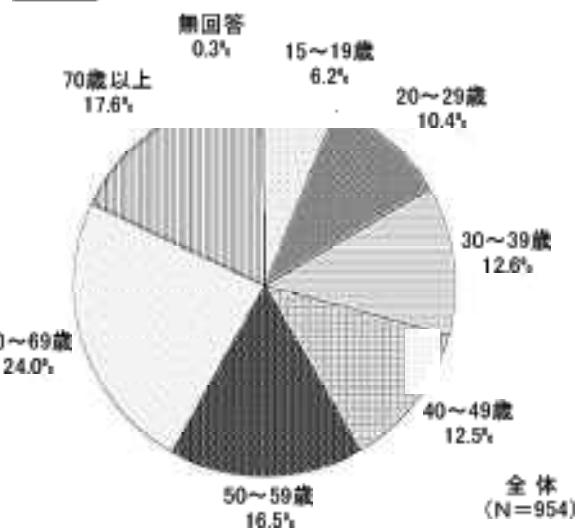
- [1] 数字は、百分比のホイント以下2位を四捨五入しているので、回答比率の合計は、必ずしも100%になるとは限りません
- [2] 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は、原則として100%を超える
- [3] 数表、図表、文中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）です。数表で、分析項目によっては対象者が限定されるため、全体の標本数と合わないことがあります
- [4] 今回の調査において、年齢・性別等の基本属性や、関係があると思われる回答を考慮した分析を行っていますが、数表は省略しました

①基本事項

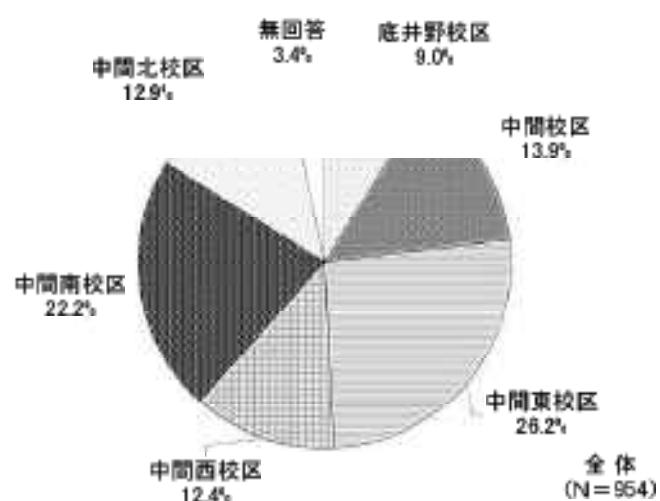
問1 あなたの性別を教えてください。



問2 あなたの年齢を教えてください。

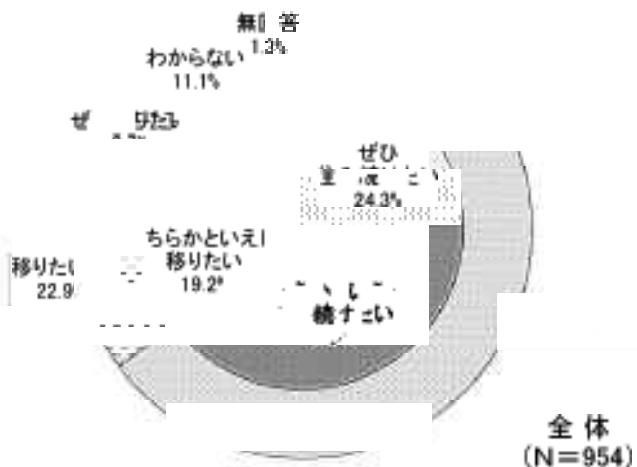


問3 あなたのお住まいは次のどの小学校校区ですか。



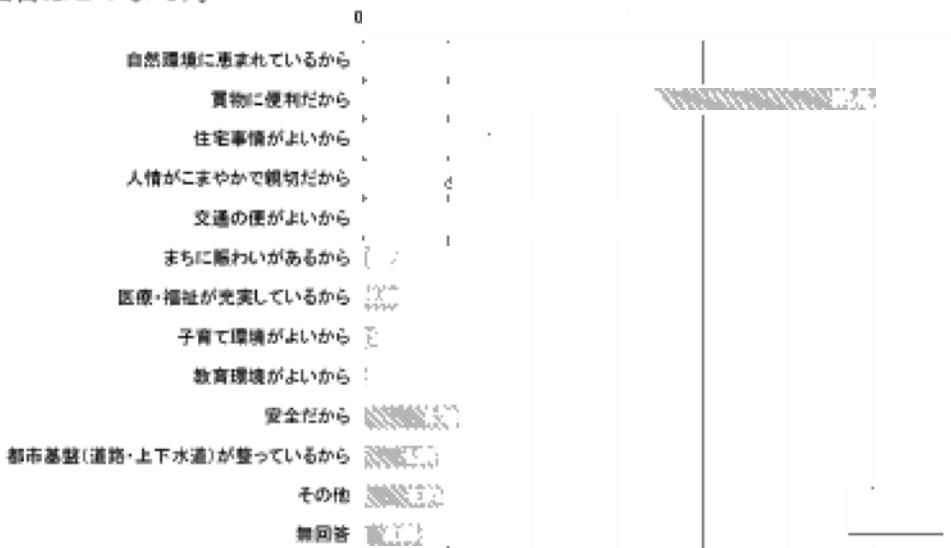
②暮らしやすさ

問4 あなたは、可能ならこれからも中間市に住み続けたいと思いますか。



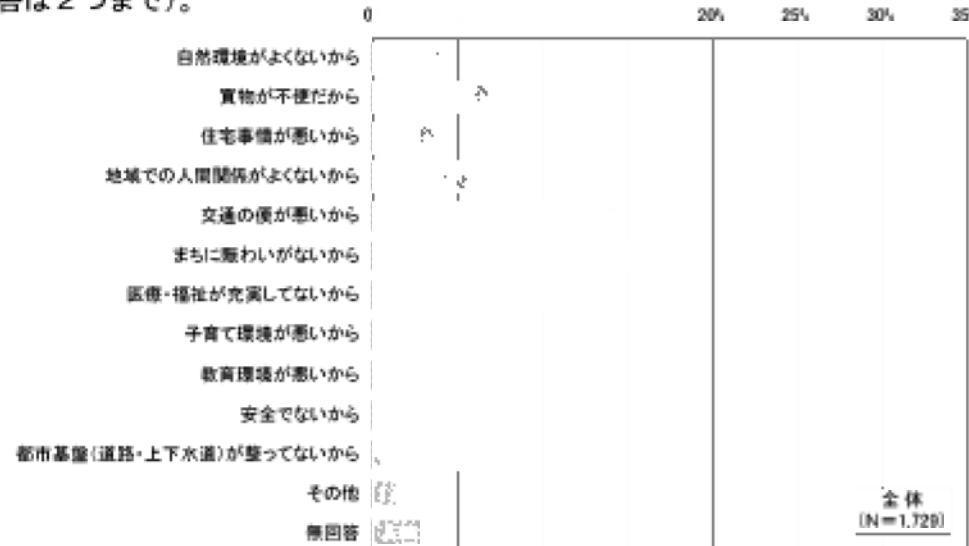
- 「住み続けたい」人は64.8%で全体の約3分の2、「移りたい」人は22.9%で全体の約4分の1、「分からない」人は11.1%となっている。
年齢別では、40歳以上、特に男性は「住み続けたい」人が多く、40歳未満、特に女性は「移りたい」人が多い。
居住地別では、底井野校区で「住み続けたい」人が多く、川町南校区で「移りたい」人が多い。

問5 中間市での暮らしやすさを考えたときに、良いと感じるところはどこですか
(回答は2つまで)。



- 住みやすいと感じている理由は、「賃物に便利」「自然環境に恵まれている」「人情がこまやかで親切」の3つが特に多い。
居住地別では、底井野校区で「自然環境に恵まれている」「人情がこまやかで親切」が比較的多く、川町東校区で「賃物に便利」「交通の便がよい」が多くなっている。

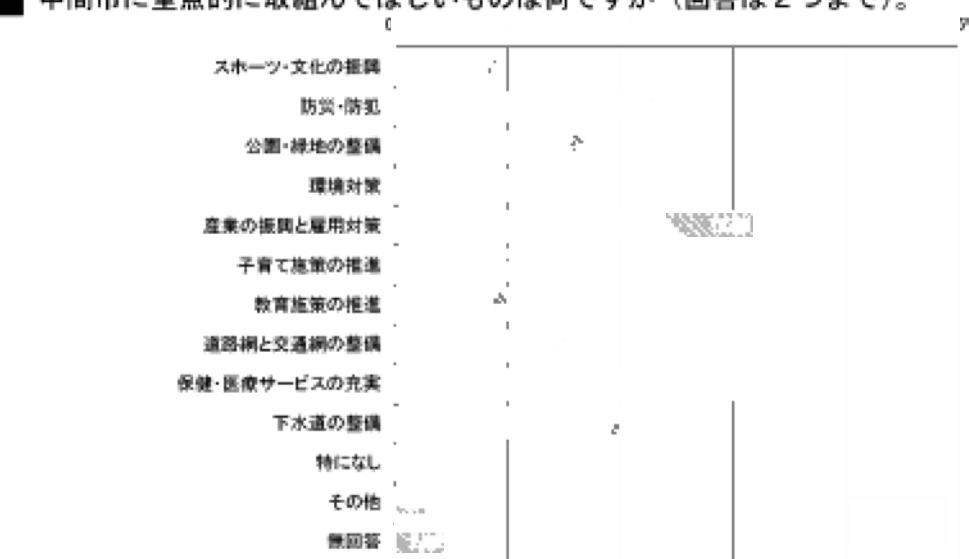
**問6 中間市での暮らしやすさを考えたときに、悪いと感じるところはどこですか
(回答は2つまで)。**



問5 の住みやすいと感じている理由と比較すると、中間市が住みにくく感じている理由は、様々な要因に分かれる結果となった。50歳未満では、「安全でない」「教育環境が悪い」「子育て環境が悪い」との回答が目立つ。居住地別では、底井野校舎で「交通の便が悪い」「買物が不便」が、中間校舎で「まちに馴染みがない」が、中間西校舎で「交通の便が悪い」「都市基盤(道路・上下水道)が整っていない」が、中間北校舎で「安全でない」「教育環境が悪い」が比較的高い。

③市政

問7 中間市に重点的に取組んでほしいものは何ですか (回答は2つまで)。

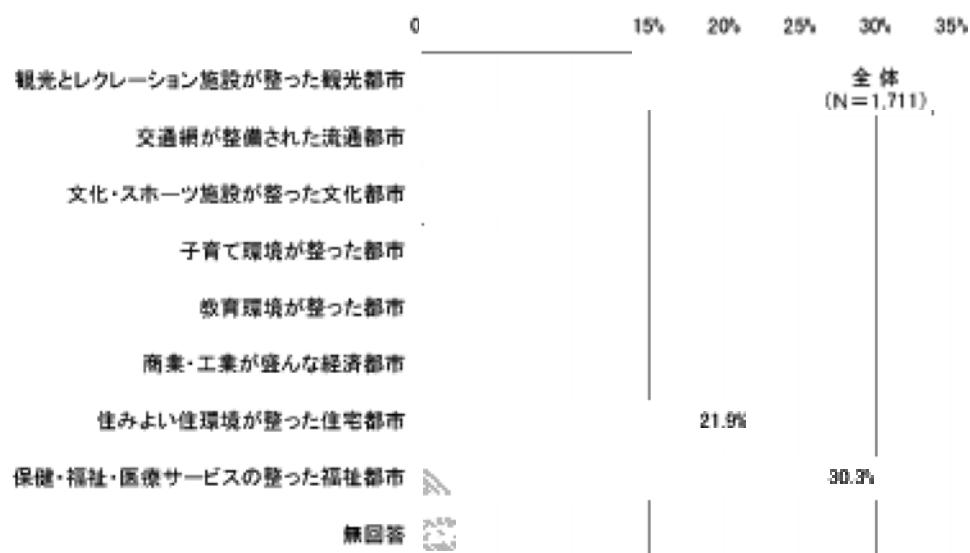


市に求める重点施策としては、全体として「保健・医療サービスの充実」「産業の振興と雇用対策」との回答が多く寄せられている。

年齢別では、10代で「スポーツ・文化の振興」が、20代男性で「産業の振興と雇用対策」が、50歳未満の女性で「防災・防犯」「子育て施策の推進」「教育施策の推進」が、60歳以上の男性で「公園・緑地」「下水道」などの都市基盤に関する回答が比較的多く回答されているように、各年代ごとの行政ニーズが幅広く分かれていることを表している。

居住地別では、中間西校舎で「下水道の整備」が、中間北校舎で「防災・防犯」が特に要望されてい

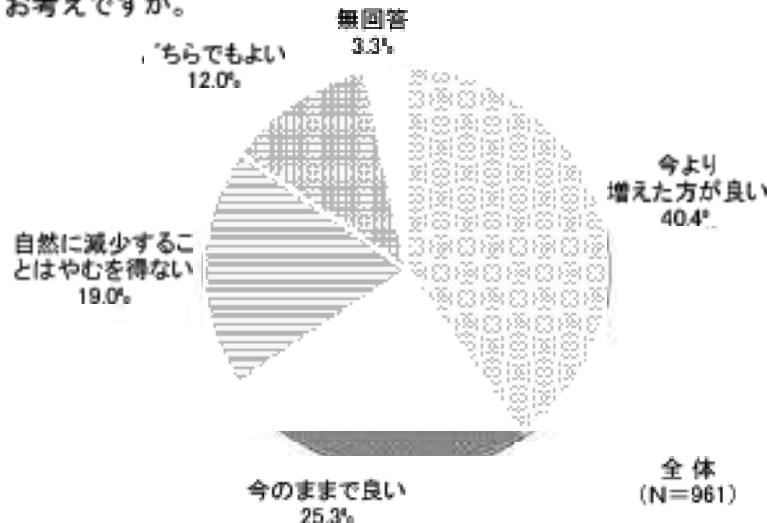
問8 中間市は将来どのようなまちになってほしいと思いますか(回答は2つまで)。



日指すべき中間市の将来像については、「福祉都市」が30.3%で「住宅都市」が21.9%となっている。年齢別では、10~20代で「観光都市」「文化都市」が、20~30代女性で「子育て都市」「教育都市」がそれぞれ高くなっている。

④人口

問9 中間市の人口は現在約4万6千人ですが、あなたは、中間市の将来の人口についてどうお考えですか。

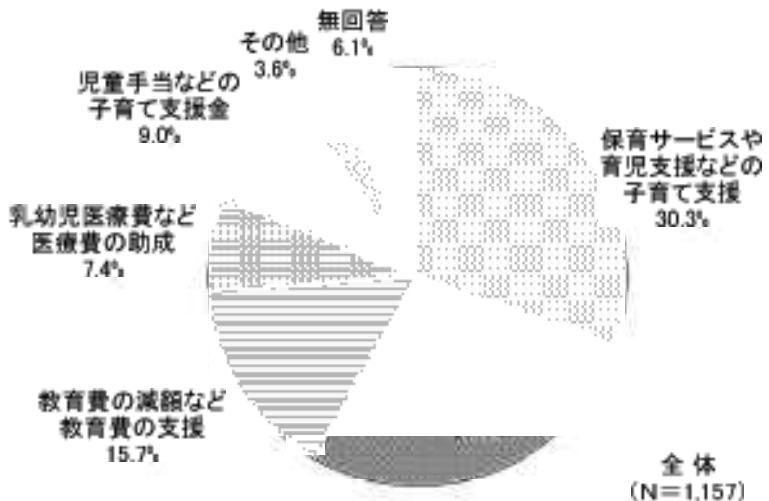


将来の人口は、「今までよい」と「自然に減少することはやむを得ない」を合わせると「今より増えた方が良い」を上回っており、全国的に人口減少社会にあって市民の意識も変化してきていることが窺える。

の男性は「今より増えた方が良い」と考えている人が多く、一方、40歳未満では「今までよい」と「自然に減少することはやむを得ない」という回答が多い。

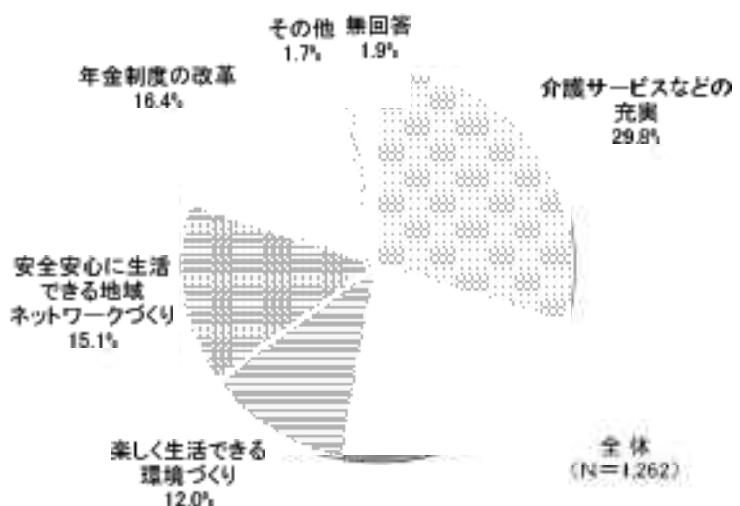
将来都市像で「経済都市」を選択した人は、「今より増えた方が良い」と答えた人が多い。

問10 中間市も今後高齢者が増加することになりますが、どのような施策が最も必要だと思いますか。



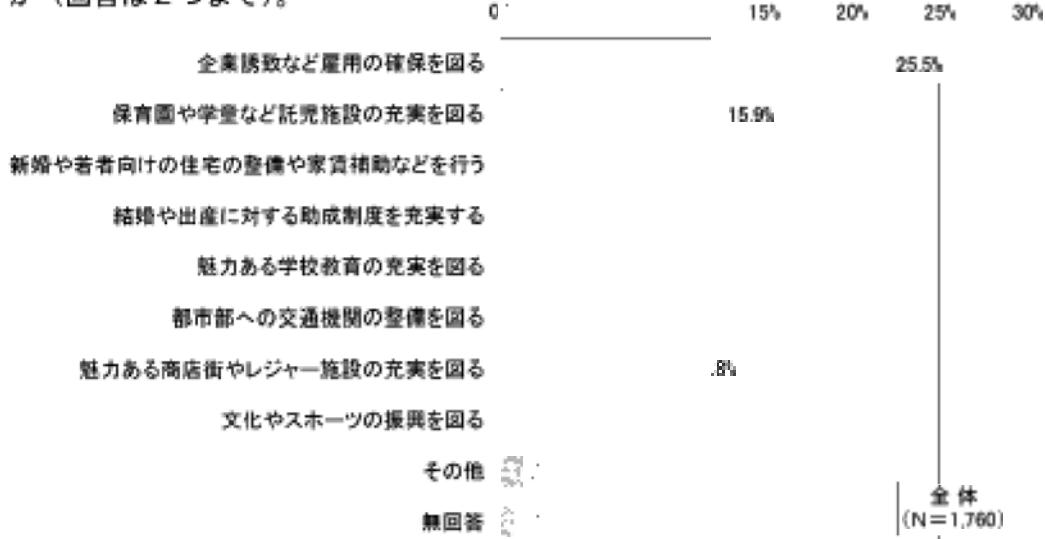
少子化対策の施策としては、「保育サービスや育児支援などの子育て支援」が30.3%、「育児休業など働きながら子育てできる労働環境づくり」が27.7%となっている。
50歳未満の男性では「教育費の減額など教育費の支援」を、30歳未満の女性では「児童手当などの子育て支援」が多い。

問11 中間市も今後高齢者が増加することになりますが、どのような施策が最も必要だと思いますか。



高齢化対策の施策としては、「介護サービスなどの充実」が29.8%で最も多かったが、他の回答に対する変動もそれそれ高く、意見が分かれれる結果となった。

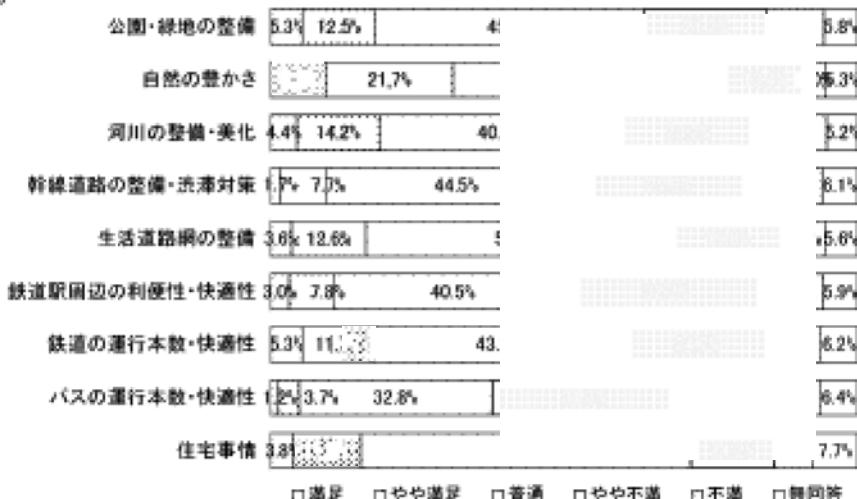
**問12 中間市に若い人が住みたくなるためには、どのような施策が最も必要と思いま
すか（回答は2つまで）。**



若い人が住むために必要な対策は、全体として「企業誘致など雇用の確保を図る」が25.5%と最も高い回答を得ている。しかし40歳未満に限定すると「魅力ある商店街やレジャー施設の充実を図る」「新婚や若者向けの住宅」「結婚や出産に対する助成制度を充実する」などの回答が特に多い。

⑤都市基盤

**問13 中間市の都市基盤の施策について下記の項目ごとに満足度の番号を記入して
ください。**



□満足 □やや満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答

中間市の都市基盤に関する各施策の満足度については、「バスの運行本数・快適性」に対する不満が突出して高い。

年齢別では、公共交通の利用が多くなる女性や高齢者を中心にバスや鉄道に対する不満が高く、10～20代では「公園・緑地の整備」「河川の整備・美化」に対する不満も高い。

居住地別では、成井野校区・中間西校区で「バスの運行本数・快適性」に対する不満が高いほか、中間校区・中間西校区で「生活道路網の整備」の、中間南校区で「鉄道駅周辺の利便性・快適性」の、中間北校区で「河川の整備・美化」の不満度が高く、各地区の都市基盤に関する行政課題を顕著に示した結果となった。

⑥保健・医療・福祉

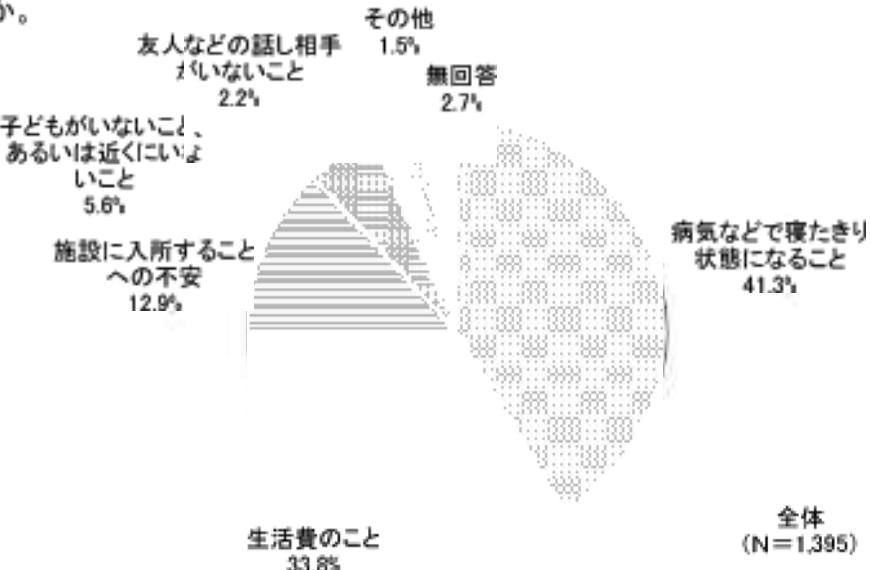
問14 中間市の保健・医療・福祉について下記の項目ごとに満足度の番号を記入してください。

医療・健康保険 2	52.0%	8.2%	7.0%
子育て支援	52.3%		15.1%
障害者福祉	57.2%		13.9%
高齢者福祉・介護保険	42.8%		10.2%
低所得者福祉	51.9%		14.3%
年金	41.7%		12.8%
乳幼児や妊産婦に対する母子保健	63.2%		16.1%
生活習慣病対策や健康維持など	61.6%		12.8%

□満足 □やや満足 □普通 □やや不満 □不満 □無回答

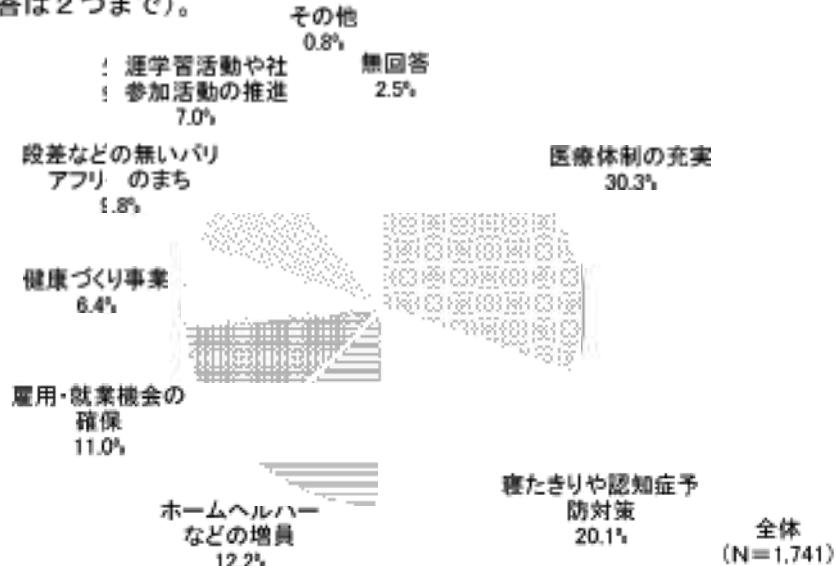
保健・医療・福祉に関する各施策の満足度については、全体として「高齢者福祉・介護保険」に対する不満が高い。
また、40歳未満で「乳幼児や妊産婦に対する母子保健」「生活習慣病対策や健康維持など」に対するイメージがなく、「50」以上で「高齢者福祉・介護保険」「年金」に対するイメージが高い。

問15 あなたが、老後を考えるとき（もしくは高齢期にある現在）不安なことは何ですか。



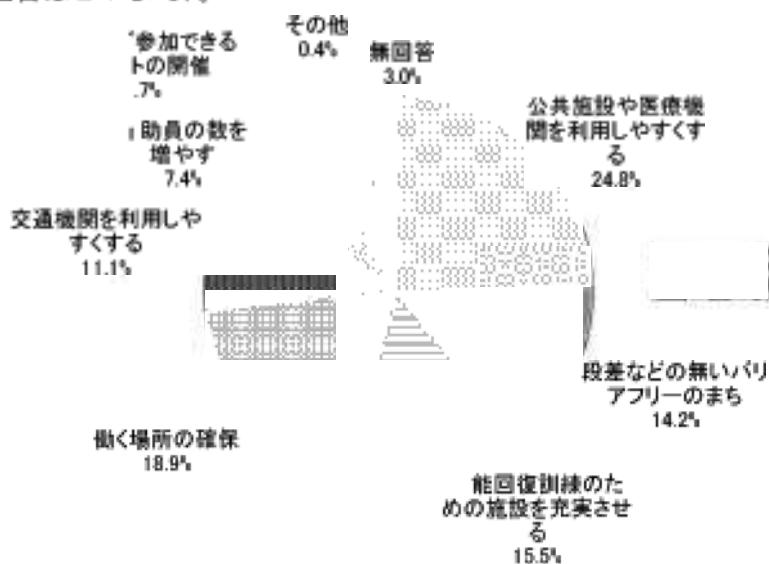
老後の不安としては、「病気などで寝たきり状態になること」が41.3%、「生活費のこと」が33.8%と特に多く回答されている。
しかし50歳未満では「生活費のこと」を不安に感じている声が比較的多く、昨今の経済情勢や年金制度への不安全感などの影響が現れていると考えられる。

問16 あなたは、高齢者福祉についてどのようなサービスを充実したらよいと思いま
すか（回答は2つまで）。



充実すべき高齢者福祉サービスは、「医療体制の充実」が30.3%、「健常なまちアフリのまち」が20.1%と高い割合を示したほか、種々多様な要望が寄せられた。60歳未満の男性では「雇用・就業機会の確保」を充実すべきとの回答が比較的多く、定年後も何らかの形で就業したい（せざるを得ない）意向が推察される一方、30歳以上の女性では「ホームヘルパーなどの増員」との回答が多く、家庭で介護にあたる女性への支援を求める声が高いことを伺わせる。

問17 あなたは、障害者福祉についてどのようなサービスを充実したらよいと思いま
すか（回答は2つまで）。



充実すべき障害者福祉サービスは、様々な回答に分かれる結果となった。年齢別では、50歳未満で「働く場所の確保」が比較的多い結果となった。

⑦生活環境

問18 中間市の生活環境について、下記項目ごとに満足度の番号を記入してください。

上水道	18.8%	15.6%	57	7.7%
下水道	9.9%	8.3%	32	8.0%
消防や救急体制	13.1%	10.0%	42	8.1%
地震・洪水等災害対策	2.1%	2.9%	57	11.1%
道路の安全性・迷惑駐車	1.8%	4.4%	33.3%	7.8%
夜道などの安心感・防犯	1.5%	2.6%	29.4%	8.5%
ゴミの収集リサイクル	2.0%	12.9%	57	7.3%
まちの美観	1.6%	5.2%	48.7%	8.3%
	□満足	□やや満足		□回答

- 中間市の生活環境に関する各施策の満足度については、「
迷惑駐車」に対する不満が高い一方、「消防や救急体制」、「
上水道」に対する満足度については、非常に満足している人から強く不満を感じている人まで幅広く分布している。
年齢別では、50歳未満で「道路の安全性・迷惑駐車」「夜道などの安心感・防犯」に対する不満が非常に高い。
居住地別では、中間校区・中間西校区で「下水道」の、成井野校区・中間北校区で「地震・洪水等災害対策」の、成井野校区・中間校区で「夜道などの安心感・防犯」の不満度が特に高い。

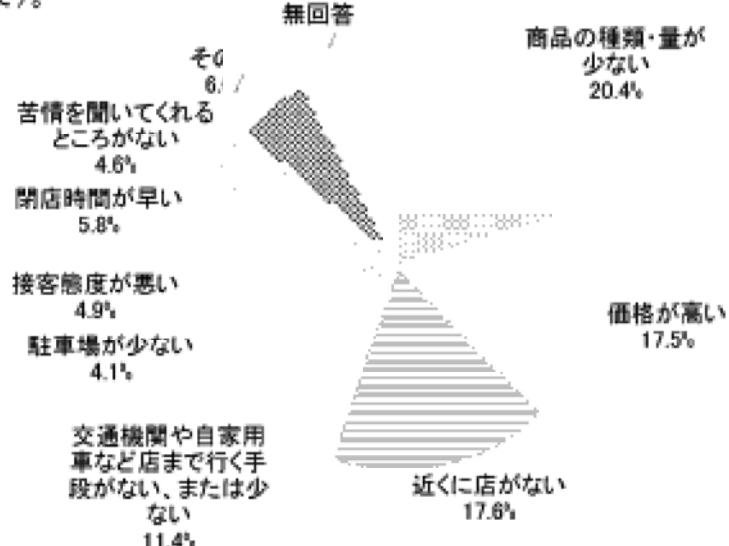
⑧産業・雇用・観光

問19 中間市の産業・雇用・観光について、下記項目ごとに満足度の番号を記入してください。

農業の振興	1.9%	3.9%	63	3.1% 13.9%		
商業の振興	0.5%	3.2%	42.3%	0.7% 12.2%		
工業の振興	0.5%	1.8%	48.1%	0% 13.1%		
失業対策	0.5%	1.0%	33.8%	14.2%		
観光・まつり	1.9%	6.5%	49.8%	7.4% 11.1%		
	□満足	□やや満足	□普通	□やや不満	□不満	□回答

- 中間市の産業・雇用・観光に関する各施策の満足度については、「失業対策」「商業の振興」に対する不満が高い。

問20 中間市内で買物をするとき、不便や不満を感じるのは次のどれですか（回答は2つまで）。



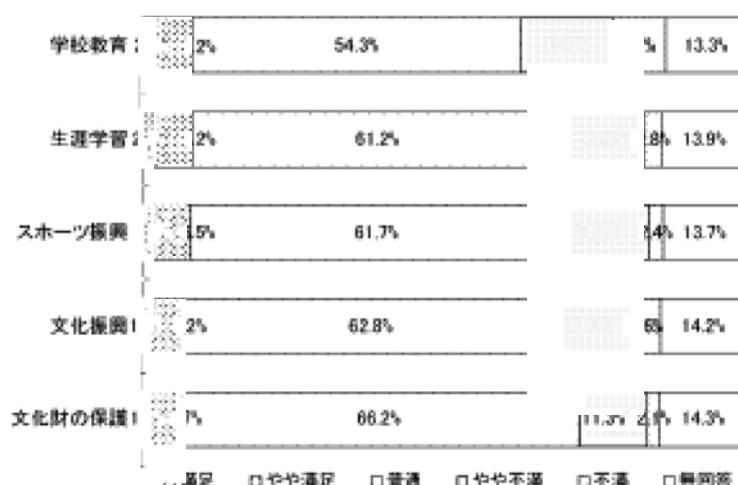
市内で買物をするときに不便や不満を感じることは、「商品の種類・量が少ない」が20.4%、「価格が高い」が17.5%、「近くに店がない」が17.6%と多くの回答を集めた

年齢別では、50歳未満の男性を中心に「商品の種類・量が少ない」が多く、30歳未満で「閉店時間が早い」が多い。一方、40歳以上の女性を中心に「価格が高い」「交通機関や自家用車など店まで行く手段がない、または少ない」との回答が多く寄せられた

居住地別では、底井野校区で「近くに店がない」が圧倒的に多いほか、中間南校区・中間北校区で「価格が高い」が比較的多くなっている

⑨教育・生涯学習・文化

問21 中間市の教育・生涯学習・文化の施策について、下記項目ごとに満足度の番号を記入してください。

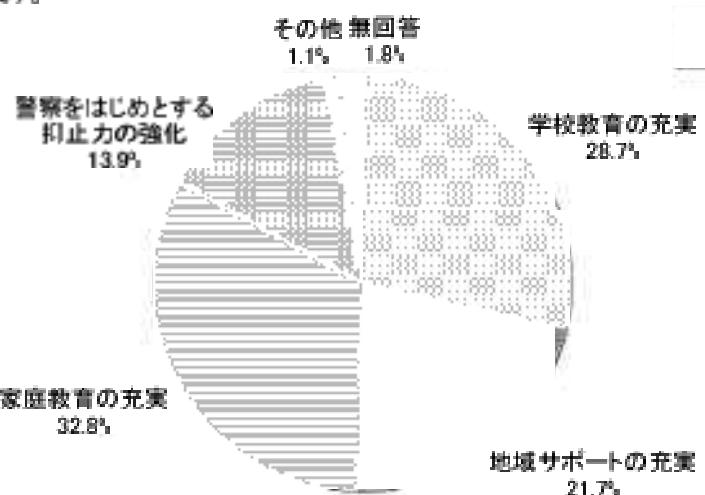


中間市の教育・生涯学習・文化に関する各施策の満足度については、「学校教育」に対する不満がやや高い結果となった

年齢別では、50歳未満で「学校教育」に対する不満が特に高い

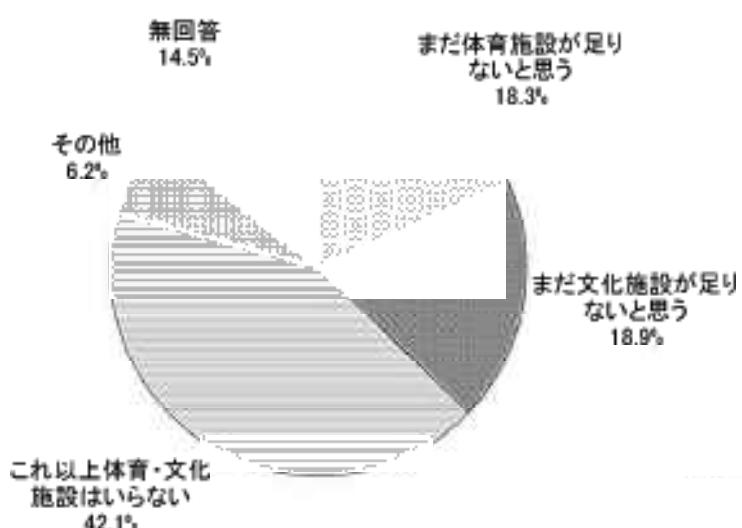
居住地別では、中間校区・中間東校区・中間北校区で「学校教育」に対する不満が高い

問22 子どもが健全に育つためには、次のどのような施策が必要と思いますか（回答は2つまで）。



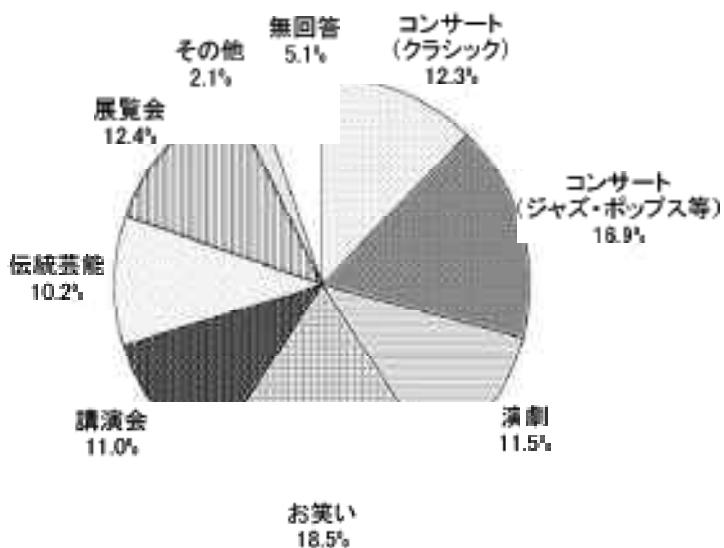
「子どもが健全に育つための施策としては、「家庭教育の充実」が32.8%、「学校教育の充実」が28.7%と多くの回答を始めた。年齢別では、30歳未満で「学校教育の充実」「警察をはじめとする抑止力の強化」が多い。また、男性は「警察をはじめとする抑止力の強化」が「家庭教育の充実」と答えた人が多い。

問23 中間市の体育・文化施設で現在不足しているものは何ですか。



体育・文化施設で不足しているものについては、全体として「これ以上体育・文化施設はいらない」という意見が多い。年齢別では、30歳未満で「まだ体育施設が足りないと思う」「まだ文化施設が足りないと思う」との回答が、50歳以上で「まだ文化施設が足りないと思う」との回答がやや多い。

問24 あなたは、どのような文化イベントに接してみたいですか(回答は2つまで)。



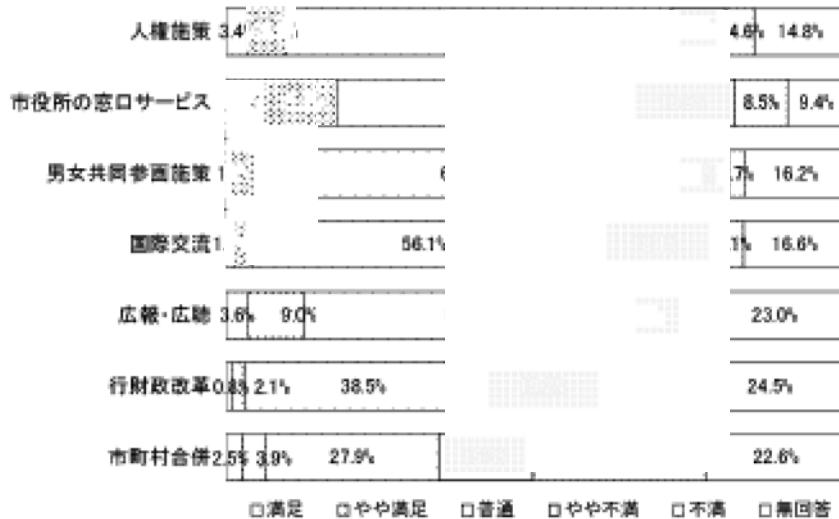
接してみたい文化イベントとしては各イベントに回答が分かれしており、市民のニーズの多様性が改めて浮き彫りになった

男女別では、男性で「展覧会」が、女性で「コンサート(クラシック)」「コンサート(ジャズ・ポップス等)」「演劇」「お笑い」「その他」が多い

年齢別では、60歳未満で「コンサート(ジャズ・ポップス等)」が、30歳未満で「お笑い」が圧倒的に多い

⑩その他

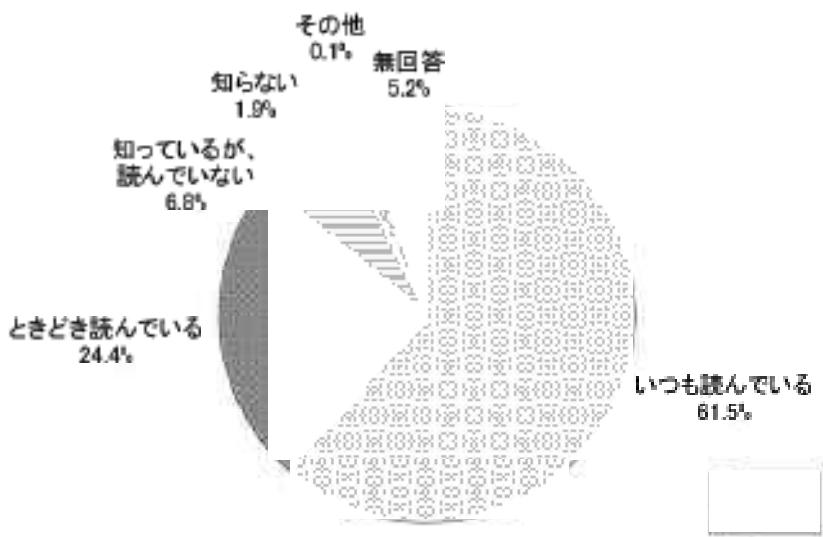
問25 中間市のその他の施策について、下記項目ごとに満足度の番号を記入してください。



中間市のその他の施策に対する満足度については、全体的に「行財政改革」「市町村合併」に対する不満が高くなっている

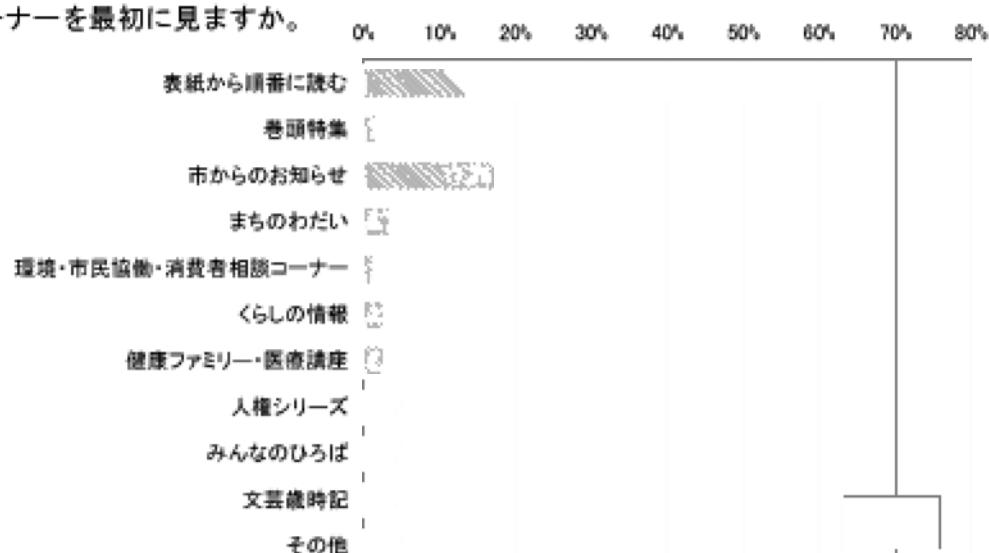
年齢別では、50歳未満で「市役所の窓口サービス」に対する不満が高く、40~50代男性で「行財政改革」「市町村合併」に対する不満が特に高い

問26 「広報なかま」をご存知ですか。



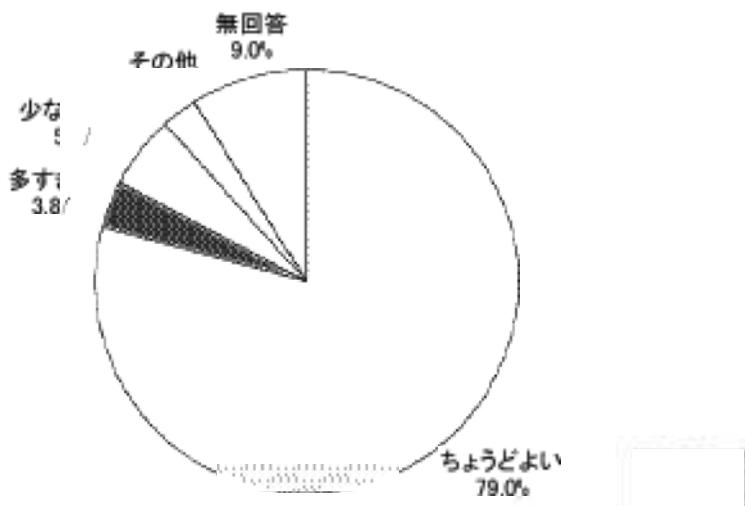
広報なかまについては、「いつも読んでいる」と「ときどき読んでいる」を合わせると、85%以上の人が読んでもいると回答している。年齢別では、10~20代では「いつも読んでいる」よりも「ときどき読んでいる」の方が多いが、30~40代では「いつも読んでいる」が約70%で「ときどき読んでいる」が約20%となっている。

問27 問26で「1 いつも読んでいる 2 ときどき読んでいる」と答えた方はどのコーナーを最初に見ますか。



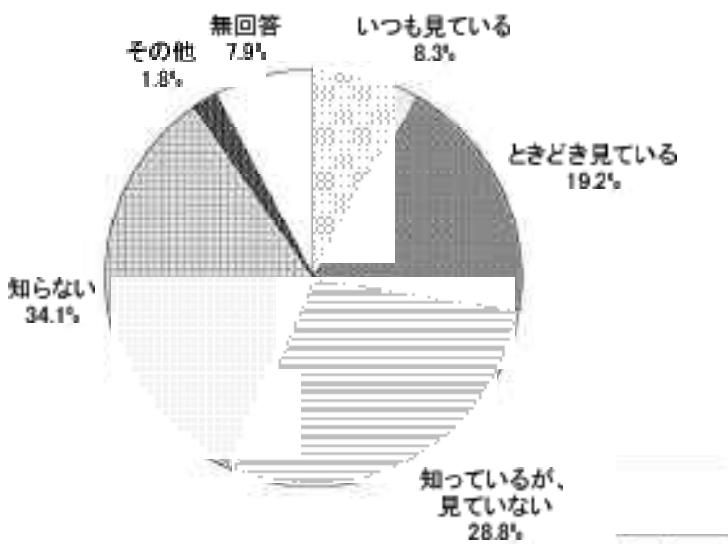
「広報なかま」で最初に読むコーナーとし

問28 「広報なかま」のページ数についておたずねします。



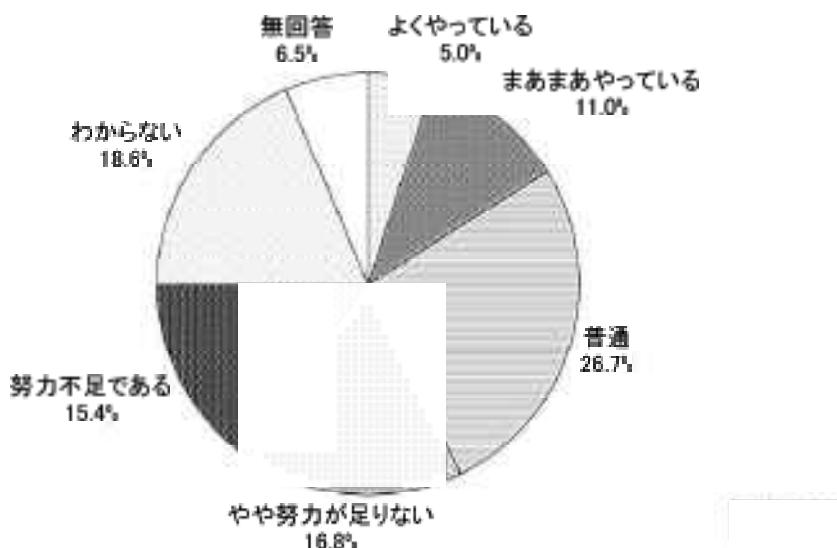
「広報なかま」のページ数については、「ちょうどよい」との回答がほとんどであった。

問29 中間市ホームページをご存知ですか。



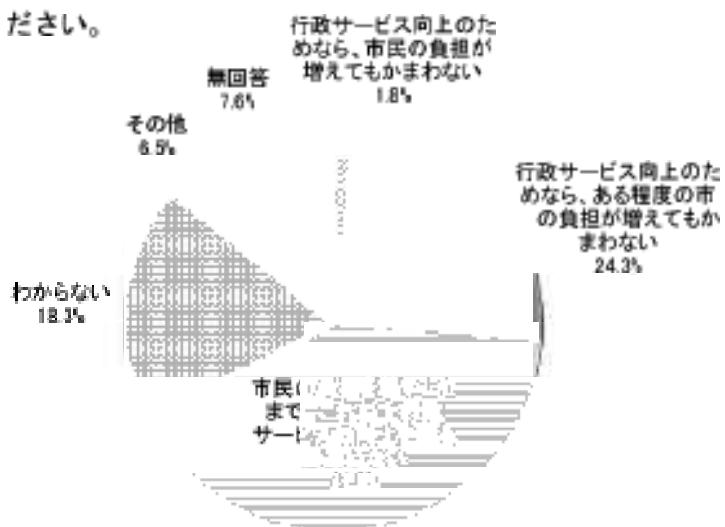
中間市ホームページについては、「いつも見ている」と「ときどき見ている」を介】せても、見ていると回答した人の割合は約4分の1にとどまっている。年齢別では、10~40代までは「ときどき見ている」が約25%、50代では「いつも見ている」が約15%で「ときどき見ている」が約15%、60代では「いつも見ている」が約15%で「ときどき見ている」が約20%、70代では「いつも見ている」と「ときどき見ている」がそれぞれ約20%となっている。

問30 あなたは、市の行政改革への取組についてどのような印象をもっていますか。



行政改革への取組については、「よくやっている」「まあまあやっている」が16.0%、「やや努力が足りない」「努力不足である」が32.2%であるが、「わからない」という回答も18.6%とかなり多かった。男女別では、男性の方が「やや努力が足りない」「努力不足である」との回答が多く、女性に「わからない」との回答が多い。

問31 地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増すなか、行財政改革を進めていくうえで行政サービスと市民の負担バランスについてどのようにお考えですか。次のうちから選んでください。

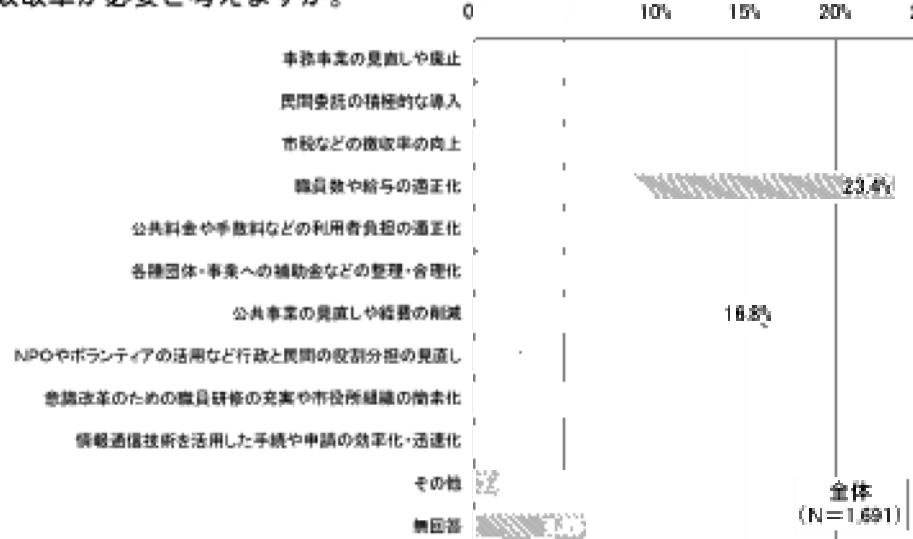


行政サービスと市民の負担とのバランスについては、「市民の負担を増やしてまで、これ以上行政サービスの向上を図る必要はない」との回答が一番多かったが、「行政サービス向上のためなら、ある程度の市民の負担が増えててもかまわない」との回答も多かった。

男女別では、男性は「行政サービス向上のためなら、ある程度の市民の負担が増えててもかまわない」との回答が比較的多く、女性は「市民の負担を増やしてまで、これ以上行政サービスの向上を図る必要はない」との回答が特に多い。

年齢別では、40歳未満で「わからない」との回答が多く、40~60代男性を中心に「行政サービス向上のためなら、ある程度の市民の負担が増えててもかまわない」との回答が比較的多くなっている。

問32 今後、さらに効率的・効果的な行政サービスを提供するためには、どのような行財政改革が必要と考えますか。



△後半が取り組んでいくべき行財政改革としては、「職員数や給与の適正化」「公共事業の見直しや経費の削減」との回答が突出して多かった

自由記入欄 市政に関するご希望やご意見がありましたら自由に記入してください。

自由記述の上な内容とその件数は以下のとおり（延べ件数）

- ・市町村合併の推進（39件）
- ・市政への期待、感謝（18件）
- ・市議会への意見、議員定数の削減（42件）
- ・市職員削減、給与の適正化（32件）
- ・市職員の接遇、激励（37件）
- ・行財政改革、財源の有効活用（21件）
- ・医療、高齢者福祉、介護保険（20件）
- ・児童福祉、子育て支援（12件）
- ・生活保護に対する不公平感（14件）
- ・環境、河川（21件）
- ・税金、公共料金（14件）
- ・上下水道（15件）
- ・道路（17件）
- ・都市計画、通り抜け付近の改良、公園の改善、バスの本数（32件）
- ・商店街の活性化、産業の振興、地域間格差の是正（18件）
- ・防犯、派出所または警察署の建設、暴力追放（14件）
- ・学校教育、家庭教育、非行防止、市民会館や図書館の改善（24件）
- ・その他（22件）